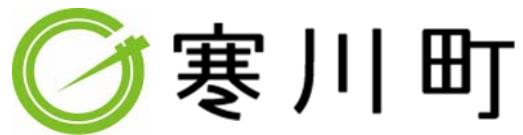




第3次寒川町環境基本計画（案）

令和2年10月



－目次－

第1章 計画策定にあたっての基本的事項	1
1. 第3次寒川町環境基本計画策定の背景	1
2. 計画の位置付け	3
3. 計画の期間	4
4. 計画の実施主体	4
5. 計画の全体構成	5
第2章 寒川町の環境の現状と課題	6
1. 社会経済状況	6
2. 環境の現状と課題	17
第3章 寒川町が目指す望ましい環境像	47
1. 寒川町が目指す望ましい環境像	47
2. 計画が対象とする環境の範囲	49
3. 望ましい環境像を実現するための基本目標と取り組み方針（計画の体系）	50
第4章 望ましい環境像を実現するための取り組み	51
【基本目標1】健康で、安心して暮らせるまちを形成します	52
【基本目標2】歴史とともに育まれた自然と共生します	60
【基本目標3】低炭素社会の実現に向けた地球温暖化対策を推進します	66
【基本目標4】資源が循環する仕組みを構築します	72
【基本目標5】快適で住みやすい都市環境を構築します	77
第5章 重点プロジェクト	84
1. 重点プロジェクトの考え方	84
2. 前期期間における重点プロジェクト	85
3. 水辺を中心としたまちをきれいにしよう！プロジェクト	88
4. 二酸化炭素排出実質ゼロのまちキックオフ！プロジェクト	91
第6章 計画の進行体制と進行管理	95
1. 計画の推進体制	95
2. 進行管理の仕組みと手順	98
3. 環境指標の点検方法	101

第1章 計画策定にあたっての基本的事項

1. 第3次寒川町環境基本計画策定の背景

寒川町では、環境の保全及び創造に関する基本理念を示した「寒川町環境基本条例（平成13年3月制定）」に基づき、本町が目指す望ましい環境像の実現に向けた施策を体系別・方向別に掲げた「寒川町環境基本計画」を平成15年3月に策定しました。平成20年3月には、寒川町環境基本計画を改訂（中間見直し）し、更なる取り組みを推進してきました。

その後、平成23年3月11日に発生した東日本大震災、及びこれに伴う福島第一原子力発電所事故による災害の発生を契機に、我が国のエネルギー問題を取り巻く環境が大きく変わり、さらには環境問題に対する一人ひとりの意識も変化してきました。

寒川町環境基本計画は平成24年3月をもって計画期間を終え、変化し多様化し続ける環境問題にも対応した「みんなでつくる みどり豊かで 空気と水がきれいなまち」を望ましい環境像とする第2次寒川町環境基本計画を策定しました。

その後、本町は、圏央道（首都圏中央連絡自動車道）の一部として整備され平成27年3月に全線開通したさがみ縦貫道路により利便性の向上と交通の変化や、寒川駅北口地区、ツインシティ倉見地区、田端西地区の計画的な市街地整備等が進められるなど、まちの様子が変化しつつあります。

世界に目を向けると、2015（平成27）年9月の国連サミットで「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で示された国際目標であるSDGs（Sustainable Development Goals）が採択され、2016（平成28）年～2030（令和12）年までの15年間で世界が達成すべき、持続可能な開発を目指すためのゴールが示されました。これを受けて、我が国においても、平成28年12月に「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」が決定され、それ以降、地方自治体を含む様々な事業体でSDGsの目標に資する取り組みを推進するようになりました。また、令和2年4月7日に宣言された、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言は、私たちのライフスタイルを一変させる大きな社会的な課題となりました。

このような背景の中で令和3年3月に第2次寒川町環境基本計画の計画期間を終え、本町のこれからのかまちづくりが、我が国の持続可能な社会の構築に資するものになり、次世代までの町民誰しもがこころ穏やかに暮らせるまちとなることを念頭に、第3次寒川町環境基本計画を策定するものとします。

■寒川町環境基本条例（平成 13 年 3 月 28 日条例第 12 号）の附則

私たちのまち寒川は、雄大な富士や丹沢の峰々を望み、相模川の流れと四季を通じての温暖な気候に恵まれ、商業、工業、農業など様々な産業と文化の調和のとれたまちとして発展してきた。

しかしながら、こうした発展に伴う社会経済活動や人口の増加による環境への影響は、身近な自然の減少、資源の大量消費とそれに伴う廃棄物の増大、自動車の排気ガスによる大気汚染、生活排水による水質の汚濁など、生活に密着した環境問題から地球温暖化、オゾン層の破壊、海洋汚染など、生命の源である地球環境を脅かすまでに至っている。

もとより、私たちは健康で安全かつ文化的な生活を営む上で必要となる健全で恵み豊かな環境を享受する権利を有すると共に、将来の世代に引き継ぐ責務を負っている。

寒川町では、自らが環境に負荷を与えていた立場であることを認識し、人と自然との共生のもと調和の取れた豊かな環境づくりを目指した「寒川町環境宣言」を制定し、これらの環境問題に対する様々な取り組みを行っているところである。

この取り組みをさらに推進し、町、町民、事業者及び滞在者が一体となって環境の保全と創造に努めることにより、美しく住みよい寒川を実現するため、ここに、この条例を制定する。

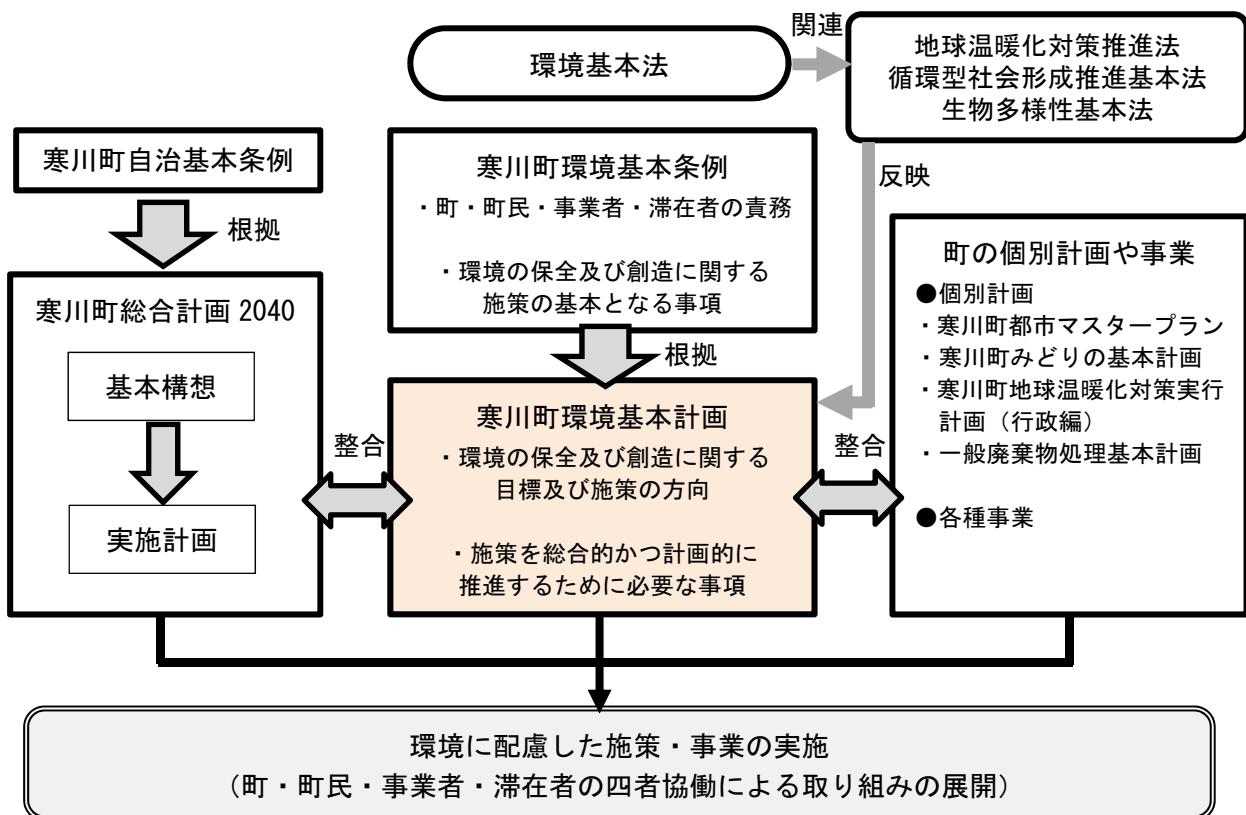
■第 2 次寒川町環境基本計画策定以降の主な出来事

年	世界と日本の主な出来事	寒川町の主な出来事
H24	<ul style="list-style-type: none"> ・気候変動枠組条約第 18 回締約国会議（COP18）、京都議定書第 8 回締約国会合（CMP/MOP8）開催（ドーハ） ・国連持続可能な開発会議（リオ+20） ・第 4 次環境基本計画閣議決定 ・生物多様性国家戦略 2012-2020 閣議決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・改訂 寒川町総合計画さむかわ 2020 プラン策定 ・第 2 次寒川町環境基本計画策定
H25	<ul style="list-style-type: none"> ・気候変動枠組条約第 19 回締約国会議（COP19）、京都議定書第 9 回締約国会合（CMP/MOP9）開催 ・第三次循環型社会形成推進基本計画閣議決定 ・2020 年に向けた我が国の新たな温室効果ガス排出削減目標（2020 年の温室効果ガス削減目標を 2005 年比で 3.8% 減とする）を表明 	<ul style="list-style-type: none"> ・寒川町地球温暖化対策実行計画（行政編）策定 ・茅ヶ崎ジャンクションから寒川北インターチェンジ間開通
H26	<ul style="list-style-type: none"> ・気候変動枠組条約第 20 回締約国会議（COP20）、京都議定書第 10 回締約国会合（COP/CMP10）開催 ・第 4 次エネルギー基本計画閣議決定 ・水循環基本法公布 	
H27	<ul style="list-style-type: none"> ・気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）、京都議定書第 11 回締約国会合（COP/CMP11）開催 ・パリ協定（地球温暖化のための新たな枠組み）採択 ・持続可能な開発目標（SDGs）を中心とする持続可能な開発のための 2030 アジェンダ採択 ・日本の約束草案（2020 年以降の温室効果ガス削減目標）を国連へ提出 ・気候変動の影響への適応計画閣議決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・寒川北インターチェンジから海老名ジャンクション間が開通（さがみ縦貫道路全線開通）
H28	<ul style="list-style-type: none"> ・パリ協定発効 ・気候変動枠組条約第 22 回締約国会議（COP22）、京都議定書第 12 回締約国会合（COP/CMP12）、パリ協定第 1 回締約国会合（CMA1）開催 ・地球温暖化対策計画閣議決定 ・地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・寒川町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定
H29	<ul style="list-style-type: none"> ・気候変動枠組条約第 23 回締約国会議（COP23）、京都議定書第 13 回締約国会合（COP/CMP13）、パリ協定第 1 回締約国会合第 2 部（CMA1-2）開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・寒川町プロモーション戦略策定
H31 / R1	<ul style="list-style-type: none"> ・気候変動枠組条約第 24 回締約国会議（COP24）、京都議定書第 14 回締約国会合（COP/CMP14）、パリ協定第 1 回締約国会合第 3 部（CMA1-3）開催 ・第 5 次環境基本計画閣議決定 ・気候変動適応法公布・施行 ・第 5 次エネルギー基本計画閣議決定 ・気候変動適応計画閣議決定 ・パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略閣議決定 	
R2	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の発令 	<ul style="list-style-type: none"> ・寒川町総合計画 2040 策定 ・第 3 次寒川町環境基本計画策定 ・第 2 次寒川町地球温暖化対策実行計画（行政編）策定

2. 計画の位置付け

本計画は、「寒川町環境基本条例」の基本理念に基づき、環境の保全及び創造に関する目標及び施策の方向を定め、施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定めるものです。

また、「寒川町総合計画 2040」を上位計画とし、本町における環境行政の根幹として各施策や各分野の個別計画と整合を図り、補完し、具体化していくための基本計画として位置付けます。したがって、各種施策の環境に関わる事項については、本計画の方向に沿って策定・推進されます。



■計画の位置付け

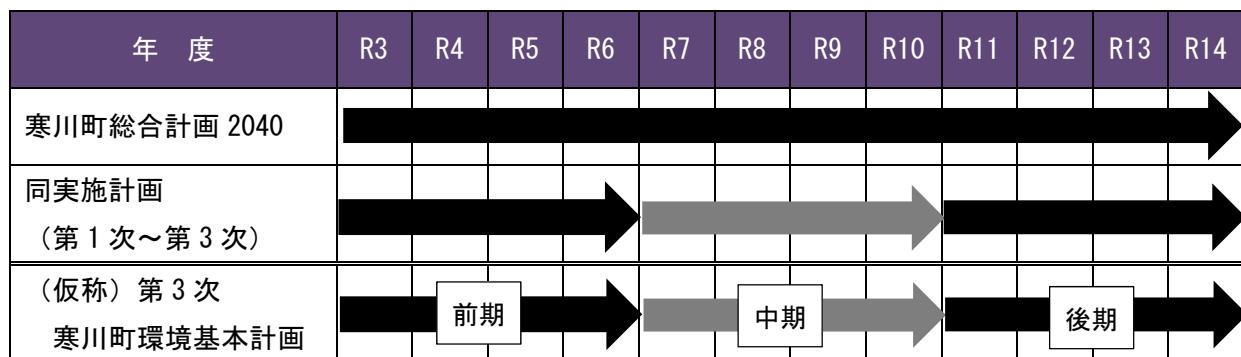
3. 計画の期間

本計画の計画期間は、「寒川町総合計画 2040」、及び同計画に基づく「実施計画」の計画期間を勘案し、令和 3 年度から令和 14 年度までの 12 年間とします。

なお、寒川町総合計画 2040 の改訂や社会情勢の変化等により、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

また、令和 15~18 年度の第 4 次実施計画、令和 19~22 年度の第 5 次実施計画の計画期間（8 年間）における取り組みは（仮称）第 4 次環境基本計画において引き継ぐことを想定しています。

■計画の期間



4. 計画の実施主体

計画の実施主体は、寒川町環境基本条例に基づき、町・町民・事業者・滞在者とします。各主体の責務は同条例に基づく以下の内容を位置付けるものとし、対象とする環境の範囲で示したあらゆる環境保全と創造の取り組みにあたって、各主体が参加、協働することで、寒川町の望ましい環境像を実現するものとします。

■各主体の責務

町	町は、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を定め、実施するとともに、自らの事業活動に伴う環境への負荷の低減に率先した取り組みを進めます。
町民	町民は、日常生活に伴う環境への負荷の低減、その他の環境の保全及び創造に自ら取り組むとともに、町が実施する環境の保全及び創造に関する施策の推進に積極的に協力します。
事業者	事業者は、事業活動が環境に与える影響を認識し、環境への負荷の低減、その他の環境の保全及び創造に自ら積極的に取り組み、必要な措置を講ずるとともに、町が実施する環境の保全及び創造に関する施策の推進に積極的に協力します。
滞在者	滞在者や旅行者は、町の滞在に伴う環境への負荷の低減、その他の環境の保全に自ら努めるとともに、町が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力します。

5. 計画の全体構成

第1章 計画策定にあたっての基本的事項	・第3次寒川町環境基本計画策定の背景 ・計画の実施主体	・計画の位置付け ・計画の全体構成	・計画の期間
第2章 寒川町の環境の現状と課題			
・寒川町の環境の現状と課題			
第3章 寒川町が目指す望ましい環境像			
・寒川町が目指す望ましい環境像 ・計画が対象とする環境の範囲 ・望ましい環境像を実現するための基本目標と取り組み方針（計画の体系）			
第4章 望ましい環境像を実現するための取り組み			
※基本目標と取り組み方針ごとに町、町民、事業者、滞在者が取り組む基本的な内容を整理するとともに、環境指標（数値目標）について示す。			
第5章 重点プロジェクト			
※第4章で示した施策の中から、特に重点的に進めるべきテーマを設定し、計画期間におけるロードマップを示す。			
第6章 計画の推進体制と進行管理			
・計画の推進体制 ・進行管理の仕組みと手順 ・環境指標の点検方法			

【トピックスについて】

本計画を策定するにあたって、町民、事業者の皆様を対象に環境に関する意識、意向調査を実施しました。詳細については、別途公開するアンケート調査報告書に示しますが、本計画書では各所トピックスの形で概要を掲載しています。

■調査実施の概要

項目	町 民		事業者	小中学生
調査方法	郵送配達・ 郵送回収方式	e マーケティング リサーチ	郵送配達・ 郵送回収方式	学校を通じた直接配付・ 直接回収
調査対象	町内在住の 18歳以上の男女	e モニター登録者 (応募による登録：町 内在住、在勤、在学の 16歳以上の人)	町内で事業を営む 事業者	町内の小中学校に 通学する児童・生徒
抽出方法	住民基本台帳 による無作為抽出		事業所分類 (事業種、事業規模) による有意抽出	各小学校（5校）の5年生 及び中学校（3校）の2年生 を対象に各校1クラス以上 を対象
調査期間	R2.4.20～R2.4.30	R2.4.17～R2.4.24	R2.4.20～R2.4.30	R2.7.3～R2.7.17
送付数	1,500人	235人（メール到達者）	150社	小学生： 353人 中学生： 175人 合計： 528人
回収数	537人 (回収率 35.8%)	160人 (回収率 68.1%)	70社 (回収率 46.7%)	計 528人
	計 697人 (回収率 40.2%)			

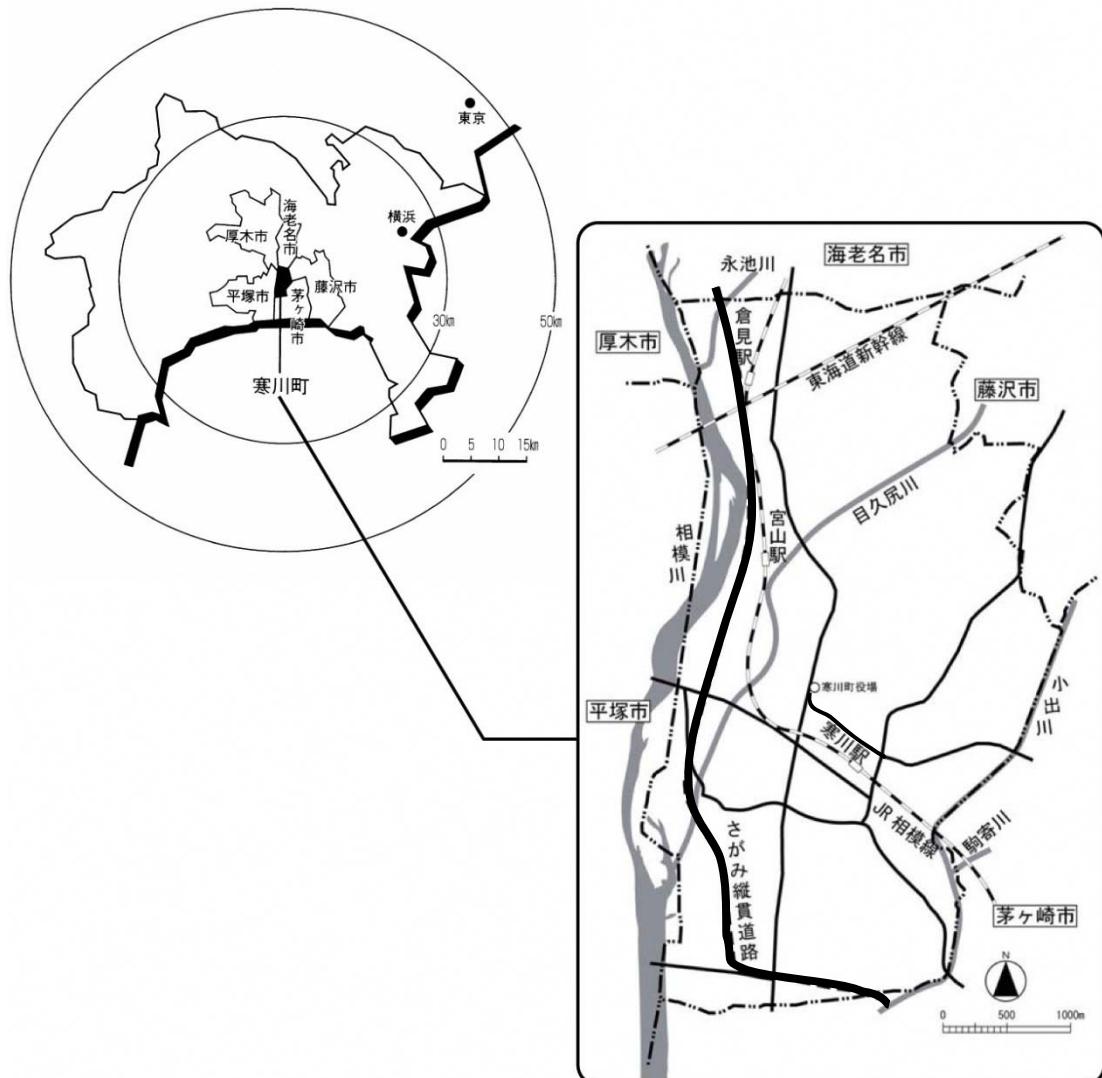
第2章 寒川町の環境の現状と課題

1. 社会経済状況

(1) 地勢・沿革

寒川町は神奈川県の中央部を流れる相模川の左岸に位置し、首都圏 50km・横浜 30km 圏内にあります。標高は 5~27m、概ね平坦な地形で、東部は相模野台地の南西部に位置し、その西側に相模川、目久尻川、小出川によって形成された沖積低地が広がります。

昭和 30 年代半ばからの高度成長期に伴い、相模川沿岸を中心に工場が相次いで進出し、併せて宅地開発が急速に進展してきました。



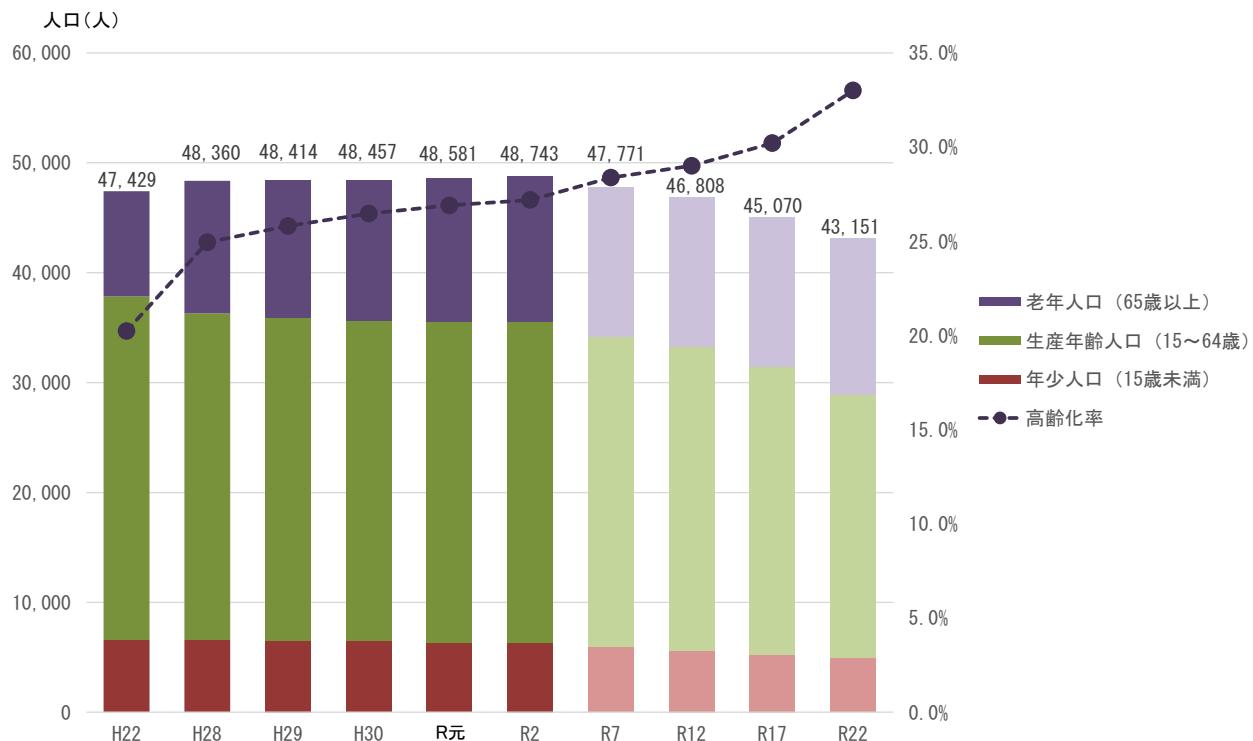
図一 寒川町の位置

(2) 人口・世帯

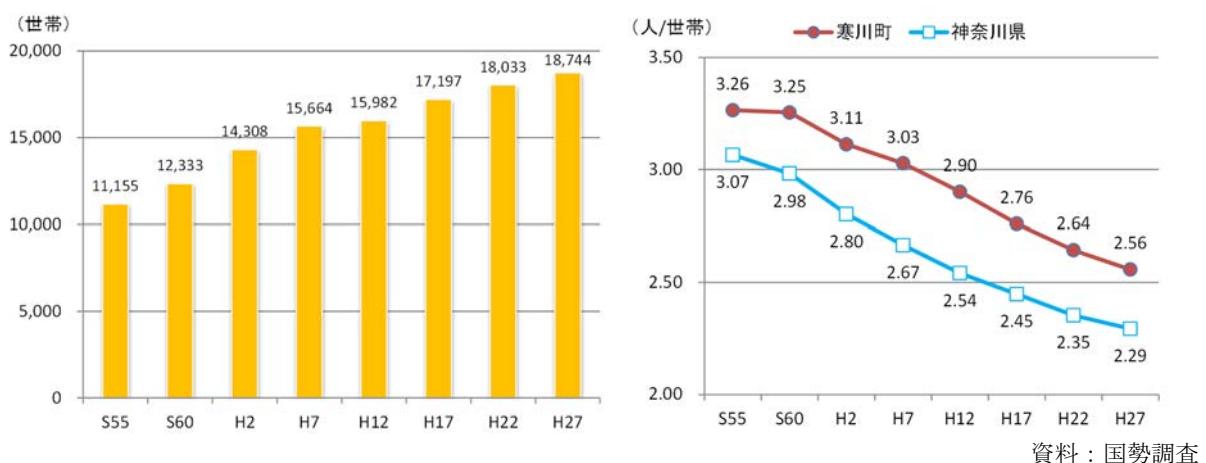
人口は、増加傾向が続いてきましたが、平成 22 年以降はほぼ横ばいで推移し、令和 7 年以降、減少が進展する見通しとなっています。また少子高齢化も進展していくものと考えられます。

世帯数は人口が横ばいの中、世帯人員が減少しているため、増加傾向が続いています。

環境面では、人口減少に伴う環境負荷の低減が期待されますが、小世帯化が一層進むと予想され、各世帯におけるエネルギー消費の効率化等に留意する必要があります。



図一人口の推移・将来推計



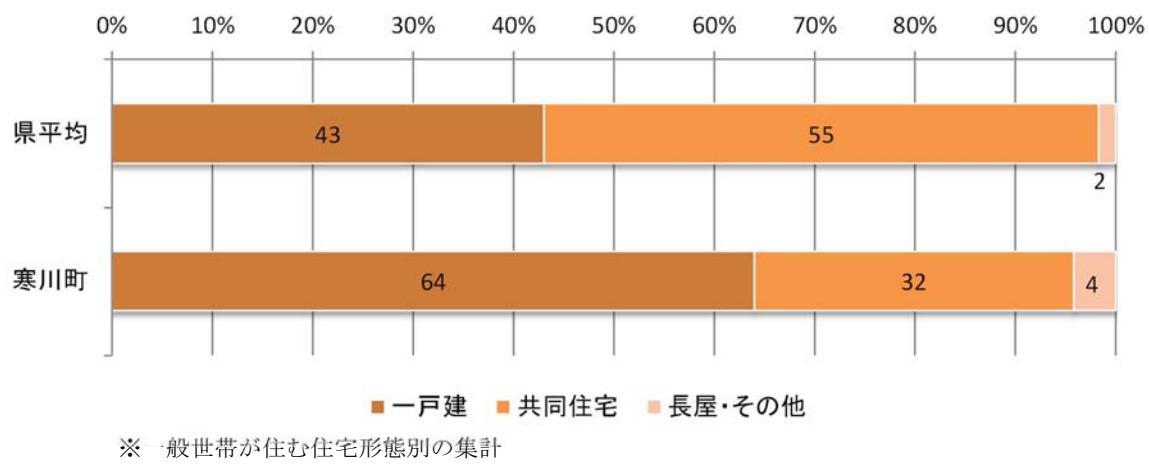
図一世帯数・世帯人員の推移

(3) ライフスタイル

①住宅形態

本町の一般世帯が住む住宅形態の割合は、一戸建てが 64%、共同住宅が 32%となっており、県平均に比べ一戸建て住宅に住む世帯の割合が高くなっています。

一戸建て住宅は、一般的にマンション等に比べ断熱性で劣る一方で、太陽光発電などの導入が図りやすい住宅形態です。このような町の特性を踏まえた、地球温暖化対策や省エネルギー対策に留意する必要があります。



図一 住宅形態別の世帯構成比（平成27年）

②自動車

自動車保有台数は、かつてよりも減少していますが、近年はほぼ横ばいの推移となっています。世帯当たりの乗用車保有台数は、近年、減少傾向にあり、自動車を保有しない世帯がやや増加しつつある状況がうかがえます。また、本町の世帯当たりの乗用車保有台数は、県全体よりも多くなっています。このことから、本町は県内でも、比較的日常生活における自動車利用の頻度が高い地域であると考えられます。



※世帯当たり乗用車保有台数＝乗用車保有台数÷世帯数（神奈川県人口推計 10月1日世帯数）

資料：統計さむかわ、県勢要覧

図一 自動車保有台数・世帯当たり乗用車保有台数

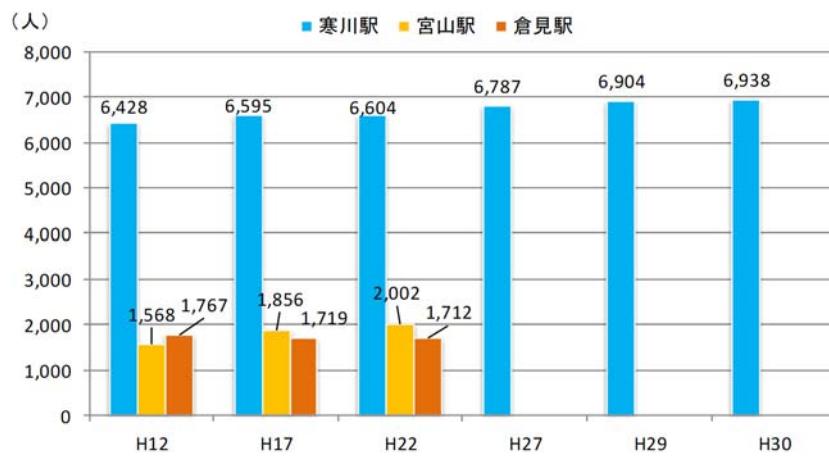
③公共交通機関

町内を通る鉄道にはJR東日本相模線があり、寒川駅、宮山駅、倉見駅の3駅があります。このうち、宮山駅、倉見駅は平成28年より無人駅となっています。寒川駅の1日平均の乗車人員は平成30年で6,938人であり、平成12年から増加しています。

バスは神奈川中央交通、相鉄バスが運行する路線に加えて、寒川町コミュニティバス「もくせい号」が通っています。

また、町ではバス停から離れた地域の町民の利便性向上のため、キリンビバレッジ前バス停付近にサイクルアンドバスライド（自転車でバス停まで行き、バス停付近の駐輪場にとめ、バスに乗り換えて目的地に向かう交通システム）の無料駐輪場を設置しています。

公共交通機関の充実は地域住民の利便性の向上に資するとともに、環境への負荷の低減に資する取り組みという観点からも推進していくことが求められます。



資料：県勢要覧

図ー各駅の1日平均の乗車人員



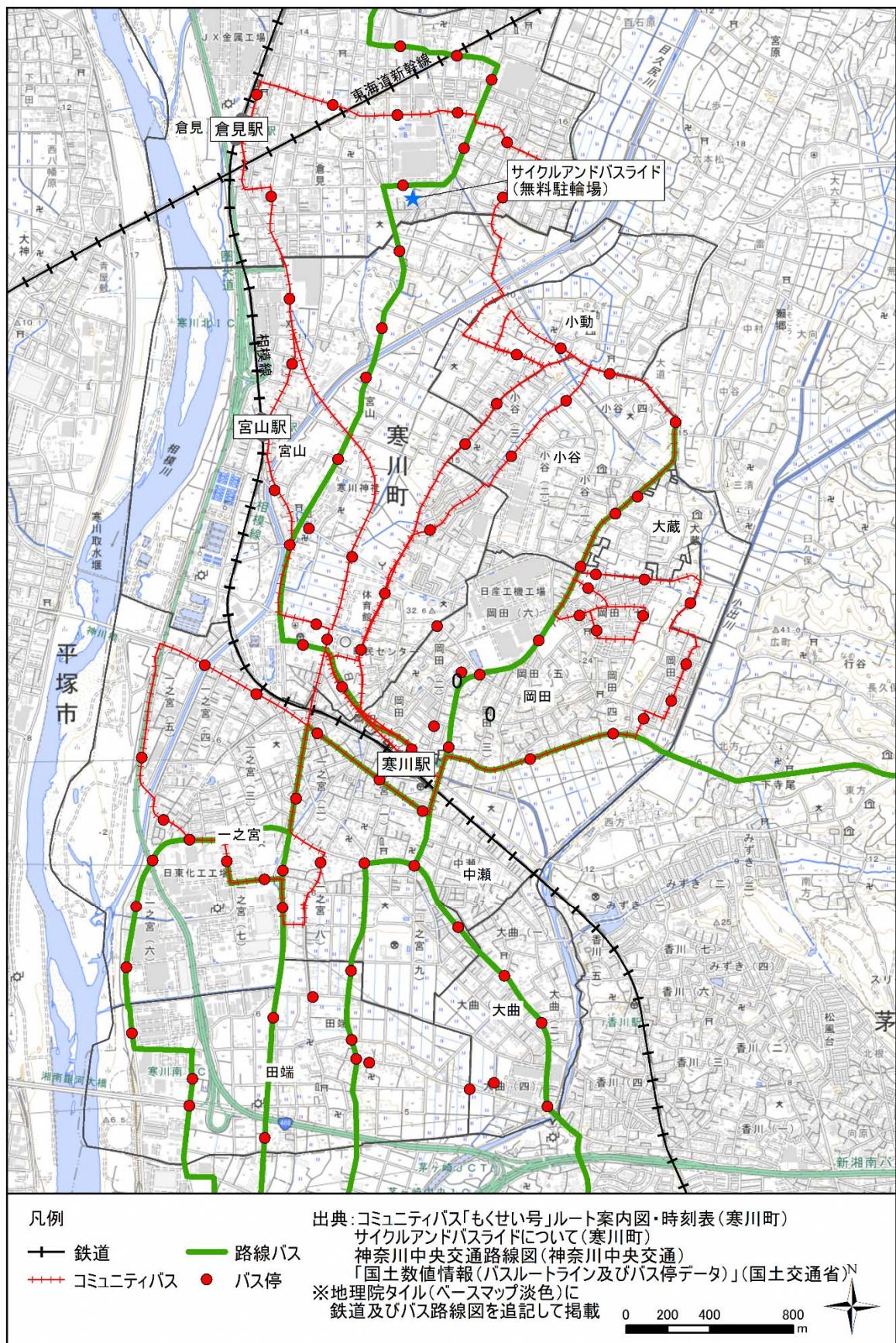
図ーサイクルアンドバスライド

④自転車利用

本町は全域が平坦な地形となっていることから、自転車利用に適したまちと言えます。

一般社団法人寒川町観光協会では、寒川駅前でレンタサイクルの貸し出しを行っており、まちの観光名所を周るサイクリングコースを3つ設定しています。

また、県道409号には「さがみグリーンライン自転車道」の設置が計画されており、海老名市河原口から寒川町一之宮までを先行整備区間として事業が進められています（令和2年5月時点では寒川町内区間は未供用）。



図一公共交通機関の路線

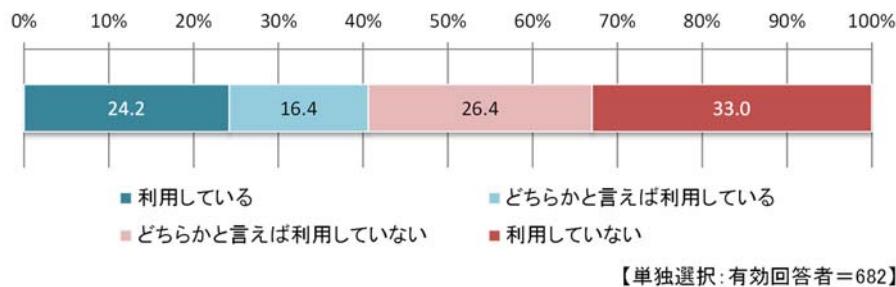


図一 サイクリングコース、自転車道

【トピックス1：公共交通機関の利用に係るアンケート調査結果】

■町民の公共交通機関の利用状況

町民の公共交通機関の利用状況については、約1/3が「利用していない」と回答しており、「どちらかと言えば利用していない」を合わせた、あまり利用していない層は約6割となっています。

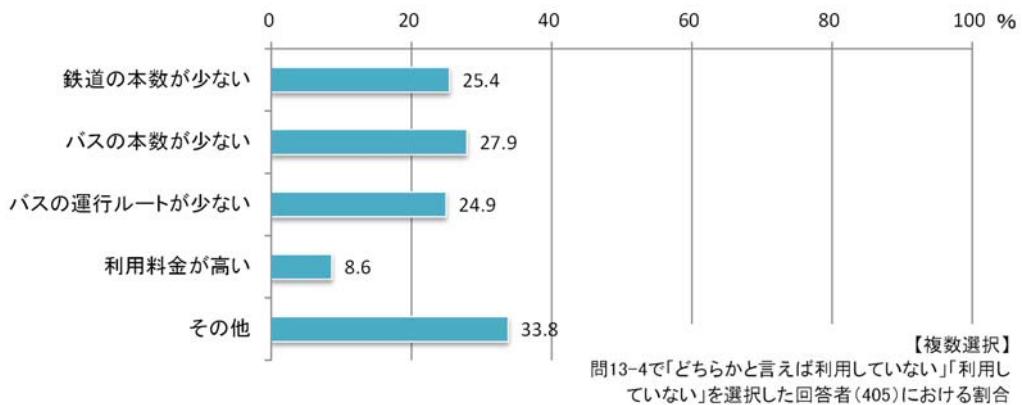


■町民が公共交通機関を利用していない理由

公共交通を利用していない理由については、「その他」が多く、その内容は「自動車（自家用車）を利用している」、「自家用車（自動車）の方が便利」など、自家用車を利用するとの理由が特に多くなっており、具体的には「バス停や駅が遠い」「小さい子供がいる」「仕事の都合上」などの理由が多く挙げられていました。

中には身体的な理由によって自家用車が必要という意見も見られ、また「感染防止のため」「歩くや自転車で移動している」「機会がない」といった意見も複数挙げられていました。

「バスの本数が少ない」、「バスの運行ルートが少ない」、「鉄道の本数が少ない」も25%前後と主な理由となっています。

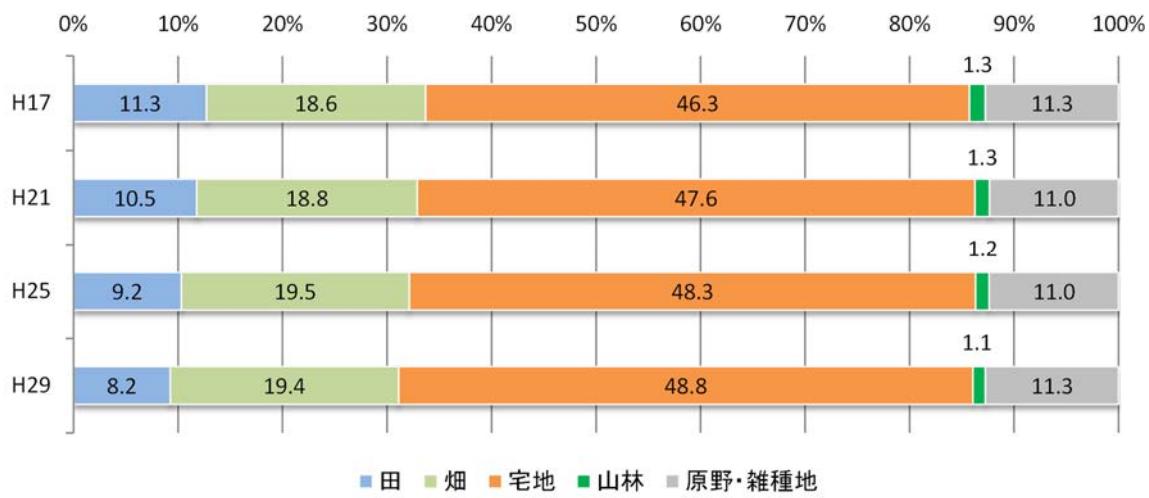


※構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない場合がある。

(4) 土地利用

地目別土地利用構成比は、田んぼが減少し、宅地が増加しており、農地が徐々に宅地化している状況がうかがえます。山林の占める割合はごくわずかで、徐々に減少しつつあります。このことから、農地、山林は貴重な緑地のひとつとして保全に努める必要があります。

都市計画区域は町全域に指定されており、市街化区域が 53.9% となっています。市街化調整区域のうち 205ha が農業振興地域であり、うち 131ha が農用地区域に指定されています。



資料：統計さむかわ

図一 地目別土地利用構成比

表一 用途地域等指定状況

区分	面積(ha)	割合(%)
都市計画区域	1,342	100.0
市街化区域	723	53.9
第一種低層住居専用地域	66	4.9
第一種中高層住居専用地域	92	6.9
第一種住居地域	231	17.2
近隣商業地域	19	1.4
商業地域	2	0.2
準工業地域	110	8.2
工業地域	75	5.6
工業専用地域	128	9.5
市街化調整区域	619	46.1
うち農業振興地域	205	15.3
うち農用地	131	9.8

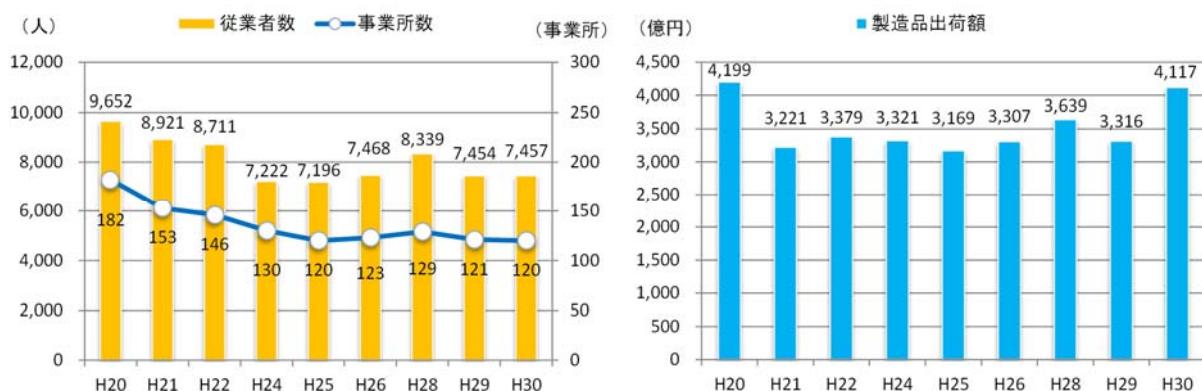
資料：統計さむかわ ほか

(5) 産業

①工業

本町の製造品出荷額は県内 10 位であり、生産年齢人口一人あたりに換算すると県内 1 位の水準となっています。工業は町の産業において重要な位置を占め、活発な生産活動が営まれています。

生産活動を維持しつつ、事業活動にあたっては周辺環境への配慮や、エネルギー、廃棄物等における環境負荷の低減等に留意していくことが求められます。



資料：工業統計調査

図一寒川町の工業概要（事業所数・従業者数・製造品出荷額）

表一 製造品出荷額（平成 30 年県内ランキング）

順位	市町村	製造品出荷額 (百万円)	順位	市町村	生産年齢人口一人 あたり製造品出荷額 (万円/人)
1	川崎市	4,092,916	1	寒川町	1,427
2	横浜市	3,997,522	2	中井町	1,332
3	藤沢市	1,473,763	3	愛川町	1,153
4	相模原市	1,377,340	4	山北町	1,082
5	平塚市	1,262,790	5	南足柄市	998
6	横須賀市	723,522	6	平塚市	811
7	厚木市	603,522	7	綾瀬市	713
8	小田原市	602,758	8	秦野市	592
9	秦野市	584,437	9	藤沢市	551
10	寒川町	411,695	10	小田原市	533

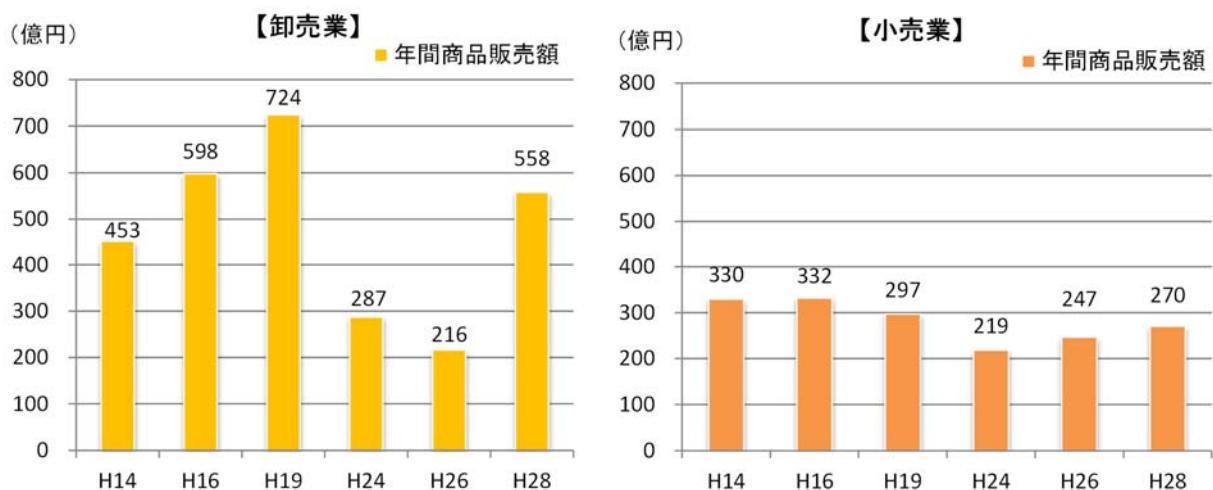
資料：工業統計調査

②商業

本町の卸売販売額は、平成 19 年度以降に減少しましたが、平成 28 年度にはやや増加に転じています。小売業販売額は、概ね 200～300 億円で推移し、平成 16 年度以降減少傾向にありました。平成 24 年度以降はやや増加傾向となっています。

近隣市と比較すると、卸売業、小売業ともに商店数、従業者、年間商品販売額、店舗面積の規模は小さくなっています。

町民生活に関わりの深い小売業では、隣接する藤沢市、平塚市、厚木市の商業規模が特に大きくなっています。このことから、買回り品等の購入にあたっては、これらの市の商業施設に依存する商圏構造がうかがえ、買い物に際する自動車利用を促しているものと考えられます。



資料：商業統計調査、経済センサス

図一寒川町の御売業・小売業の年間商品販売額

表一商業（平成 28 年度）の近隣市との比較

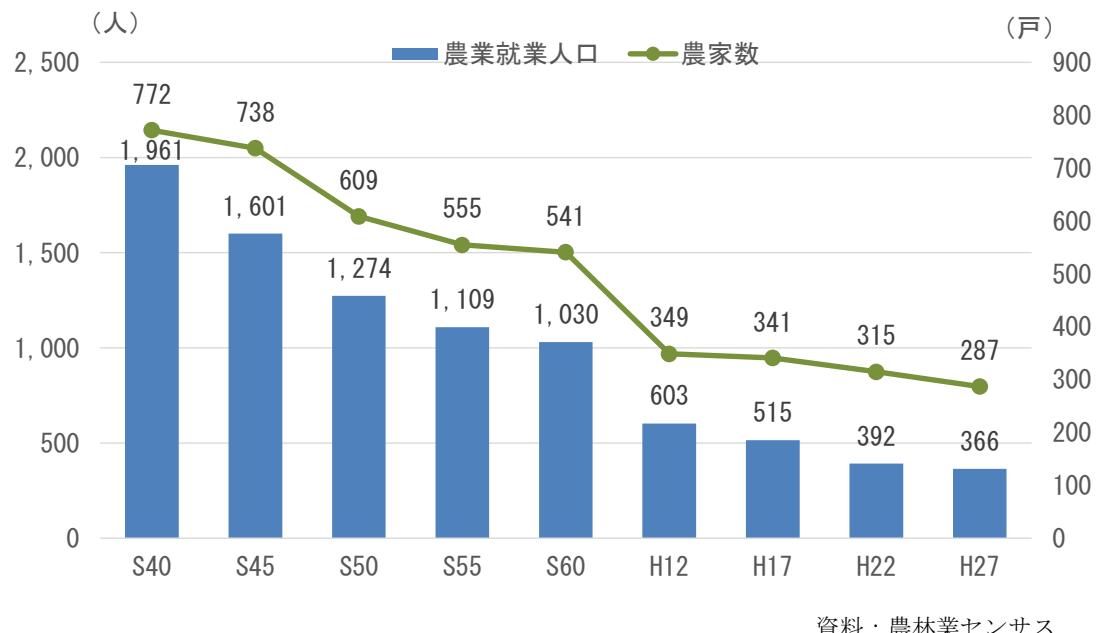
市町村	卸売業			小売業		
	商店数	従業者数 (人)	年間商品販売額 (百万円)	商店数	従業者数 (人)	年間商品販売額 (百万円)
寒川町	70	548	55,815	216	2,106	27,048
近隣市	茅ヶ崎市	157	996	55,995	949	8,348
	藤沢市	423	3,762	270,339	2,057	22,239
	海老名市	164	2,037	152,479	652	7,319
	厚木市	600	6,615	948,339	1,177	11,927
	平塚市	370	3,727	339,644	1,410	13,382
	綾瀬市	87	773	75,371	277	2,963

資料：経済センサス

③農業

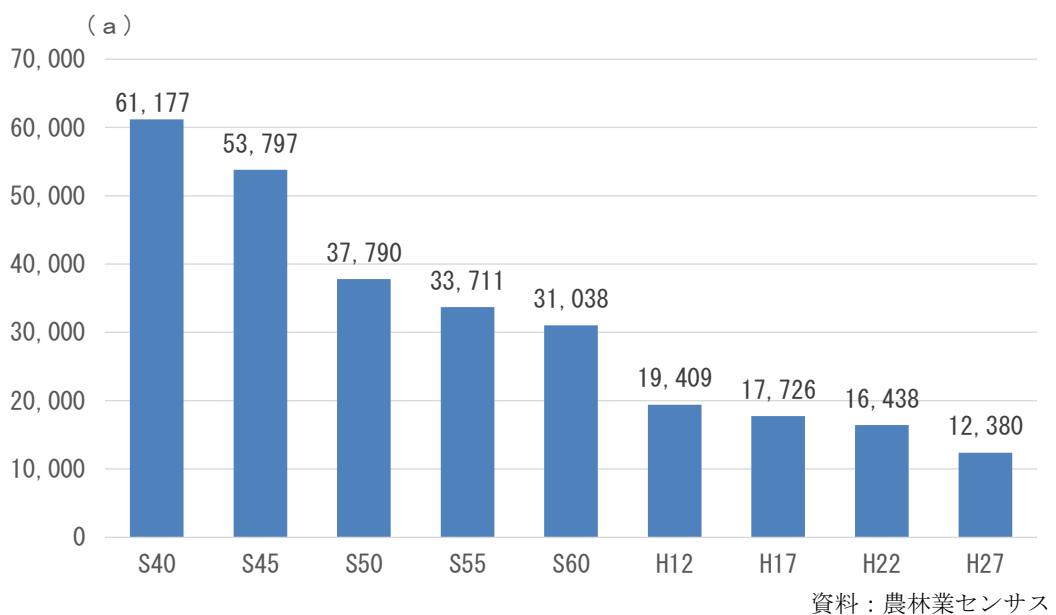
農家・農業従業者・経営耕地面積は年々減少傾向にあり、後継者・担い手が不足し、農業が衰退しつつある状況がうかがえます。

農地は、本町においては身近な自然環境を支える貴重な緑地といえ、地域の農業を支え、維持していくことが求められます。



資料：農林業センサス

図一 農家数・農業就業人口



資料：農林業センサス

図一 経営耕地面積 (総農家)

2. 環境の現状と課題

(1) 健康で、安心して暮らせるまちの形成に関わる現状と課題

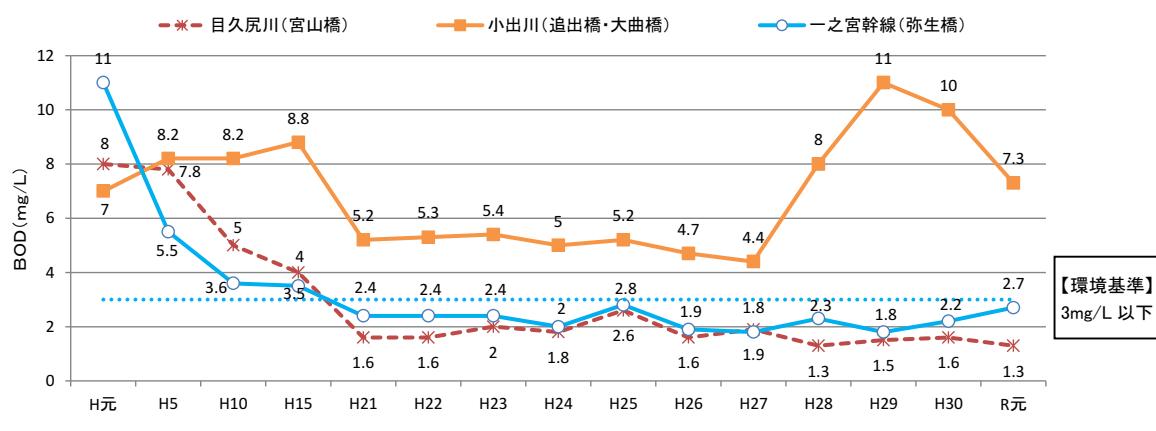
①水質

水質調査を継続して実施している目久尻川及び一之宮幹線（一之宮第2排水路）のBOD濃度は、かつてより大きく改善し、環境基準（B類型：3mg/L以下）を達成していますが、小出川においては未達成となっているとともに、近年では高い値で推移しています。

小出川の水質については、流れがおだやかで川底に堆積物がたまりやすく、流域の生活排水等の流入による汚濁が考えられることから、流域の藤沢市、茅ヶ崎市及び県を含めた水質改善検討会を開催するなど、広域的な取組が進められています。

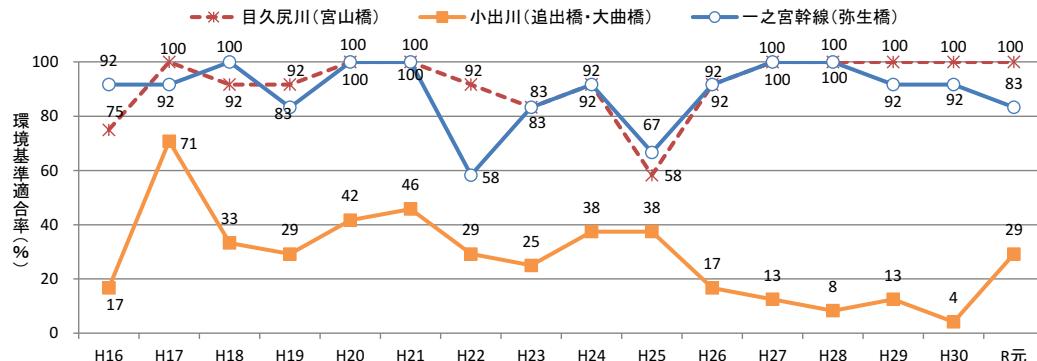
河川の水質改善を促す基幹的な事業として公共下水道の整備を進めており、令和元年度現在、公共下水道の普及率は93.19%、水洗化率は97.59%となっています。また、工場や事業所からの排水については、水質の適切性について測定を行い、監視を行っています。

今後は、小出川の水質改善が課題となります。公共下水道については一定の普及が図られていることから、流域の藤沢市、茅ヶ崎市及び県と連携しながら、自浄作用を高める多自然型護岸の整備や、きめ細かな生活排水、事業所排水対策等に努めていく必要があります。



資料：寒川町環境報告書

図-BODの経年変化（75%値）



資料：寒川町環境報告書

図-BOD環境基準適合率



資料：寒川町環境報告書

図一 公共下水道普及状況

表一 水質関連の指標

		基準年 (H22)	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	達成目標 (R2)
BOD 環境基準 適合率 (%)	目久尻川	100 (91.7)	91.7	58.3	91.7	100	100	100	100	100	100
	小出川	54.2 (29.2)	37.5	37.5	16.7	12.5	8.3	12.5	4.2	20.8	100
	一之宮幹線 (一之宮第2排水路)	100 (58.3)	91.7	91.7	91.7	100	100	91.7	91.7	83.3	100

※H22より河川の類型指定がC類型(BOD環境基準:5mg/L以下)からB類型(BOD環境基準:3mg/L以下)に変更されました

資料：寒川町環境報告書

表一下水道・排水関連の指標

		基準年 (H22)	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	達成目標 (R2)
公共下水道人口普及率(%)		91.94	92.30	92.38	92.48	92.81	92.96	93.17	93.15	93.19	95.97
公共下水道水洗化率(%)		93.92	95.03	95.49	95.79	95.84	96.30	97.13	97.37	97.59	95.26
工場、事業所 からの排水基準 の適合率(%)	県測定	100.0	100.0	-	-	60.0	60.0	83.3	80.0	100.0	100.0
	下水道課測定					100.0	100.0	87.5	88.9	77.8	

※ 公共下水道人口普及率=処理区域人口÷行政人口
公共下水道水洗化率=水洗化人口÷処理区域人口

資料：寒川町環境報告書

②大気質

神奈川県では、大気汚染の状況を把握するため、一般環境大気測定局、自動車排出ガス測定局、移動測定局、研究用測定局を設置し常時監視測定を行っています。寒川町には町役場敷地内に一般環境大気測定局が設置されています。

寒川町役場での測定結果では、二酸化窒素、浮遊粒子状物質は環境基準を達成する状況が続いている。また、微小粒子状物質についても平成28年度以降、環境基準達成の状況が続いており、大気質は概ね良好となっています。

大気汚染の要因の一つである自動車からの排出ガスについては、エコドライブやエコカーの普及等を引き続き推進していくとともに、公共交通機関や自転車等の利用による自動車利用の抑制などに取り組んでいく必要があります。

光化学オキシダントは、環境基準を未達成の日が、年間50～70日程度発生しており、湘南地域において近年では、年間1～4回程度の光化学注意報が発令されているため、引き続き対策が必要となっています。県では、光化学オキシダント対策として、原因物質の一つである揮発性有機化合物(VOC)の排出削減に向けた啓発活動等を行っており、町においても連携した取り組みが求められます。

表一大気質測定結果（寒川町役場）

	二酸化窒素		浮遊粒子状物質			微小粒子状物質			光化学オキシダント			
	日平均値 の年間 98%値 (ppm)	環境基準 の適否 (適○、否×)	日平均 の2% 除外値 (mg/m ³)	日平均値が 0.10mg/m ³ を 超えた日が2 日以上連續 (有×、無○)	環境基準 の適否 (適○、否×)	年平均値 (mg/m ³)	日平均値が 35μg/m ³ を 超えた日数	環境基準 の適否 (適○、否×)	日最高 1時間値の 年平均値 (ppm)	1時間値が 0.06ppm を超えた 日数	環境基準 の適否 (適○、否×)	光化学注意 報発令日数 (湘南地域)
H22	0.036	○	0.054	○	○	-	-	-	0.042	44	×	7
H23	0.035	○	0.057	○	○	-	-	-	0.040	48	×	4
H24	0.037	○	0.052	○	○	-	-	-	0.044	61	×	0
H25	0.034	○	0.062	○	○	-	-	-	0.045	71	×	10
H26	0.031	○	0.062	○	○	13.8	7	×	0.044	62	×	3
H27	0.027	○	0.049	○	○	13.0	2	×	0.045	61	×	3
H28	0.030	○	0.042	○	○	10.6	0	○	0.045	67	×	3
H29	0.027	○	0.044	○	○	9.4	0	○	0.046	68	×	4
H30	0.031	○	0.047	○	○	9.1	0	○	0.044	51	×	1
R元	0.027	○	0.045	○	○	9.3	0	○	0.043	53	×	1

資料：大気汚染常時監視測定結果（神奈川県）

表一大気汚染関連の指標

	基準年 (H22)	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	達成目標 (R2)
NO ₂ の各測定箇所での 環境基準達成率(%)	100	100	100	100	100	100	100	-	100	100
SPMの各測定箇所での 環境基準達成率(%)	100	100	100	100	100	100	100	-	100	100
町内における電気自動 車累積台数(台)	2 (町内導入 台数)	27	30	41	41	43	45	58	68	42

資料：寒川町環境報告書

※平成30年度より、大気汚染の調査を2年に1回行うことといたしました。

表一大気質に係る環境基準

物質名	数値目標	評価方法
二酸化窒素	1時間値の1日平均値 : 0.04~0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下	<長期的評価> 年間にわたる1時間値の1日平均値のうち、低い方から98%目に相当するもの(1日平均値の年間98%値)を環境基準と比較して評価を行う。
浮遊粒子状物質	1時間値 : 0.20mg/m ³ 以下 1時間値の1日平均値 : 0.10mg/m ³ 以下	<長期的評価> 年間にわたる1時間値の1日平均値のうち、高い方から2%の範囲にあるものを除外した最高値(1日平均値の年間2%除外値)を環境基準と比較して評価を行う。ただし、人の健康の保護を徹底する趣旨から、1日平均値につき環境基準を超える日が2日以上連続した場合は、このような取扱いは行わない。
微小粒子状物質	1年平均値: 15 μg/m ³ 以下 1日平均値: 35 μg/m ³ 以下	1年平均値が 15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が 35 μg/m ³ 以下であること。
光化学オキシダント	1時間値 : 0.06ppm 以下	<短期的評価> 測定を行った日についての各1時間値を環境基準と比較してその評価を行う。

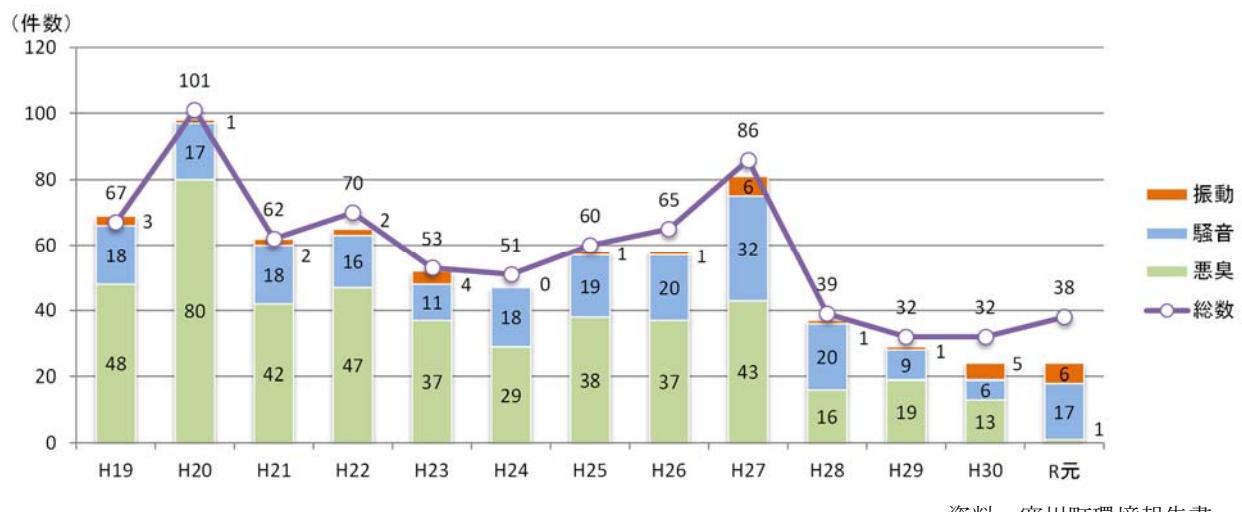
③公害苦情（騒音・振動・悪臭）

公害苦情は、主に悪臭に関するものが多く、これまで年 40 件ほど生じてきましたが、平成 28 年度以降大きく減少しています。その主因は、悪臭苦情の約半数を占める野焼きに関する苦情件数が減少したためです。

野焼きに対しては、広報やホームページによる啓発、ツイッターによる呼びかけなどを行った結果、苦情件数が減少しています。引き続き啓発を進め、定着を図っていく必要があります。

悪臭以外の公害苦情としては、騒音の件数が多かったが近年、減少傾向がうかがえます。また、町では道路交通騒音、道路交通振動の測定を行っていますが、いずれも規制値（環境基準及び要請限度）を達成する状況が続いている。

近年では騒音、振動、悪臭に分類されない苦情が多くなるなど、苦情が多様化している状況もうかがえ、近隣に迷惑をかけない生活マナーの普及等に取り組んでいく必要があります。



図一公害苦情（騒音・振動・悪臭）発生件数



資料：寒川町環境報告書

図一 屋外燃焼行為の苦情発生件数

表一 騒音・振動・悪臭関連の指標

	基準年 (H22)	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	達成目標 (R2)
道路交通騒音の環境基準達成率(%)	100	100	100	100	100	100	100	-	100	100
道路交通振動の要請限度達成率(%)	100	100	100	100	100	100	100	-	100	100
臭気の環境基準値の達成状況(%)	100	100	100	100	100	100	100	-	100	100
騒音・振動・悪臭の公害苦情件数(件)	65	47	58	58	81	37	29	24	24	毎年、前年度より減らす

資料：寒川町環境報告書

※平成30年度より、道路交通騒音、道路交通振動、臭気の各調査を2年に1回行うことといたしました。

④土壤・地下水汚染、地盤沈下

本町の地下水の状況については、県において地下水調査（定点調査・定期モニタリング調査）を実施しており、平成26年度以降、毎年、数地点の環境基準を超過する地下水が確認されています。

環境基準を超過する地下水については、工業用水に用いられ、飲料水としての利用がないことを確認していますが、今後とも監視を継続するとともに、農業を含む事業活動等に伴う薬品の使用抑制や排水の適性化について促していく必要があります。

地盤地下は、主に地下水の過剰採取に伴う地下水位の低下により生じますが、町は神奈川県公害防止条例（昭和48年5月）により地下水の採取を規制する地域に指定され、近年、年間2cm以上の沈下は確認されておらず、沈静化の傾向にあります。

表 - 地下水汚染・地盤沈下関連の指標

	基準年 (H22)	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	達成目標 (R2)
地下水の環境基準適合率(%)	100	-	100.0	96.0	83.3	66.7	66.7	71.4	100.0
地盤沈下の状況 (2cm以上沈下した水準点/調査地20地点)	なし	なし	なし	-	なし	-	なし	-	2cm以上の地盤沈下がないこと

資料：寒川町環境報告書

※平成26年度より、地盤沈下の調査を2年に1回行うことといたしました。

⑤有害化学物質

町では、町内の大気、水質、土壤、底質のダイオキシン類調査を実施しており、いずれも環境基準以下に保たれている状況を確認しています。

上記の状況を鑑み、大気・土壤調査については5年に1回、河川水質・底質については、平成30年度より隔年の調査を行うこととしており、引き続き監視を継続していく必要があります。

ダイオキシン類に加え、プラスチック、医薬品等の多様な化学物質による環境への影響にも留意が求められ、情報収集や監視等に努めていく必要があります。

表 - ダイオキシン類調査結果

項目	単位	測定値(最大値)									環境基準
		基準年 (H22)	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	
大気	pg-TEQ/m ³	0.035	-	-	-	0.086	-	-	-	-	0.031
水質	pg-TEQ/L	0.71	0.72	1	0.8	0.91	0.5	4.9	0.17	-	0.28
土壤	pg-TEQ/g	3.0	-	-	-	3.4	-	-	-	-	3.8
底質	pg-TEQ/g	21.0	15	7.4	5.9	7.3	6.1	2.7	3.1	-	4.9

※第二次計画の達成目標：環境基準以下の維持 → 各測定年度において達成

資料：寒川町環境報告書

⑥防災

町では、災害時に有害物質や危険物の漏洩・爆発等を防ぐため、事業者等への適切な保管・管理を指導するとともに、事故発生時の対応等に関する環境保全協定の締結を進めています。現在、休業中の未締結事業所を除き、協定対象の97%の事業所と締結済みとなっております。

表一 防災関連の指標

	基準年 (H22)	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	達成目標 (R2)
環境保全協定の対象事業所 との締結割合(%)	83	97	97	97	97	97	97	97	97	100

資料：寒川町環境報告書

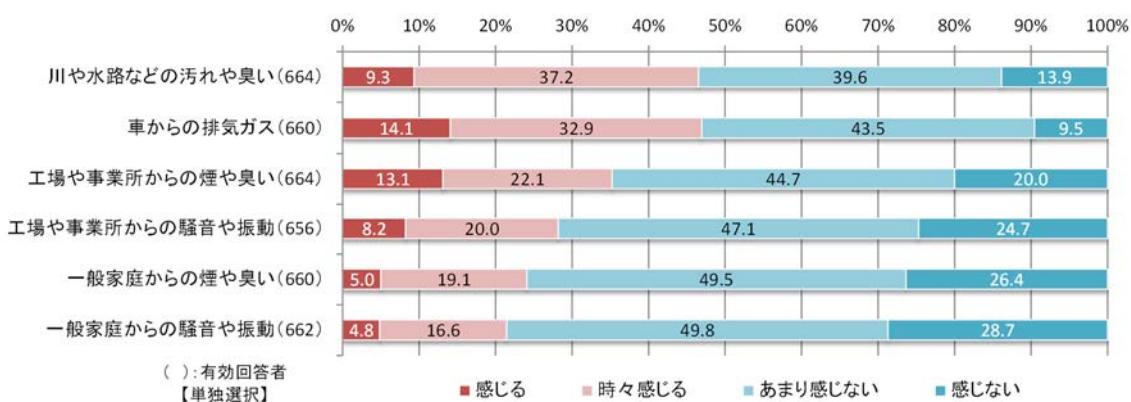
※締結予定の1社については休業中。

【トピックス2：健康で、安心して暮らせるまちの形成に係るアンケート調査結果】

■町民が感じる身近な公害問題

町民が感じる身近な公害問題は、「川や水路などの汚れや臭い」と「車からの排気ガス」が多くなっています。

また、「工場や事業所からの煙や臭い」、「工場や事業所からの騒音や振動」など工場からの公害については、「一般家庭からの煙や臭い」、「一般家庭からの騒音や振動」などの一般家庭の公害よりも問題として捉えられています。

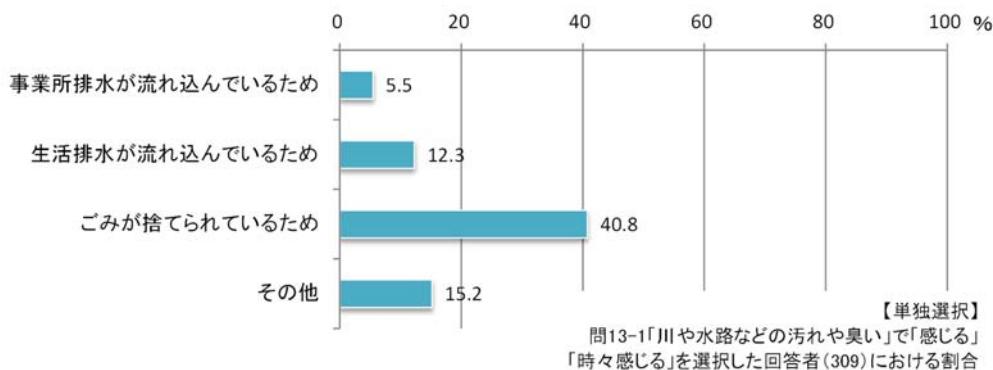


■町民が感じる川や水路などの汚れや臭いの主な要因

町民が感じる川や水路などの汚れや臭いの主な要因については、「ごみが捨てられているため」が特に多くなっています。

次いで「その他」が多く、その内容としては「雑草やコケ」「側溝の泥」などが挙げられています。また、臭いの要因としては「家畜等の糞尿」「畑の堆肥」「工場の煙」などが挙げられています。

また、「生活排水が流れ込んでいるため」が、「事業所排水が流れ込んでいるため」よりも要因として挙げている回答者が多くなっています。



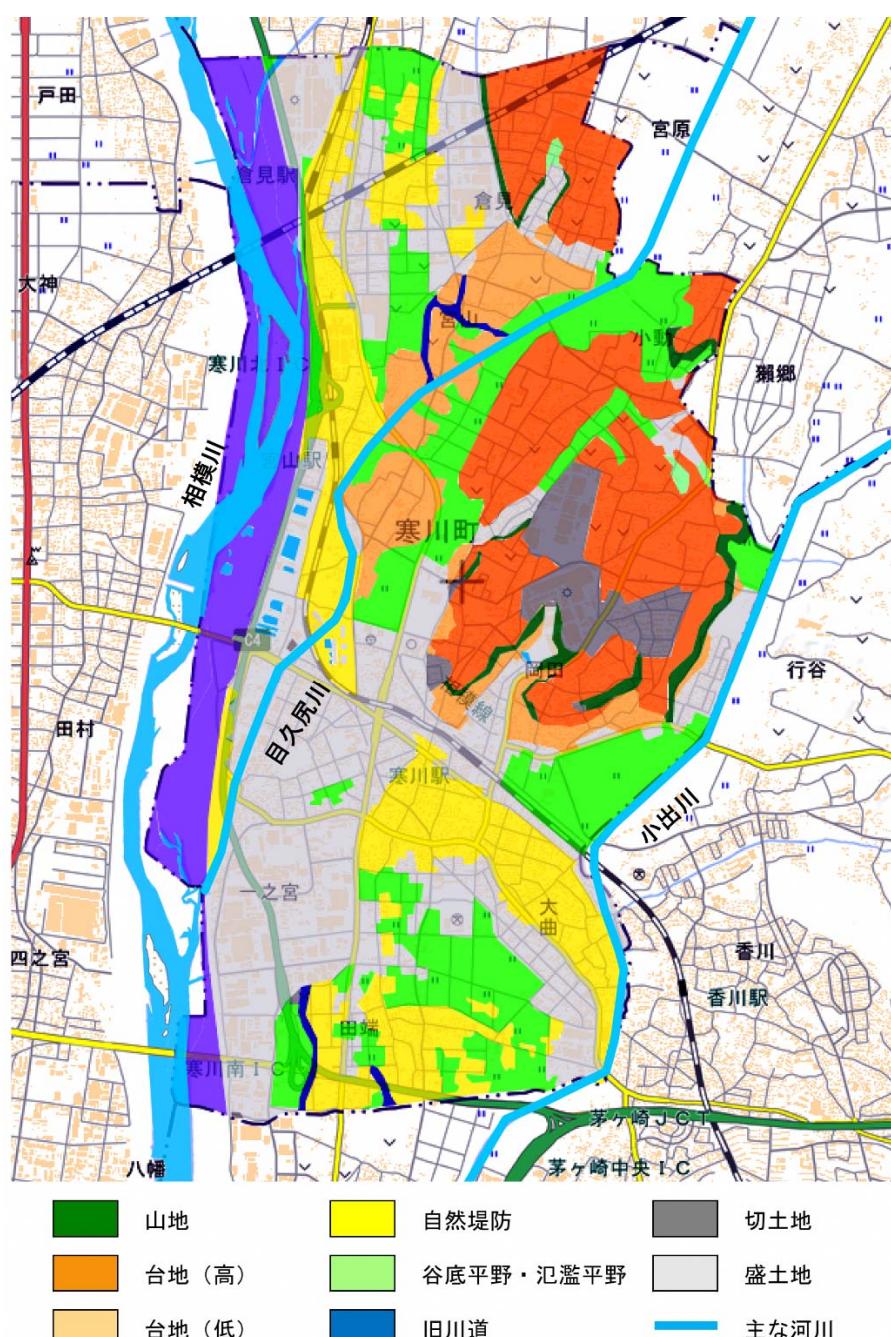
*構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない場合がある。

(2) 自然との共生に関わる現状と課題

①地形・水系

町の地形の大部分は、相模川とその支流により形成された谷底低地・氾濫平野からなり、低地は主に水田として利用され、また、そこを盛土した平坦地に市街地が形成されています。

東北部の台地は、今より10万年前、海面が今より高かった時に形成された平地で、その後の海面変化により現在は相模川より高い位置にあり、地盤も安定しています。また、町域の西の境界を相模川が流れ、その支流である目久尻川が町内を北東から南西に流れ、小出川が町域の東端を流れ、相模川に合流しています。



資料：土地条件図（e-マップさむかわ）

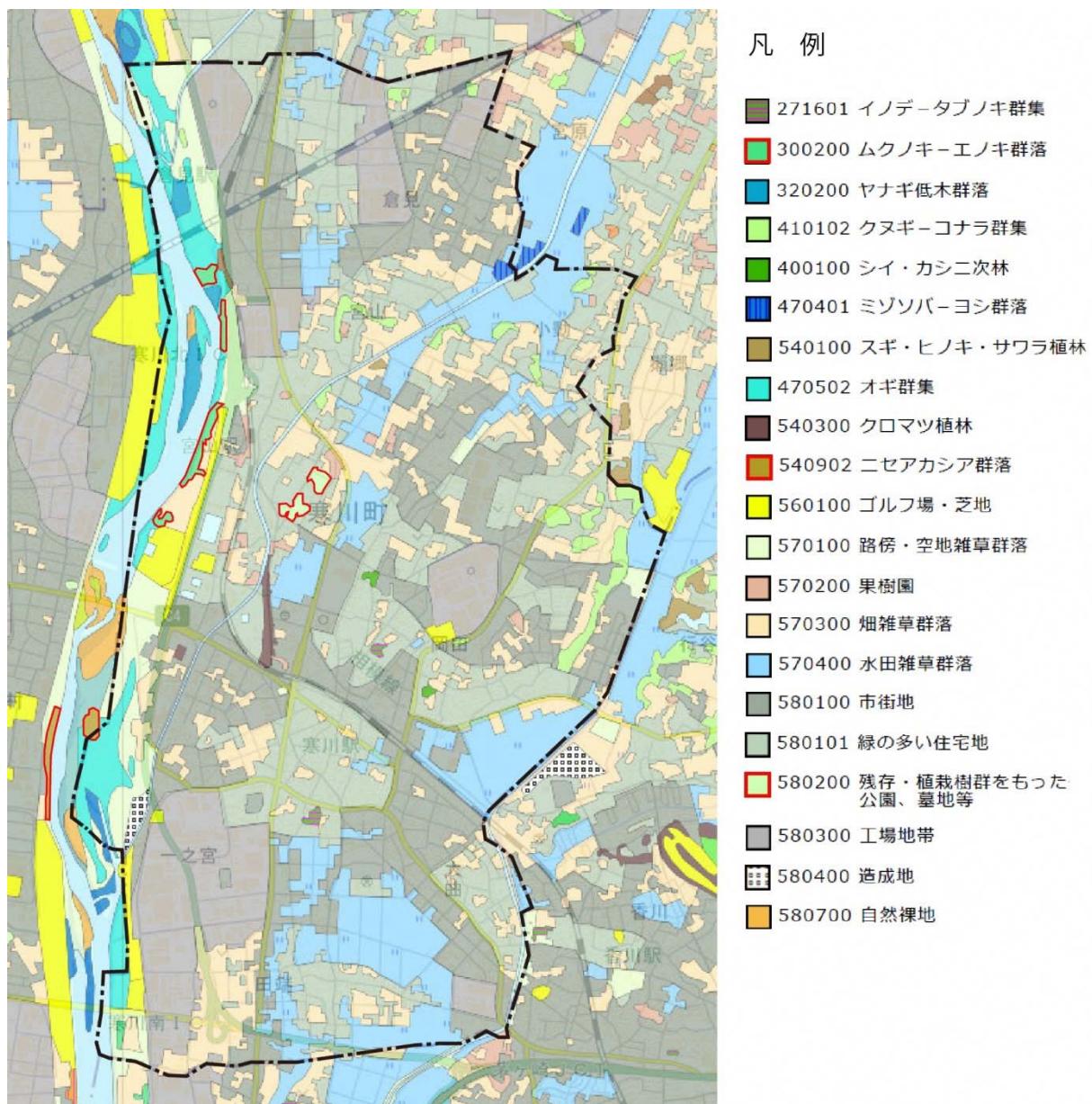
図-地形・水系図

②植物

町の植生は、主に「水田雑草群落」、「畑雑草群落」、「緑の多い住宅地」により構成され、特に目久尻川、小出川沿いには水田が連なり、田園的な環境が形成されています。

相模川河畔には、「オギ群落」、「ヤナギ低木群落」などが見られ、水辺のまとまりある緑地が形成されています。

樹林地はごく限られており、東部の台地縁部（越の山の斜面林）に「クヌギーコナラ群落」、寒川神社参道に「クロマツ植林」の連なりが見られるほか、旧目久尻川などに点在する「クヌギーコナラ林」、寒川神社の「残存・植栽樹群」をはじめ所々に残る屋敷林・社寺林（「イノデータブノキ群落」、「シイ・カシ群落」）等が町内における貴重な樹林となっています。



資料：第6回・第7回自然環境保全基礎調査（環境省）

図一 現存植生

③動物

町では町内の自然環境の現状を把握し、同時に重要な自然資源の確認を行うため平成14年に動植物調査（平成14年調査）を実施しています。その後の変化を確認するため、平成25年5月から平成26年8月まで再度、調査（平成25・26年調査）を実施しています。

町の動物類は、主に川、田園、樹林に生息しており、平成25・26年調査において、下記のような動物類の生息状況が確認されています。

本町は市街化が進んでいるものの、相模川や目久尻川、小出川沿いなどに水田・畑、樹林地などが住宅地と混在しながら残存し、暮らしの場の近傍において様々な動植物の生息を支えています。また、神奈川県レッドデータブックに記載される希少種等も確認されています。

目久尻川の生きもの生息環境は、遡上する魚類が増加するなど改善が見られる一方で、直線状の河道など生息環境の単純化や、樹林地の手入れ不足など、生物多様性を維持する上で改善が必要な状況も見られます。

さむかわエコネット等が開催している生きもの調査や環境学習などへ参加する町民も多くなっています。今後も、活動の広報や支援を強化するなど、協働による取組をより広げていく必要があります。

<平成25・26年調査の概要>

■哺乳類

- モグラ、コウモリ、ノウサギ、ネズミ類、タヌキ等が確認され、また、県のレッドデータリスト準絶滅危惧種のイタチ、カヤネズミが相模川河畔、目久尻川周辺で確認されています。
- 特定外来生物のアライグマが多くの地点で確認され、親子連れが出現するなど、繁殖していると考えられ、また、重点対策外来種のハクビシンが越の山と大曲、田端で確認されています。

■鳥類

- 留鳥47種、夏鳥11種、冬鳥28種、旅鳥（通過鳥）4種が確認され、神奈川県レッドデータブックに掲載されている鳥類も、コアジサシ、コミニズク、ハヤブサ、ホオアカなど22種が確認されています。
- 町には鳥類の生息を支える樹林、河川、農耕地などがモザイク状に存在しています。孤立した小規模な樹林地である越の山で森林性の鳥類が多くみられるなど、広大な自然を有してはいませんが、多様な環境が隣接して存在することが鳥類の生息を支えているものと考えられます。

■両生類・爬虫類

- 両生類はカエル5種が確認され、このうち神奈川県レッドデータブック掲載種のニホンアカガエル、トウキョウダルマガエル、シュレーグルアオガエルの3種が、相模川倉見で確認されています。
- 爬虫類はカメ、トカゲ、ヘビ等8種が確認され、特に越の山での確認種が多くなっています。
- 爬虫類の神奈川県レッドデータブック掲載種は、ヒガシニホントカゲ、アオダイショウ、シマヘビの3種となっています。

■昆虫類

- ・昆虫類は、10目 63科 170種が確認され、このうち神奈川県レッドデータブック掲載種は、5目7科 12種となっています。
- ・レッドデータブック掲載種は、河川・水田等の水辺環境を生息基盤とするものとしてハネナガイナゴ、ハグロトンボ、ハラビロトンボ、コフキトンボ、ナツアカネ、マユタテアカネ、リスアカネ、相模川河原のイネ科植物を生息基盤とするものとしてギンイチモンジセセリ、ヒガシキリギリス、ハチャネバネセセリ、水田・畑の草地を生息基盤とするものとしてマメハンミョウ、二次林を生息基盤とするものとしてミナミロゲヘリカメムシが確認されています。
- ・確認されたレッドデータブック掲載種の多くは、水辺環境に生息基盤がある種となっており、これは、相模川や目久尻川、大曲・田端の水田地帯の存在が大きく影響しているものと考えられます。

■魚類・底生動物

- ・相模川水系の魚類は、県水産技術センターの調査により 34科 82種が確認されています。
- ・平成 25・26年調査は支流域の目久尻川と小出川に限定したため魚類 7科 20種の確認となっていますが、ウグイ、アブラハヤ、ニゴイ等、県レッドデータブック掲載種が 9種確認されています。
- ・底生動物 32種が確認され、県レッドデータブック掲載種はコガムシの 1種が確認されました。
- ・平成 14年調査との比較では、目久尻川においてアユ、ハゼ類、モクズガニ、テナガエビ類など、川と海を行き来する種が多く確認されており、本流からの遡上経路が確保されている状況がうかがえます。また、目久尻川の環境が全体的に改善された状況もうかがえます。
- ・一方、外来種のアメリカザリガニ、カラドジョウ、カワリリヌマエビ、アメリカツノウズムシなども多く確認され、在来の生態系への悪影響が懸念されます。

■特定外来生物

- ・町で確認されている特定外来生物は植物 3種、動物 3種となっています。植物はオオキンケイギク、アレチウリ、オオフサモが確認され、動物はアライグマ、ガビチョウ、ウシガエルが確認されています。
- ・特定外来生物に対する啓発活動を行っていく必要があります。

④自然環境の保全

1) 自然環境保全地区等

県では、神奈川県自然保全条例に基づき、自然環境保全地区を指定し、開発行為等の規制を行っており、町では「越の山」、「寒川神社」の2地区が指定されています。

この他に町では保存樹林及び保存樹木を指定し、保全に努めていますが、指定面積、指定本数は減少しており、新たな保全対象の把握、維持管理に対する支援の在り方等について検討していく必要があります。

また、第2次計画において、町緑地保全地区の指定の検討をするとしていましたが、未指定となっており、引き続き検討していく必要があります。

表一 自然環境保全地区の概要

名称	指定年月日	面積(ha)	地域の特色(植生等)
越の山	S49.3.15	6.7	クロマツ、クヌギ等の混交林
寒川神社	S49.3.15	4.4	社寺林、樹齢300年以上のマツ、スギのほか樹齢100年をこえるシイ

資料：都道府県自然環境保全地域内訳表（環境省）

表一 自然環境保全関連の指標

	基準年 (H22)	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	達成目標 (R2)
町緑地保全地区の指定(箇所)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
自然環境保全地域面積(ha)	11.1	11.1	11.1	11.1	11.1	11.1	11.1	11.1	11.1	現状を維持
保存樹林指定面積(ha)	16,379	16,379	16,379	16,379	16,379	16,379	15,338	15,338	15,338	現状を維持
保存樹木指定本数(本)	52	51	51	51	49	49	47	47	47	56

資料：寒川町環境報告書

2) 農地の保全

農地は、動植物の生息を支えるほか、地下水の保全など多面的な機能を担っていますが、後継者不足等により減少傾向が続いています。

町では、農地の保全を図るため、遊休農地の活用や後継者の育成、地産地消の推進、環境保全型農業の普及など、様々な農業の振興施策を展開しており、今後も継続的な取組を推進していく必要があります。

表一 農業振興関連の指標

	基準年 (H22)	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	達成目標 (R2)
遊休農地面積(ha)	6.8	4.1	3.5	3.6	4.0	5.7	4.5	4.37	3.47	4.0
新規就農者数(累計)(人)	0	0	1	1	1	1	1	2	2	4
農産物直売施設数(箇所)	25	25	26	24	24	24	24	24	24	35
家庭菜園区画数(区画)	230	230	230	232	232	232	232	173	179	現状維持
エコファーマー制度認定農家数(戸)	8	8	8	6	6	6	6	6	5	16
農業基盤整備受益面積(ha)	60.8 (H23)	60.8	61.5	62.0	63.4	63.7	63.7	63.7	63.7	70.7

資料：寒川町環境報告書

3) 動植物保護活動等

町では、さむかわエコネットなどのボランティア団体等との連携により、以下のような動植物や生態系の保護活動を展開し、徐々に成果を上げています。

今後もこれらの活動を継続しつつ、活動範囲の拡大や活動内容の充実等に取り組んでいく必要があります。

■カワラノギクの保全

- ・桂川・相模川流域協議会では、相模川神川橋下流域において、国のレッドデータブックで絶滅危惧Ⅱ類、県のレッドデータブックで絶滅危惧Ⅰ A 類に指定されているカワラノギクの圃場を整備し、保護・再生に取り組んでいます。適切な管理の結果、圃場の外に自生しているカワラノギクが確認されるようになっています。

■ホタル復活プロジェクト

- ・さむかわエコネットでは、「目久尻川をホタルが舞う川」にするため、目久尻川へ流入する水路においてホタルの復活に取り組んでいます。
- ・ホタルの自然環境での復活を促すため、土のうによる水路の補修、清掃やザリガニの駆除、カワニナの生息調査など環境整備を図りつつ、寒川町で繁殖して育てたホタルの幼虫の放流を行っています。平成 28 年 5 月より成虫が飛んでいることが確認できています。

■自然観察の森の整備

- ・旧目久尻川の河川敷には、長い年月の間に様々な樹木が生い茂り、小さな森が形成されています。町では、町民が自然にふれあえる憩いの場の創出を目指し、目久尻川ふるさとの川縁道整備計画を進めています。
- ・事業予定地であり、まだ整備が進んでいない土地の有効活用を図るため、さむかわエコネットと協働して、遊歩道やベンチの設置等の整備を進めています。

■サギ営巣地

- ・神奈川県のサギ営巣コロニーは 1 箇所で、町の指定保存樹林であるふるさと緑道の旧目久尻川河畔のみとなっています。夏場には 400 羽を超えるサギが樹林を出入りしています。

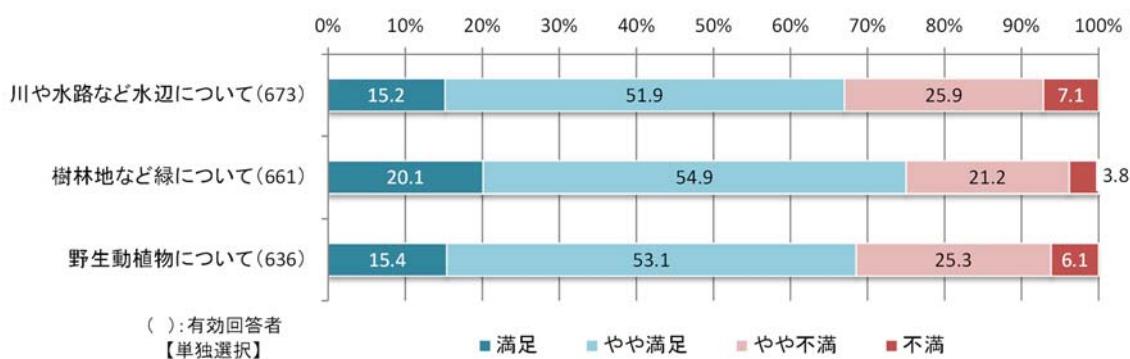
■外来生物の駆除

- ・在来生物を脅かす特定外来生物のアライグマや重点対策外来種のハクビシンについて、町民やボランティア等と連携し、捕獲に取り組んでいます。

【トピックス3：自然との共生に係るアンケート調査結果】

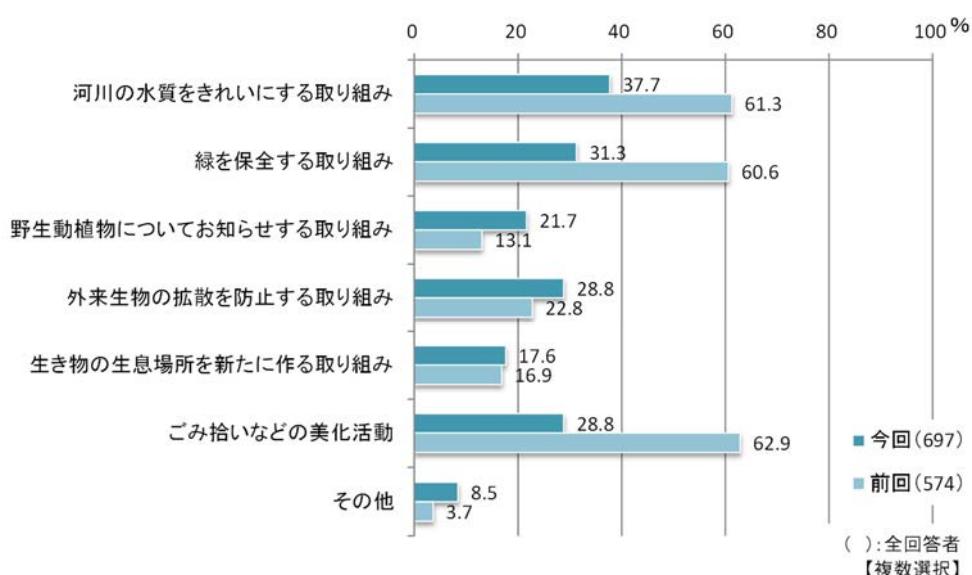
■町民の身近な自然環境に対する満足度

町民の住まい周辺の自然環境に対する満足度については、各項目とも肯定的な意見（「満足」、「やや満足」の合計）が多くなっています。樹林地など緑を中心として総体的に町民の満足度は高めとなっています。



■町民が自然環境を保全する上で不十分と思っていること

町民が自然環境を保全する上で不十分と思っていることについては、「河川の水質をきれいにする取り組み」、「緑を保全する取り組み」、「ごみ拾いなどの美化活動」、「外来生物の拡散を防止する取り組み」などが挙げられています。



注)前回アンケートにおいては、「自然環境を保全するために必要なこと」として設問

※構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない場合がある。

(3) 低炭素社会の実現に関する現状と課題

① 地球温暖化

1) 行政における温暖化対策

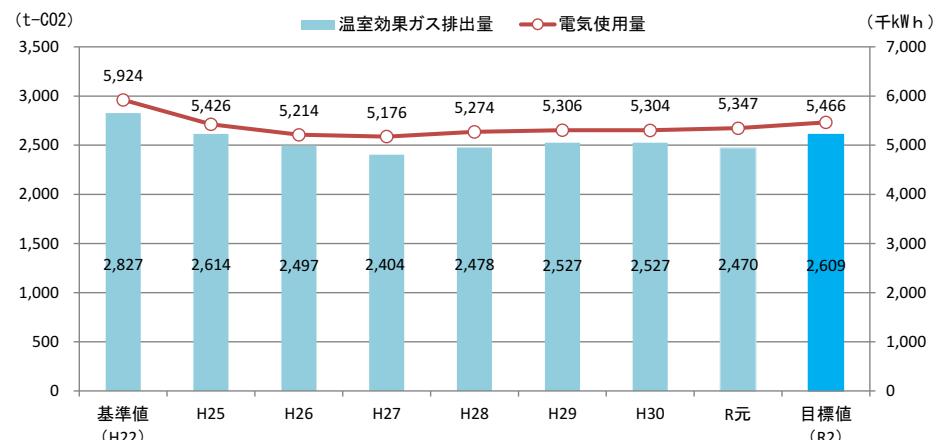
町では、平成 16 年に策定した寒川町環境行動指針（行政編）の中で、町の事務・事業に伴い排出される温室効果ガスの削減に取り組み、平成 25 年には寒川町地球温暖化対策実行計画（行政編）を策定し、令和 2 年度を最終年度とする削減計画を進めています。

温室効果ガス排出量は、平成 26 年度には最終年度目標を達成していますが、平成 27 年度に最小値となって以降、増加から横ばいの状況が続いており、近年においては削減が停滞している状況となっています。

エネルギー別排出量を見ると電気の使用による排出量は、全体の約 8 割を占めます。このことから、温室効果ガス排出量の削減を推進するにあたっては、電気の使用量を抑制していくことが課題となります。

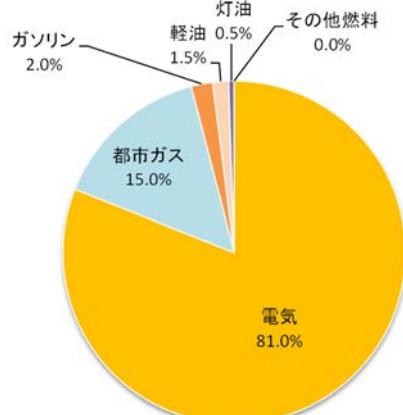
主な公共施設の電気使用量については、LED 照明の導入が図られたことにより、防犯灯の使用量が減少したものの、小中学校、町役場等の電気使用量は横ばいで推移しており、省エネ行動の一層の推進が必要となっています。

また、総合体育館、図書館等では LED 照明未導入のため、今後の設備面での改善策等を検討していく必要があります。



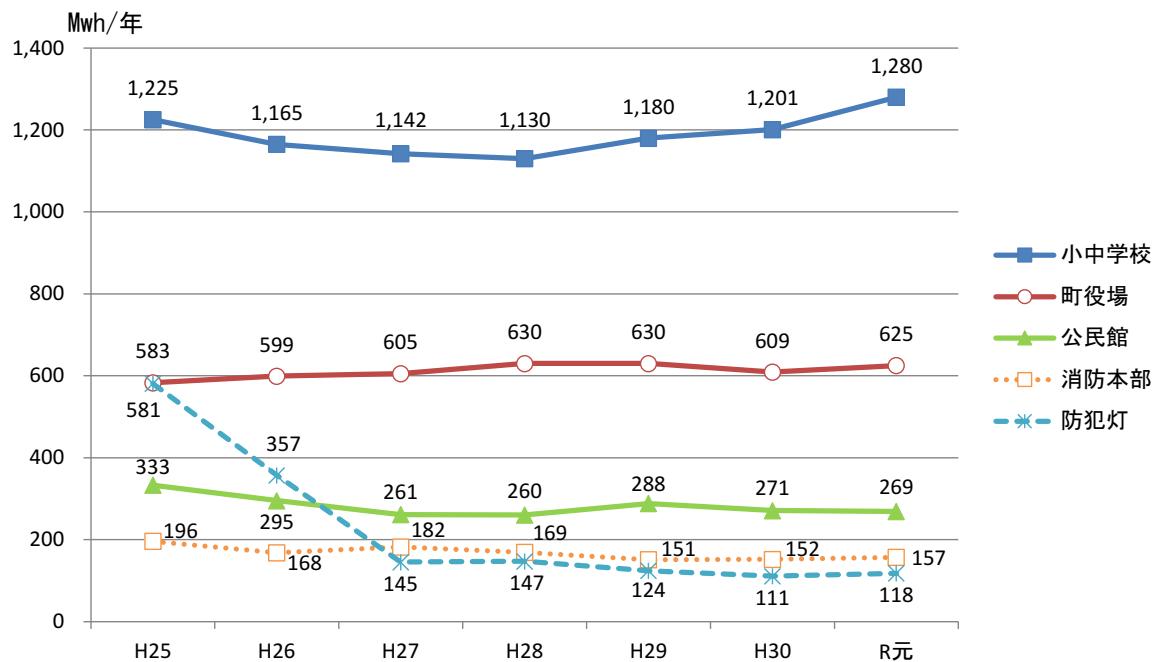
資料：寒川町地球温暖化対策実行計画（行政編）報告書

図一 町の事務・事業に伴う温室効果ガス排出量



資料：寒川町地球温暖化対策実行計画（行政編）報告書

図一 エネルギー別温室効果ガス排出量構成比



資料：寒川町環境報告書

図一 主な公共施設の電気使用量

表一 地球温暖化対策（行政）関連の指標

	基準年 (H22)	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	達成目標 (R2)
町役場の電気使用量 (Mwh/年)	782	629.8	583.4	598.7	605.0	630.0	630.0	609.3	624.9	711.6以下
公共施設の床面積当たり 電気使用量(kwh/m ² ・年)	46.19	39.32	43.30	41.50	41.30	44.10	44.10	43.60	44.50	42.03以下
町の公共施設における 自然エネルギー利用施設数 (箇所)	5	6	6	6	10	10	10	10	10	現状より 増やす
町役場(本庁舎、分庁舎、東 分庁舎)のCO ₂ 排出量 (t/年)	344	328	294	264	251	270	263	254	260	313
町役場(本庁舎、分庁舎、東 分庁舎)の床面積当たりCO ₂ 排出量(千m ² /m ² ・年)	49.1	46.7	41.8	37.4	35.6	38.2	37.3	36.0	36.7	44.6
公共施設における 雨水利用施設割合(%)	17.5	15.8	17.5	17.5	18.5	14.8	14.8	14.8	14.8	現状より 増やす

資料：寒川町環境報告書

2) 町全体の温暖化対策

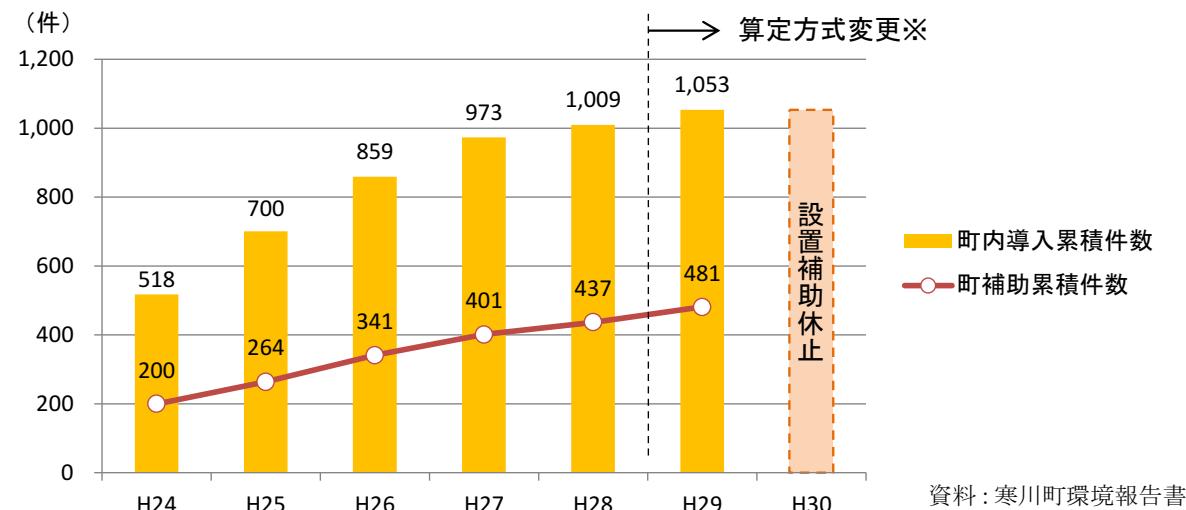
現行の施策では、平成 21 年度より住宅用太陽光発電システム設置への補助を実施して、町内における太陽光発電の普及を支援してきました。しかし、平成 29 年度には設置実績が 481 件となり、目標の 213 件を超えたため補助は休止としており、今後の措置について検討が必要となっています。

このほかには、各種環境学習を開催するほか、夏場の個人によるエアコン使用抑制策として、寒川総合図書館、町民センター、北部公民館、南部公民館の 4 施設をクールシェアスポットとして登録し、周知啓発しています。

また、省エネルギー施策の一環として、節水の呼びかけや雨水利用施設の設置支援等を行っており、継続的に取り組んでいく必要があります。

地球温暖化対策においては、国ではパリ協定を受け、平成 25 年度（2013 年度）を基準として、令和 12 年度（2030 年度）までに温室効果ガスを 40% 削減する中期目標（生活に身近な「家庭部門」や、町役場を含む事務所・ビル・店舗などの活動に起因する「業務その他部門」の削減目標）を定めるなど、実効性のある削減策の着実な推進が求められています。（「運輸部門」、「産業部門」などを含む全体の削減目標は 26%）

町においても今後は、地域特性を踏まえた体系的な削減策の展開に取り組んでいく必要があります。



※町内導入累計件数は東京電力パワーグリッド㈱の情報提供に基づいていたが、電力自由化に伴い情報が提供されなくなり、平成 29 年度以降の町内導入累積件数は、平成 28 年度累積値に町補助件数を加算し算出している。

図一 太陽光発電導入累積件数

表一 地球温暖化対策（町全体）関連の指標

	基準年 (H22)	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	達成目標 (R2)
太陽光発電システム 導入件数(件) (町補助による累積件数)	53	200	264	341	401	437	481	481	481	毎年20件 以上の累 積
上水道使用量 (千m ³ /年)	6,548	6,338	6,229	6,067	5,976	6,093	6,091	6,061	5,992	現状以下 の維持
雨水貯留施設設置助成件数 (件/年)	5	7	14	19	25	28	31	33	35	45

資料：寒川町環境報告書

②その他地球環境問題等

町では、オゾン層の破壊や酸性雨などの地球環境問題に対し、町民や事業者の意識を高め、関連物質の適切な使用、管理や処分を促すため、情報提供を行っています。

近年、マイクロプラスチックや食品ロス、SDGsに基づく水資源の保全や持続可能な農業など、新たな環境問題への対応も求められており、時代の要請に応じた環境情報の発信に努めていく必要があります。

表一 その他地球環境問題関連の指標

	基準年 (H22)	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	達成目標 (R2)
オゾン層保護や酸性雨などに関する情報提供件数 (件)	2	2	3	3	3	3	3	3	3	現状より 増やす

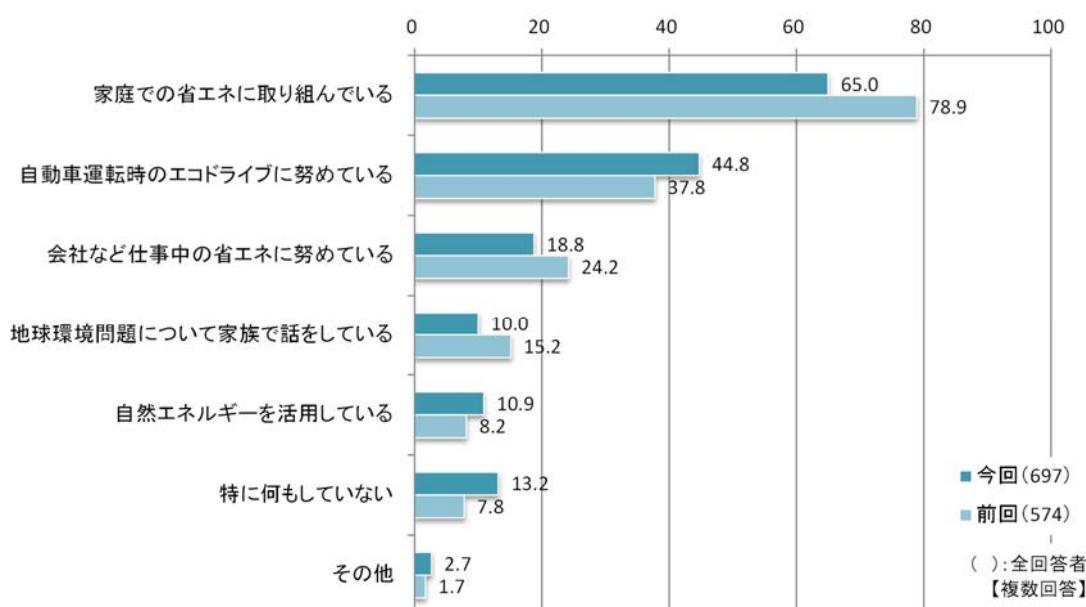
資料：寒川町環境報告書

【トピックス 4：低炭素社会の形成に係るアンケート調査結果】

■町民が日常的に行っている地球温暖化防止の取り組み

町民が日ごろの生活で取り組んでいる地球温暖化防止策は、「家庭での省エネに取り組んでいる」が6割超において取り組まれています。次いで「自動車運転時のエコドライブに努めている」が4割超となっています。

ただし、第2次計画策定時アンケートに比べ、「家庭での省エネに取り組んでいる」が減少しており、省エネ意識がやや低くなっている状況がうかがえます。



※構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない場合がある。

(4) 循環型社会の形成に関する現状と課題

①廃棄物

1) 廃棄物排出量

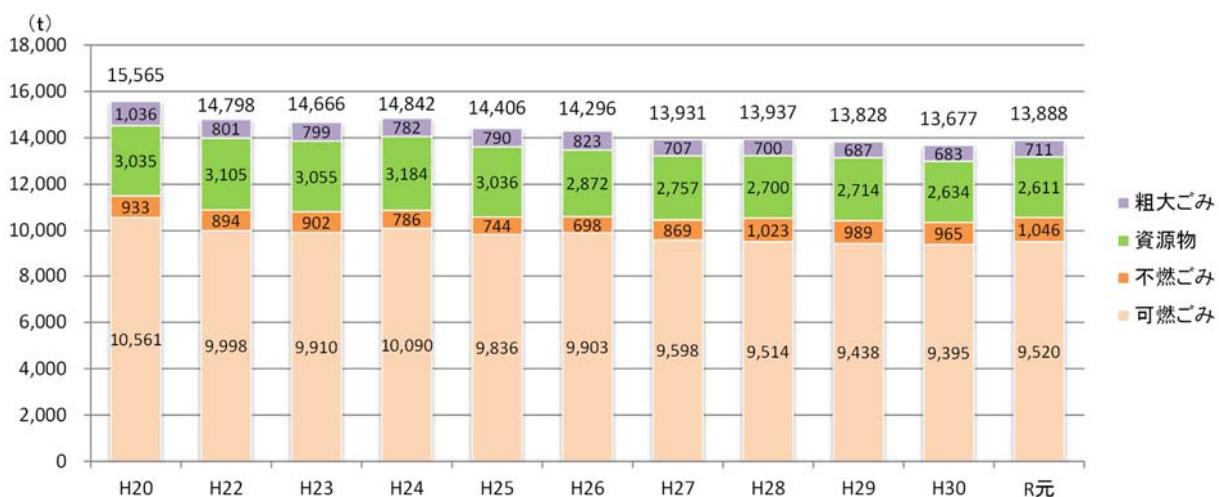
ごみ排出量は、一部の年度を除き、年々減少する傾向が続いています。

一人1日当たりのごみ排出量も減少傾向が続いています。また、県平均よりも排出量が少なく、比較的ごみ減量化の進んだ自治体と言えます。しかし、第2次計画の目標には届いておらず、今後も継続的な取組が求められます。

更なるごみの減量化に向けては、多くを占める可燃ごみの削減が課題となります。なお、可燃ごみの内訳は、厨芥類（食品廃棄物等）が約半数を占め、次いで紙類が多くなっています。

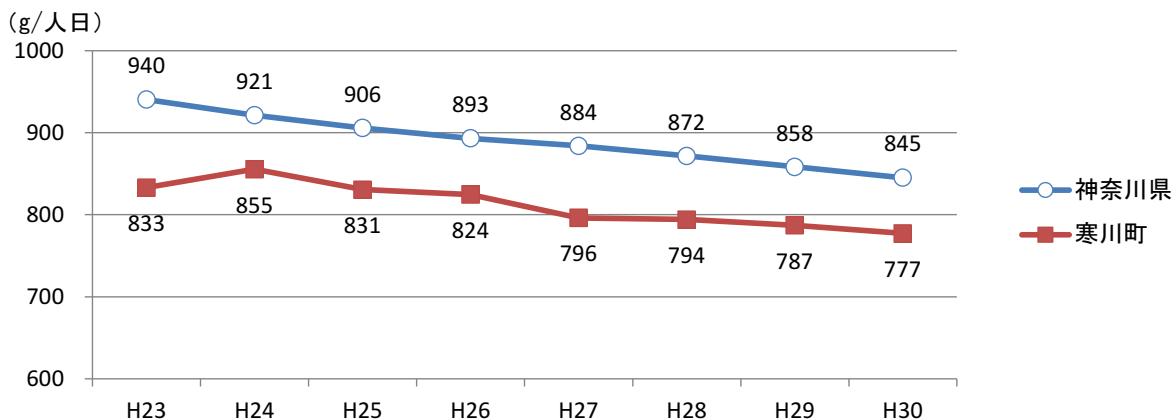
食品廃棄物の内訳は、食べることができる食品（直接廃棄（手つかず食品）、食べ残し、過剰除去）の廃棄が2割を占めています。近年、問題化している「食品ロス」の観点からも削減が求められます。

食品ロスについては、広報さむかわによる「3キリ運動（使いキリ、食べキリ、水キリ）」を周知しているほか、調理くずを出さないエコクッキングを実施するとともに、食品廃棄物を減量するキエーロ（消滅型生ごみ処理器）の販売を平成26年より始めており、継続的な取り組みが求められます。



資料：寒川町環境報告書

図一 ごみ総排出量

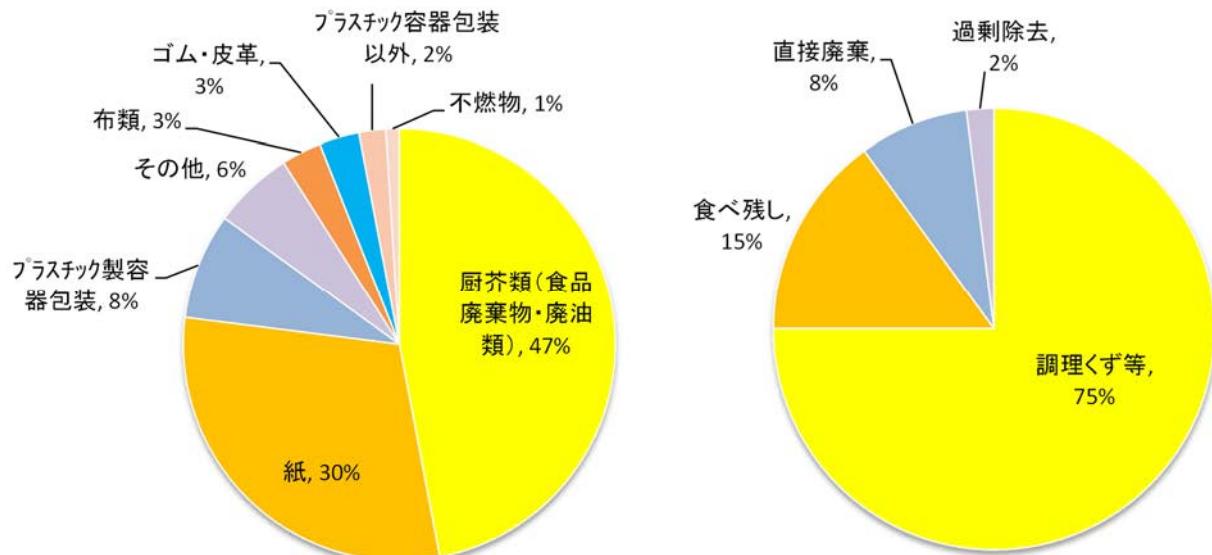


※令和元年度については調整中

資料：寒川町環境報告書

一般廃棄物処理実態調査（環境省）

図一一人1日当たりのごみ排出量



資料：寒川町環境報告書

図一可燃ごみ組成分析

図一食品廃棄物の排出割合

表一廃棄物（ごみ排出量）関連の指標

	基準年 (H22)	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	達成目標 (R2)
一人1日当たりのごみ排出量(g/人・日)	841	855	831	824	796	794	787	777	784	760
焼却灰発生量(t/年)	1,753	1,871	1,565	1,615	1,699	1,615	1,558	1,582	1,481	1,443

資料：寒川町環境報告書

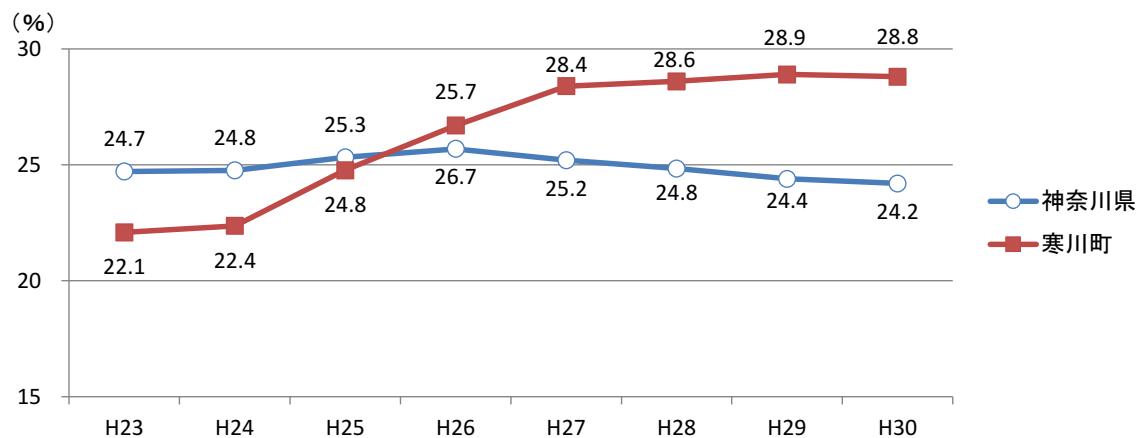
2) リサイクル

町のリサイクル率は、かつては県平均を下回っていましたが、焼却灰の溶融化が開始された平成25年度以降、大きく増加し、平成27年度には県平均を上回りました。その後、増加傾向を維持していることから、比較的リサイクルの進んだまちとなっています。

一方、可燃ごみには、紙類、プラスチック類等の資源化が可能なごみが混在している状況となっています。また、リサイクル率はまだ第2次計画の目標には届いておらず、一層の分別の徹底を図っていく必要があります。

町では「不用品登録制度」を設け、不要となった再利用できる物品を収集・紹介するほか、フリーマーケットの開催等を行っています。これらの取り組みについて周知・広報を強化するなど、協働や参加を広げていく必要があります。

また、「マイクロプラスチック」による河川や海洋の汚染など、廃棄物に伴う新たな環境問題も生じており、今後、プラスチックごみの削減等への取組を広げていく必要があります。



※令和元年度については調整中

資料：寒川町環境報告書
一般廃棄物処理実態調査（環境省）

図ーリサイクル率

表ーリサイクル関連の指標

	基準年 (H22)	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	達成目標 (R2)
フリーマーケット出店数 (店舗)	276	286	308	298	260	315	161	272	186	266店舗/ 年の維持
「不用品登録制度」の 年間利用者数(件/年)	29	62	53	56	28	39	36	31	31	40件/年 以上
リサイクル率(%) (総資源化量/総排出量)	22.2	22.37	24.8	26.7	28.4	28.6	28.9	28.8	27.6	31.4

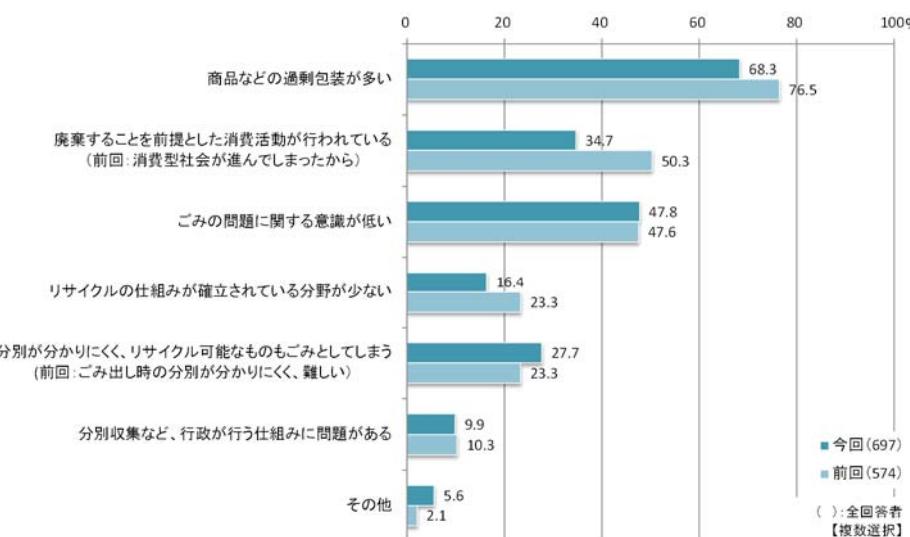
資料：寒川町環境報告書

【トピックス5：循環型社会の形成に係るアンケート調査結果】

■町民が考えるごみの量が増えてしまう原因

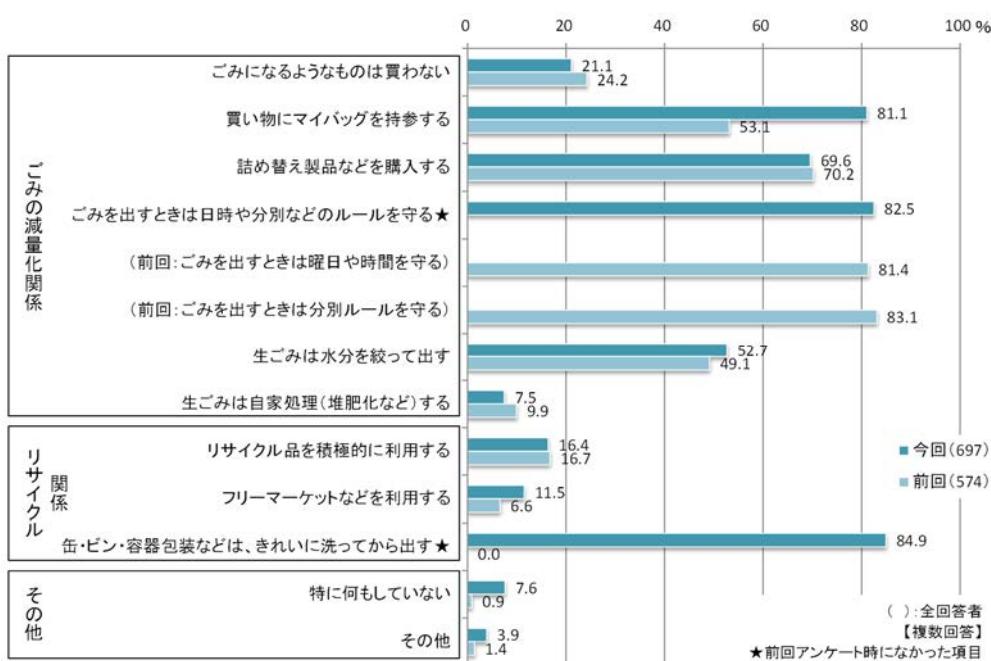
町民が考えるごみの量が増えてしまう主な原因是、「商品などの過剰包装が多い」ことが原因として大きいと考えられています。

また。「ごみの問題に関する意識が低い」、「廃棄することを前提とした消費活動が行われている」など、消費側の意識不足、使い捨ての習慣等も問題と考えられています。



■町民が実施しているごみ減量やリサイクルの取り組み状況

町民が日ごろ行っているごみの減量化の取り組みは、「ごみを出すときは日時や分別などのルールを守る」、「買い物にマイバッグを持参する」が多く、どちらも8割超と広く町民が実施している状況がうかがえます。特に「買い物にマイバッグを持参する」においては第2次計画策定時アンケートから大きく増加しており、定着の広がりが見られます。



※構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない場合がある。

(5) 快適なまちの形成に関する現状と課題

① 身近な緑

本町では、身近な緑、散策・レクリエーション等の場として都市公園の整備を行っており、令和2年3月現在、街区公園32箇所、近隣公園1箇所、地区公園1箇所、運動公園1箇所、都市緑地4箇所、緑道4箇所、計43箇所の都市公園が整備済みとなっています。

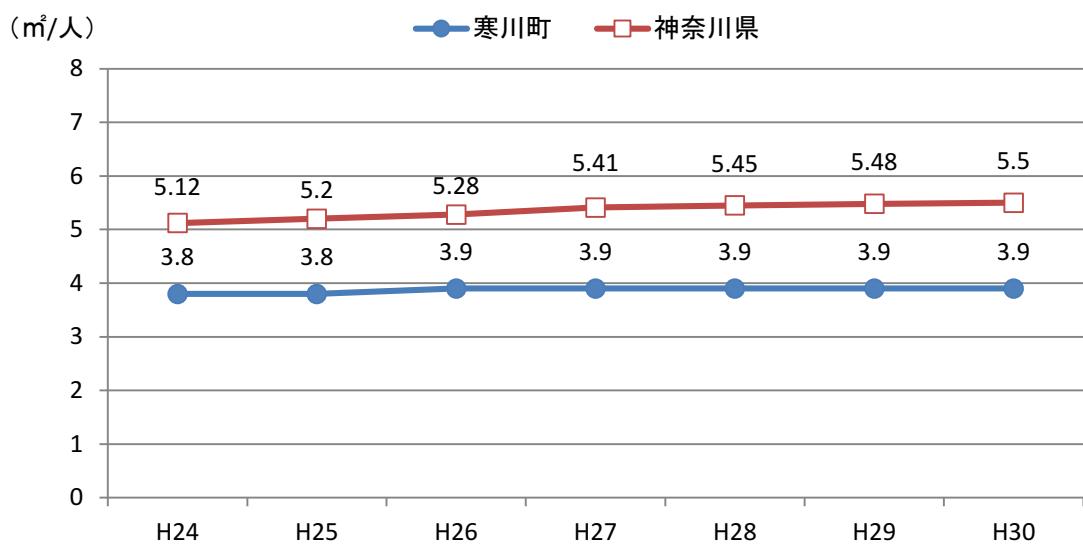
1人当たりの公園面積をみると、県平均よりも低い整備水準にあるものの、当面は整備よりも保全に主眼を置くとともに、街路樹や公共施設・民有地の緑化等、町中の緑の充実に努めていきます。

また、町では町民との協働による公園等の維持管理に取り組んでいますが、緑化活動ボランティアは近年、減少傾向を示しており、団体の支援を充実する等、活動基盤の向上に努めいく必要があります。

表一公園・緑地関連の指標

	基準年 (H22)	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	達成目標 (R2)
都市計画区画面積に対する緑地の割合(%)	28.8	28.8	28.8	28.8	27.9	27.8	27.8	27.8	27.8	31%以上
1人当たりの公園面積(m ²)	3.8	3.8	3.8	3.9	3.9	3.9	3.9	3.9	3.9	4
緑化活動ボランティア(人) (川とのふれあい公園花壇育成者)	26	24	26	25	21	21	19	17	12	30

資料：寒川町環境報告書



※令和元年度については調整中

資料：寒川町環境報告書、1人当たり公園整備面積（神奈川県）

図－1人当たり公園面積の推移

②水辺環境

本町を流れる相模川、目久尻川、小出川等の河川は、様々な生きものの生息を支える自然環境の基盤になります。また、まちなみ潤いをもたらすとともに、町民の憩いの場としても貴重な環境を提供しています。

町では、県の河川整備に際して自然環境に配慮した多自然型護岸の整備を要望することにより、生息する魚類の種数が増加するなど、生きものの生息環境の創出を図っています。今後も多自然型護岸の整備に取り組むとともに、より生態系に配慮した河川環境の整備・管理を検討するほか、親水護岸の整備を行うなど、水辺に親しめる場の充実に取り組んでいく必要があります。

また、町では、さむかわエコネットとの協働等により、町民が水辺に親しみ、自然保全への関心・知識を高める機会として、河川の維持管理や環境学習等の様々なイベントを実施しています。河川に親しむイベントは年間約20回行われるなど定着していますが、やや減少している状況もうかがえ、主催団体等との連携強化や支援策を検討するなど、活動基盤の充実に取り組んでいく必要があります。

表一 水辺環境関連の指標

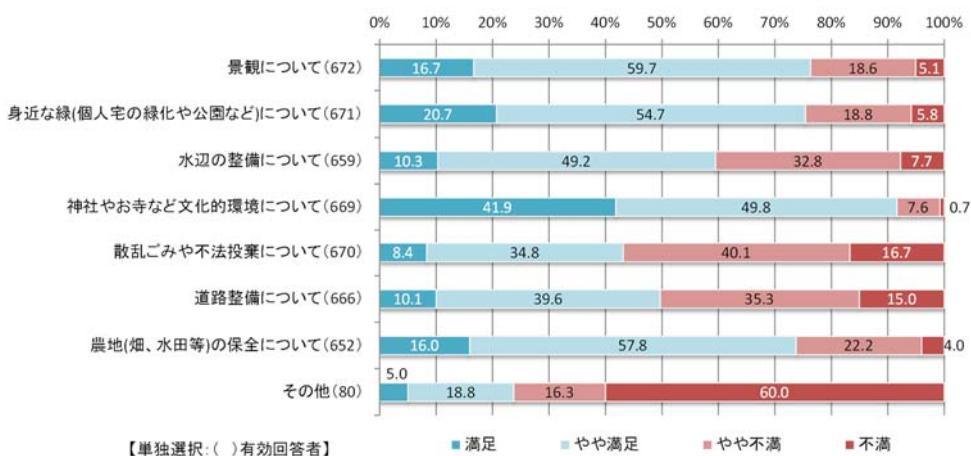
	基準年 (H22)	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	達成目標 (R2)
河川を利用した事業実施回数(他団体との連携含む) (回／年)	1	1	21	36	19	21	17	18	13	2回/年以上
多自然型川づくり等による整備延長(m) (/町内河川延長)	320 (/3,100)	320 (/3,100)	2,166 (/3,852)	2,273 (/3,852)	2,479 (/3,852)	2,529 (/3,852)	2,529 (/3,852)	2,692.9 (/3,852)	2,692.9 (/3,852)	現状より 増やす
親水護岸の箇所数 (箇所)	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3

資料：寒川町環境報告書

【トピックス6：快適なまちの形成に係るアンケート調査結果】

■町民の身近な都市環境に対する満足度

町民の住まい周辺の都市環境に対する満足度は、「神社やお寺など文化的環境」について肯定的回答（満足、やや満足）が9割を占め、特に高く評価されています。また、「景観」、「身近な緑(個人宅の緑化や公園など)」、「農地(畑、水田等)の保全」も肯定的回答が7割以上あり、公園や宅地・農地等の緑と景観についての評価も高くなっています。



※構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない場合がある。

③環境美化・道路

町の環境美化については、「寒川町住みよい環境を育てるまちづくり条例」によりポイ捨てやペットの糞の始末等の迷惑行為を禁止し、罰則規定を定め、広く啓発に努めており、ポスター募集やキャンペーン等の取り組みを継続していく必要があります。

また、町ではまちぐるみ美化運動や自主的な美化活動への支援を行うなど、町民と協働した美化活動を積極的に展開し、年間60～70回程の活動が行われていますが、第2次計画の目標には達しておらず、団体の支援・育成など、活動体制を強化していく必要があります。

不法投棄に関しては、町内の協力企業や県などと連携し、不法投棄パトロールを毎月（4月を除く）実施するとともに、監視カメラの設置に取り組んでいます。近年では、3箇所の確認に抑制されてきており、引き続き監視を継続していく必要があります。

道路については、歩きやすく、ゆとりある町道整備を進めており、引き続き継続していく必要があります。

表－環境美化・道路関連の指標

	基準年 (H22)	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	達成目標 (R2)
電線共同溝整備道路 指定区間延長(m)	541	541	541	541	541	541	541	541	541	現状より 増やす
不法投棄パトロールによる 不法投棄確認箇所(箇所)	10	4	3	3	3	3	3	3	3	0
自主的な環境美化活動 の回数(回)	64	69	73	73	69	45	56	60	50	82
町道維持工事着手率 (%) (90路線)	10 (H24)	10.0	11.1	33.3	46.6	60.0	73.3	84.4	93.3	100

資料：寒川町環境報告書

(6) その他（参加と協働など）

①環境情報の発信

町では、環境に関する情報提供として、「広報さむかわ」、「ゴミ野ゲンゾウ見聞録」及び町のホームページを介した情報発信を継続的に行ってています。第2次計画策定以降、環境関連記事の掲載は「広報さむかわ」では75～98件／年、ホームページでは60～154回／年と、いずれも第2次計画の達成目標を上回る実績となっています。

また、総合図書館、総合体育館において環境企画展示を実施しているほか、寒川広域リサイクルセンターではさむかわエコネットの活動や、環境関係の資料の常設展示コーナーを設けています。

これら環境情報の発信を継続していくとともに、社会動向の変化等をとらえ、より効果的な情報提供ができるよう、内容の更新・充実に努めていく必要があります。

表一 環境情報発信関連の指標

	基準年 (H22)	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	達成目標 (R2)
環境コーナーの設置(箇所) (常設箇所の設置及び管理)	0	2	2	2	2	2	2	2	1	1
環境コーナーの設置(箇所) (企画展示等の毎年実施)	1	2	3	3	3	3	3	3	3	1/年
広報紙での環境関連記事 掲載件数(件/年)	50	82	87	75	81	98	77	86	77	50以上 を維持
環境関連情報ホームページ の更新回数(回/年) (環境課のみ)	25	85	104	80	60	142	154	76	83	24以上 を維持

資料：寒川町環境報告書

②環境教育・環境学習

町では、町民が環境への関心を高め、実感・体験する機会として、町と環境団体との連携のもと、様々な環境学習講座、自然観察会、見学会などのプログラムを実施しています。

これらプログラムへの参加人数は、平成29年度に環境フェスティバルの参加人数が大幅に増加したこと等により総数が大きく増加しましたが、平成30年度、令和元年度ではやや減少しています。

環境学習講座等は、第2次計画における目標を大きく上回る実績をあげており、今後も、町民のニーズに即したプログラムの充実のほか、多くの町民の参加を促す工夫や広報の強化等に努めていく必要があります。

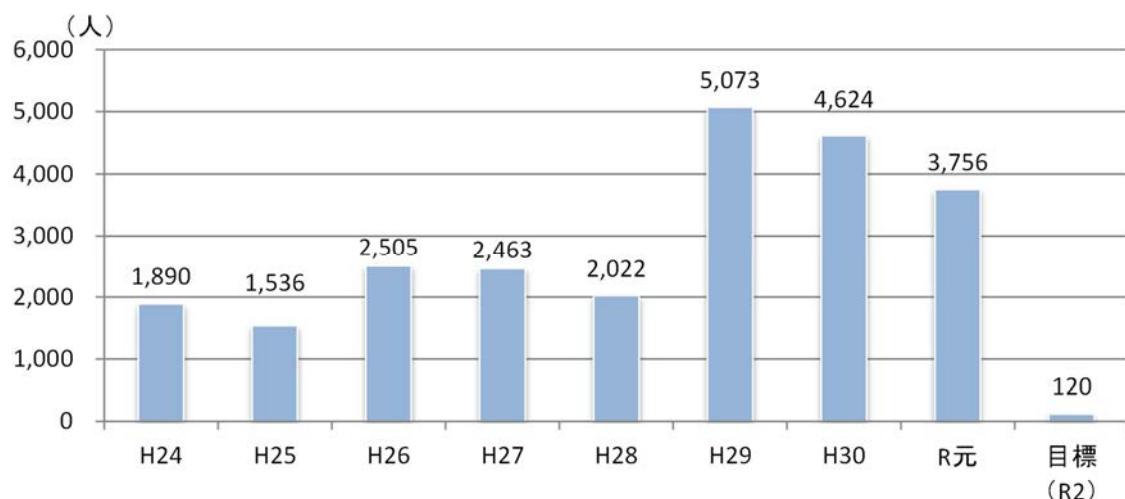
学校教育では、「総合的な学習の時間」や「生活科」を中心に環境教育に取り組み、地球温暖化・ごみ減量・リサイクルなどに関する体験学習等を行っています。

今後は、学校教育・生活を通じ、環境に配慮したライフスタイルの定着など、より実践的な行動に自発的に取り組むための認識や知識が学べるよう、環境教育の充実に努めていく必要があります。

表一 環境教育関連の指標

	基準年 (H22)	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	達成目標 (R2)
環境学習講座や自然観察会の参加人数(環境課事業) (人)	64 (H21)	1,890	1,536	2,505	2,463	2,022	5,073	4,624	3,756	120人以上

資料：寒川町環境報告書



資料：寒川町環境報告書

図一 環境学習講座や自然観察会の参加人数（環境課事業）

③環境活動

町では、町・町民・事業者がそれぞれの日常生活や事業活動の中で心がけるべき環境行動を「環境行動指針」（町民編、事業者編、行政編）により啓発を行っています。

町内中小事業者に対しては、環境マネジメントシステム（ISO14001等）認証制度取得支援を行っていますが、近年、取得事業者数は横ばいとなっています。この要因を踏ました上で、今後の支援の在り方等を検討する必要があります。

町民の環境保全活動としては、自主的な環境美化活動や、相模川美化キャンペーン、町内一斉のまちぐるみ美化運動を実施しており、参加者数は平成29年度まで増加傾向にありました。しかし、平成30年度以降は減少しています。主に美化キャンペーン以外の活動がやや停滞しており、広報や周知方法等、広く参加を促す取り組みを進めていく必要があります。

また、町では、町民、事業者、行政が協働して環境保全活動に取り組む組織として「さむかわエコネット」を設立し、各種イベントへの参加、環境学習や自然観察の森の整備、ホタル復活プロジェクト、湧水・水質・各種生きもの調査などに取り組んでいます。

さむかわエコネットへの登録人数は、近年、ほぼ横ばいとなっており、町民団体等との連携を強化するほか、環境講座等を活用して新たな人材を発掘・育成するなど、組織の強化・充実に取り組んでいく必要があります。

表一 環境活動関連の指標

項目	基準年 (H22)	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	達成目標 (R2)
町内事業者の環境マネジメントシステムの導入社数(社)	60	64	63	65	65	65	51	50	50	69
環境美化活動の参加人数・実施団体数	3894 27	2,937 40	4,051 42	4,785 44	5,072 942	5,513 328	5,558 0	4,771 38	4,580 34	4,673 33
さむかわエコネット登録人数 ※毎年度末の会員数(人)	28	37	33	30	27	31	32	31	32	37

資料：寒川町環境報告書



資料：寒川町環境報告書

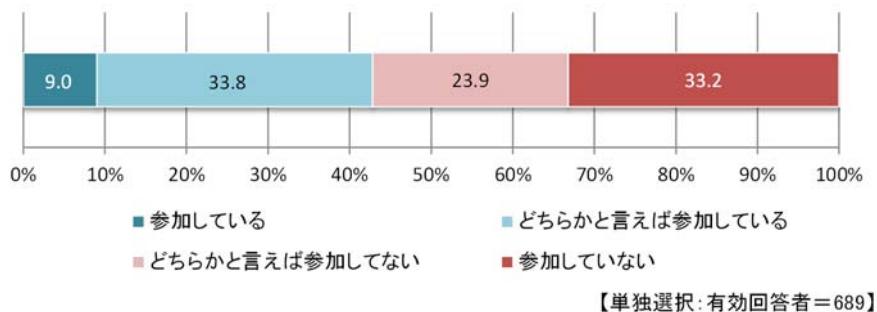
図一 環境美化活動参加者数・参加団体数

【トピックス7：参加と協働に係るアンケート調査結果】

■町民の環境活動への参加状況

町民の日常生活での環境活動への参加状況については、参加している（「参加している」と「どちらかと言えば参加している」の計）が約4割、参加していない（「参加していない」と「どちらかと言えば参加していない」の計）が約5割と、参加していない層がやや多くなっています。

「参加している」は約1割であり、積極的に参加している層は限られていることがうかがえます。また、「参加していない」は約3割あり、町民の約1/3が参加に消極的、または参加が困難な層となっていることがうかがえます。

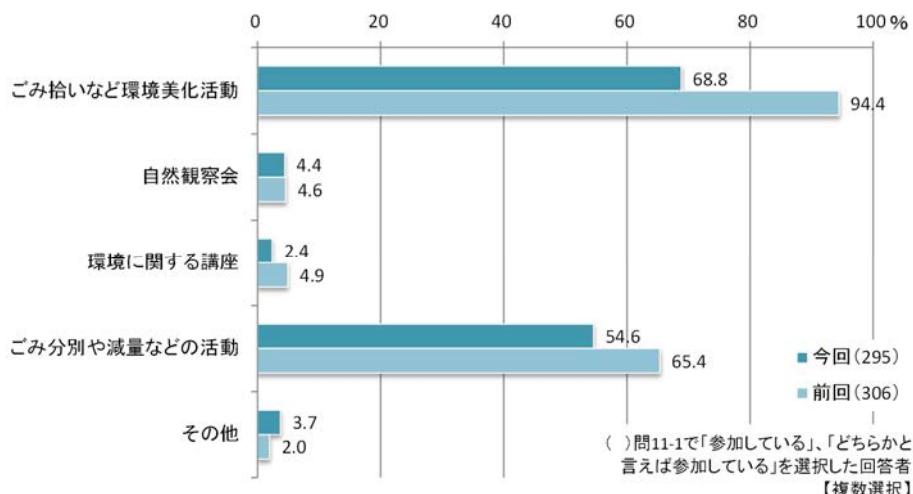


■町民が参加している環境活動の内容

町民が参加した環境活動の内容については、「ごみ拾いなど環境美化活動」、「ごみ分別や減量などの活動」が特に多くなっています。

ただし、第2次計画策定時のアンケートに比べると、上記両項目の参加割合は減少しており、以前と比べると環境美化・ごみ関連活動への参加意欲の低下がうかがえます。

「環境に関する講座」、「自然観察会」への参加者はごく限られています。



※構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない場合がある。

第3章 寒川町が目指す望ましい環境像

1. 寒川町が目指す望ましい環境像

寒川町は概ね平坦な地形ですが、これまでの地域の暮らしや産業の発展の舞台は、相模川、目久尻川、小出川などの河川や、それらを取り巻く河川敷や樹林地、田園の緑潤う自然の中にありました。

そして、近年では、さがみ縦貫道路の全面開通による交通の変化や、寒川駅北口地区、ツインシティ倉見地区、田端西地区を中心とする計画的なまちづくりにより、より利便性が高く生活しやすい都市として、まちの姿が変化しつつあります。

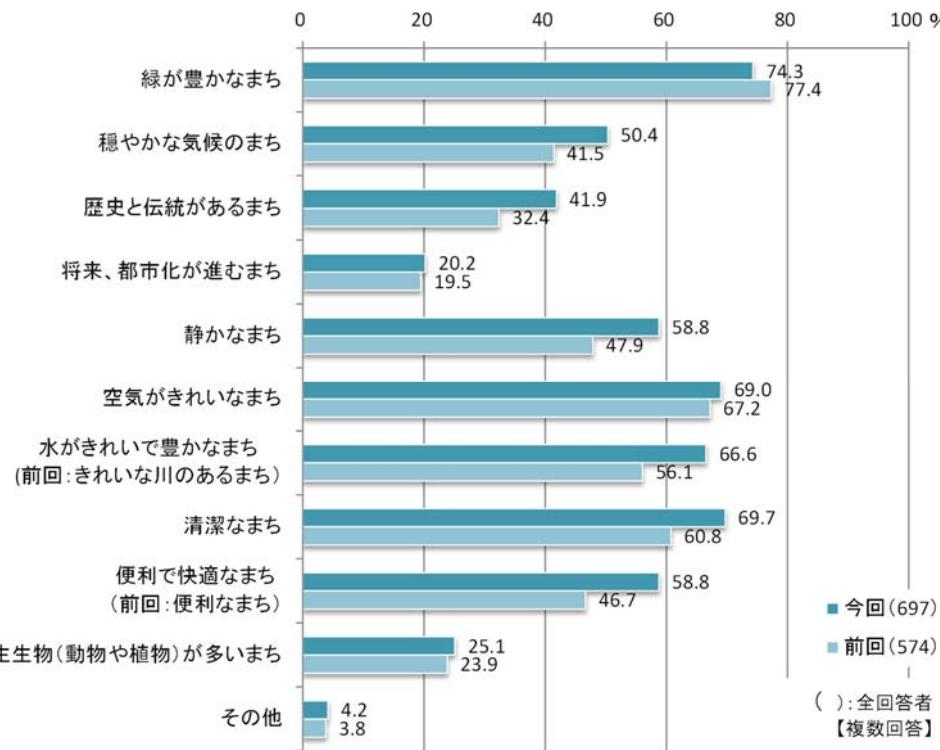
そのような中で、アンケート調査を見ると、町民の寒川町に対する評価や意向は、都市化を望む声よりも、自然環境が豊かであること、そしてそれが将来に續いていくことを望んでいることがうかがえます。

【トピックス8：望ましい環境像に係るアンケート調査結果】

■町の望ましい環境像に対する町民の意向

町の将来の姿について多くの町民は、「緑が豊かなまち」、「清潔なまち」、「水がきれいな豊かなまち」、「空気がきれいなまち」となることを望んでいます。

また、「静かなまち」、「便利で快適なまち」への要望も比較的高い結果となっています。



※構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない場合がある。

寒川町の地域特性は、前述のように自然環境が豊かであるところですが、その自然は緑を中心に都市化により徐々に減少している状況にあります。一方で、都市化にあたっては環境への配慮に留意されるとともに、環境団体と連携した自然環境の保全、創出活動も盛んに行われており、自然と共生したまちづくりが展開されているところです。

エネルギーやごみ問題に目を向けると、町民の意識、環境の現状とともに、都市化による環境への負荷が顕在化、懸念されているところですが、町民生活や事業者の事業活動における環境配慮行動を中心に足元からの取り組み、まちづくりにおける環境配慮が積極的に実践されており、リサイクル率の向上などをはじめ、その効果も徐々に表れてきています。

寒川町総合計画 2040 で示されたまちの将来像は「つながる力で、新化するまち」であり、「心豊かな暮らしが出来るまち」、「人口減少など新しい時代に対応する持続可能な新たなまち」などを実現し、幸福度が高いまちを目指しています。

このような新たな価値観に基づくまちづくりにあたっては、寒川町の歴史の中で育まれた良好な環境を基調に置いたまちであってこそ実現されるものと考えられます。

これらのことから踏まえ、寒川町が目指す環境像を『環境と人が共生し、次世代まで良好な環境が受け継がれ “新化” するまち さむかわ』とし、この環境像の実現を目指した町、町民、事業者、滞在者の取り組みを推進していくものとします。

■寒川町が目指す望ましい環境像

環境と人が共生し、
次世代まで良好な環境が受け継がれ “新化” するまち
さむかわ

2. 計画が対象とする環境の範囲

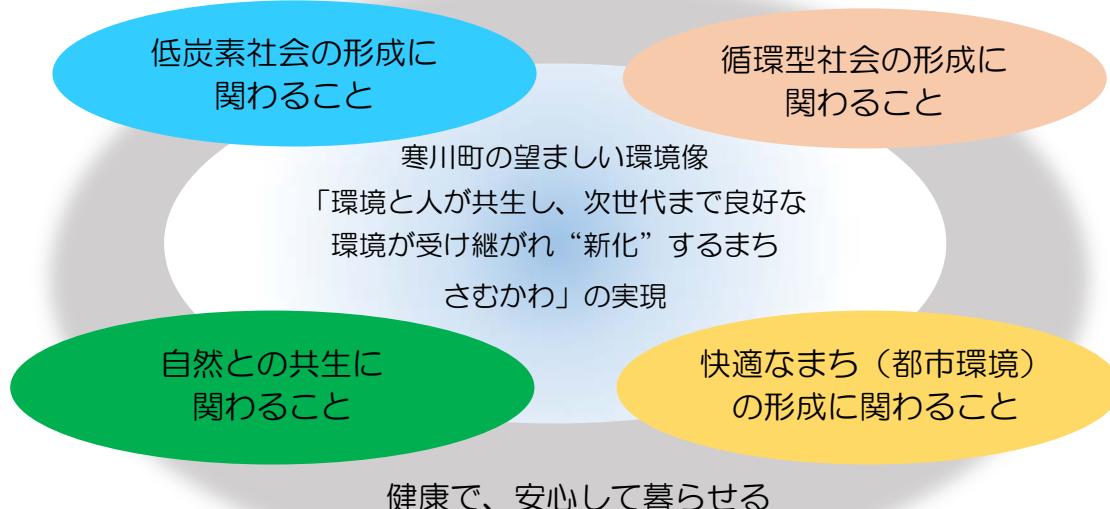
寒川町環境基本条例では、施策の策定に当たって以下の事項の確保（要約）が求められています。

- ・人の健康が保護され、生活環境が保全されるための必要な措置を講じる。
- ・自然環境を適正に保全し、人と自然との豊かなふれあいの場を確保する
- ・うるおいと安らぎのある都市環境を創造する。
- ・日常生活や事業活動による環境への負荷の低減を図る。
- ・地球温暖化対策を推進する。

一方で、SDGs の考え方でもあり、国の考え方でもある「持続可能な社会の形成」にあたっては、「健康で安心な暮らし」が確保される社会を基盤に置きつつ、「自然共生社会」、「低炭素社会」、「循環型社会」、「快適なまち（都市環境）」を実現することにより形成されるものと言えます。これらのことと踏まえ、本計画で対象とする環境の範囲は、以下のとおりとします。

■計画が対象とする環境の範囲の具体的な内容

●健康で、安心して暮らせるまちの形成に関わること	日常の生活活動に関わる環境について取り扱います。都市型公害や身近な環境汚染に関わる要素や、災害・事故時等の環境対策に係る要素が含まれます。
●自然との共生に関わること	動植物や生態系に関わる環境について取り扱います。主に、地域の豊かな自然の保全・創造に係るような要素が含まれます。
●低炭素社会の形成に関わること	地球温暖化対策やエネルギーなど、日常生活や事業活動が地球に与える環境負荷に係る要素が含まれます。
●循環型社会の形成に関わること	ごみの減量やリサイクル対策、適正処理に関わる取り組みについて取り扱います。また、水循環の確保や水資源の保全に係る要素も含まれます。
●快適なまちの形成に関わること	快適な都市環境づくりについて取り扱います。まちの景観や、都市の中の緑や水辺の創出、秩序ある都市づくりに係る要素が含まれます。

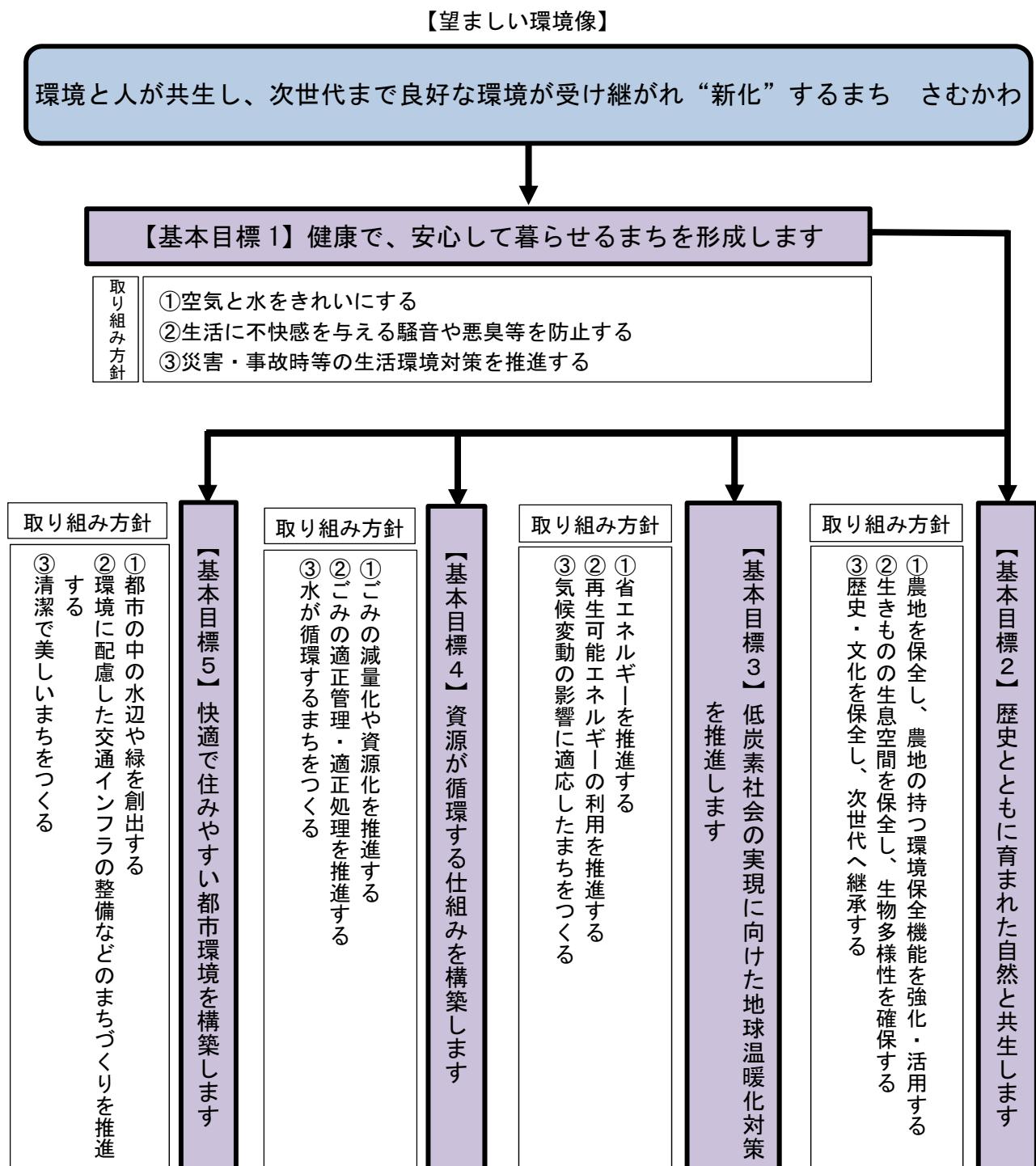


健康で、安心して暮らせる
まちの形成に関わること

■計画の対象とする環境の範囲

3. 望ましい環境像を実現するための基本目標と取り組み方針（計画の体系）

寒川町が目指す望ましい環境像を実現するための基本目標と取り組み方針による「計画の体系」を以下に示します。これらの基本目標に資する町、町民、事業者、滞在者の取り組みを推進、促進していくものとします。



■計画の体系

第4章 望ましい環境像を実現するための取り組み

第3章に示した寒川町が目指す望ましい環境像「環境と人が共生し、次世代まで良好な環境が受け継がれ“新化”するまち さむかわ」を実現するための取り組みを次頁以降に示します。

なお、各取り組みは、望ましい環境像の実現を目指すとともに、SDGs（持続可能な開発目標）に資する取り組みとしても位置付け、地球市民の一員である寒川町も世界的な目標の達成に寄与するものとします。基本目標ごとに主に関連するSDGsの目標を示していきます。

【参考】SDGs（エスディージーズ）とは

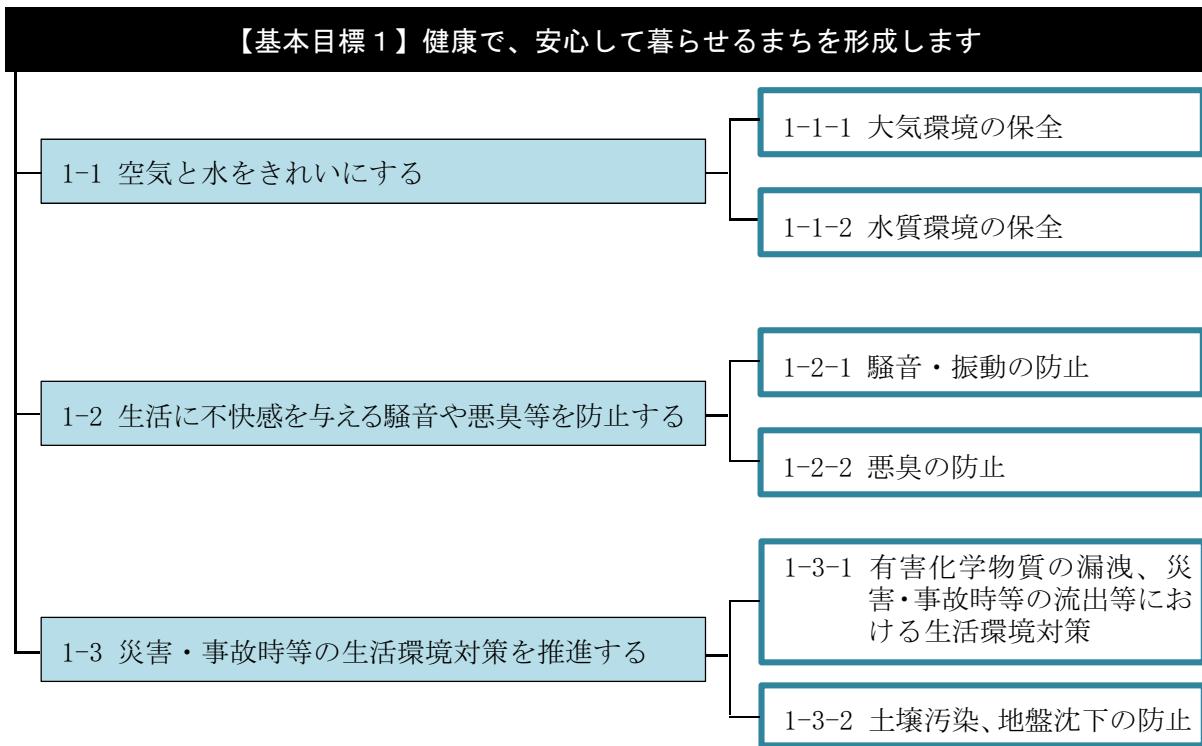
SDGsとは、「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」の略称です。

SDGsは、地球環境と人々の暮らしを持続的なものとするため、すべての国連加盟国が2030年までに取り組む17分野の目標のことです。生産と消費の見直し、海や森の豊かさの保護、安全なまちづくり等、先進国が直面する課題も含まれています。



【基本目標 1】健康で、安心して暮らせるまちを形成します

(1) 取り組みの体系



【SDGs（持続可能な開発目標）との関連性】

本取り組みは SDGs のうち、「3. すべての人に健康と福祉を」、「6. 安全な水とトイレを世界中に」、「11. 住み続けられるまちづくりを」、「14. 海の豊かさを守ろう」、「17. パートナーシップで目標を達成しよう」に資する取り組みとなります。



※SDGs の 14. 「海の豊かさを守ろう」について

寒川町には海がありませんが、河川環境を保全することは、海の豊かさを守ることにつながるため、関連する取り組みとして位置づけています。

(2) 取り組みの内容

1-1 空気と水をきれいにする

【町の取り組み】

1-1-1 大気環境の保全

施策の方向性	具体的な取り組み
工場・事業所等からの大気汚染防止を推進します	県と連携して大気汚染防止法等の法令に基づく規制、基準の遵守について指導します。
	屋外焼却（野焼き）について法令等に基づく規制・指導を徹底するとともに、屋外焼却防止の普及・啓発を推進します。
自動車からの排気ガス抑制に向けた取り組みを推進します	アイドリングストップをはじめとするエコドライブの促進とノーカーデーを呼びかけます。 燃料電池自動車、電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車などの低公害車や次世代自動車の利用を促進します。
大気汚染に係る情報収集、情報提供を図ります	町内の大気環境に係る調査を実施します。
	日常生活や事業活動における大気汚染の防止に資する取り組み等について、町民や事業者に情報提供を行います。
	関係機関と連携を図りながら、大気汚染関連情報の収集を行い、公害苦情相談に適切に対応し、その解決に努めます。

1-1-2 水質環境の保全

施策の方向性	具体的な取り組み
工場・事業所からの水質汚濁防止を推進します	県と連携して水質汚染防止法等の法令に基づく規制、基準の遵守について指導します。
	公共下水道へ接続する工場・事業所からの排水について水質検査を行います。
	水質事故・水質汚濁の原因究明と発生防止に努めます。
生活排水対策を推進します	生活排水に対する配慮についての情報提供を行います。
	下水道事業計画に基づいた計画的・効率的な下水道の整備を進めます。
	公共下水道への接続を促進します。
	老朽化した下水道の計画的な維持管理・整備を進めます。
農業排水対策を推進します	農業排水に関連する指導や啓発等を実施します。

施策の方向性	具体的な取り組み
水質汚濁や地下水汚染に係る情報収集、情報提供を図ります	町内の河川等の水質に係る調査を実施します。
	日常生活や事業活動における水質汚濁の防止に資する取り組み等について、町民や事業者に情報提供を行います。
	関係機関と連携を図りながら、水質汚濁関連情報の収集を行い、公害苦情相談に適切に対応し、その解決に努めます。

■空気と水をきれいにするための環境指標

環境指標の項目	現状及び 基準年度実績値 (令和元年度)	達成目標 前期 (R6)	達成目標 中期 (R10)	達成目標 後期 (R14)
NO ₂ の各測定箇所での環境基準達成率	100%/年	100%/年	100%/年	100%/年
SPM の各測定箇所での環境基準達成率	100%/年	100%/年	100%/年	100%/年
町内における電気自動車導入累積台数	68 台	88 台	108 台	128 台
工場、事業所からの排水基準の適合率	県測定 100% 下水道課測 77.8%	100% 100%	100% 100%	100%/年 100%/年
公共下水道人口普及率	93.19%	94.60%	95.72%	96.85%
公共下水道水洗化率 (下水道供用済人口比)	97.59%	98.09%	98.49%	98.89%
BOD の環境基準適合率 ・目久尻川 ・小出川 ・一之宮幹線 (一之宮第二排水路)	100%/年 20.8%/年 83.3%/年	100%/年 29.2%/年 91.7%/年	100%/年 37.5%/年 100%/年	100%/年 41.7%/年 100%/年
地下水の環境基準適合率 (4 年毎の県messu調査井戸における適合率)	71.4%	71.4%	85.7%	100%
公害苦情件数 ・大気汚染に係る苦情件数	11 件 (屋外焼却を含む)	毎年、前年度より減らす		
水質事故件数 ・水質事故に係る対応件数	5 件	毎年、前年度より減らす		

【町民の取り組み（例）】

- 公共下水道への接続を進めます。
- 調理くずや油を直接排水口に流さないよう努めます。
- 合成洗剤の使用を石鹼に切り換えます。
- 低公害車を積極的に導入します。
- ノーカーデーに率先して協力します。
- 自動車を運転するときはアイドリングストップなどエコドライブを心がけます。
- 自動車利用中心の生活から、公共交通機関や徒歩、自転車を使った生活を心がけます。
- 家の庭などでごみを燃やさないようにします。

【事業者の取り組み（例）】

- 公共下水道への接続を進めます。
- 事業所からの排水を適正に処理します。
- 飲食業では調理くずや油を直接排水口に流さないよう努めます。
- 低公害車の導入を進めます。
- ノーカーデーの実践に努めます。
- 自動車を運転するときはアイドリングストップなどエコドライブを心がけます。
- 工場・事業所からの大気汚染防止に努めます。
- 最短走行ルートの選択や共同配送の推進など物流の合理化に努めます。
- 保有車の点検整備などを励行し、適正に管理します。
- 大気汚染の実態把握、原因究明に協力します。
- 焼却炉などの使用は、適正な焼却設備・焼却方法により行います。
- 水質汚濁、地下水汚染などの実態把握、原因究明に協力します。
- 地下水を利用する事業所では、水質の定期検査を実施します。

【滞在者の取り組み（例）】

- 河川を汚さないようにします。
- 自動車を運転するときはアイドリングストップなどエコドライブを心がけます。
- 自動車利用中心の生活から、公共交通機関や徒歩、自転車を使った生活を心がけます。

1-2 生活に不快感を与える騒音や悪臭等を防止する

【町の取り組み】

1-2-1 騒音・振動の防止

施策の方向性	具体的な取り組み
工場・事業所、建設作業等からの騒音・振動の防止を推進します	騒音規制法や振動規制法等に基づく規制、基準の遵守について指導します。 公共工事における騒音・振動への配慮を徹底します。
道路交通騒音・振動の防止を推進します	幹線道路網の整備により、生活道路への通過交通量を削減します。 道路の維持補修等による道路面の適正な維持・管理に努めます。 交通量の多い幹線道路については、関係機関と連携し、騒音、振動の低減対策に努めます。 アイドリングストップをはじめとするエコドライブを促進します。 【再掲】
騒音・振動に係る情報収集、情報提供を図ります	町内の騒音・振動に係る調査を実施します。 日常生活や事業活動における騒音・振動の防止に資する取り組み等について、町民や事業者に情報提供を行います。 関係機関と連携を図りながら、騒音・振動関連情報の収集を行い、公害苦情相談に適切に対応し、その解決に努めます。

1-2-2 悪臭の防止

施策の方向性	具体的な取り組み
工場・事業所、畜産からの悪臭の防止を推進します	悪臭防止法等に基づく規制、基準の遵守について指導します。 県と連携して、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に基づく規制、基準の遵守について指導します。
悪臭に係る情報収集、情報提供を図ります	町内の臭気に係る調査を実施します。 日常生活や事業活動における悪臭の防止に資する取り組み等について、町民や事業者に情報提供を行います。 関係機関と連携を図りながら、悪臭関連情報の収集を行い、公害苦情相談に適切に対応し、その解決に努めます。

■騒音や悪臭等を防止するための環境指標

環境指標の項目	現状及び 基準年度実績値 (令和元年度)	達成目標 前期 (R6)	達成目標 中期 (R10)	達成目標 後期 (R14)
道路交通騒音の環境基準達成率	100%/年	100%/年	100%/年	100%/年
道路交通振動の環境基準達成率	100%/年	100%/年	100%/年	100%/年
臭気の規制基準値の達成状況	100%/年	100%/年	100%/年	100%/年
公害苦情件数 ・騒音に係る苦情 ・振動に係る苦情 ・悪臭に係る苦情	17 件 1 件 6 件		毎年、前年度より減らす	

【町民の取り組み（例）】

- 公共交通機関を積極的に利用します。
- 駐車場でのアイドリングや警笛の使用を自粛します。
- 生活騒音について、近隣の迷惑にならないよう配慮します。

【事業者の取り組み（例）】

- 近隣の環境に配慮した作業時間を設定します。
- 保有車の点検整備などを励行し、適正な管理とエコドライブを行います。
- 工場などで使用する機械などは低騒音型・低振動型のものを採用します。
- 防音機能の強化など、施設の改善に努めます。
- 深夜営業飲食店では防音施設を設置します。
- 建設・解体工事を行う際は、騒音、振動、粉じんを発生させないように努めるとともに、周辺住民に工事内容を記載した文書を配布し周知します。

【滞在者の取り組み（例）】

- 公共交通機関、徒歩・自転車による観光、通勤、通学に努めます。
- 自家用車の利用を抑制し、自動車騒音に配慮します。
- レジャーにおける騒音に配慮します。

1-3 災害・事故時等の生活環境対策を推進する

【町の取り組み】

1-3-1 有害化学物質の漏洩、災害・事故時等の流出等における生活環境対策

施策の方向性	具体的な取り組み
有害化学物質の漏洩防止を 推進します	県と連携してダイオキシン類対策特別措置法等に基づく規制・基準の遵守について指導します。
	県と連携して工場・事業所等からの有害化学物質によるリスクを減らすため、PRTR制度の趣旨に基づく自主管理の徹底を図るよう指導します。
	農薬、除草剤等の適正使用や管理について指導に努めます。
	分別収集の徹底等適正な廃棄物処理を推進し、有害ごみによる汚染を未然に防止するように努めます。
有害化学物質等に係る情報 収集、情報提供を行います	災害・事故時における有害化学物質の漏洩等について関係機関と共に適切に対応します。
	町内におけるダイオキシン類に係る調査を実施します。 放射性物質について、必要に応じた測定を行い安全性について監視するとともに、町民に対して情報提供を行います。

1-3-2 土壌汚染、地盤沈下の防止

施策の方向性	具体的な取り組み
土壌汚染、地盤沈下の防止 を推進します	県と連携して土壌汚染、地盤沈下を防止するため、法令などに基づく規制、基準の遵守について指導します。
土壌汚染、地盤沈下に係る 情報収集を行います	町内における地盤沈下に係る調査を実施します。 事業所による地下水の揚水量、地下水位の状況を把握します。

■災害・事故時等の生活環境対策を推進するための環境指標

環境指標の項目	現状及び 基準年度実績値 (令和元年度)	達成目標 前期 (R6)	達成目標 中期 (R10)	達成目標 後期 (R14)
ダイオキシン類の 大気調査における最大値	最大値 0.031pg-TEQ/m ³	環境基準値 (0.6pg-TEQ/m ³) 以下の維持		
ダイオキシン類の 水質調査における最大値	最大値 0.28pg-TEQ/l	環境基準値 (1.0pg-TEQ/l) 以下の維持		
ダイオキシン類の 土壌調査における最大値	最大値 3.8pg-TEQ/g	環境基準値 (1,000pg-TEQ/g) 以下の維持		
ダイオキシン類の 底質調査における最大値	最大値 4.9pg-TEQ/g	環境基準値 (150pg-TEQ/g) 以下の維持		
地盤沈下の状況	2 cm以上沈下した 水準点なし (調査地点 20 地点)	年間 2 cm以上沈下した 水準点がないこと		

【町民の取り組み（例）】

- 災害発生時には、正確な情報の把握と冷静な行動に心がけます。
- 有機肥料・低農薬栽培の地場産の農産物を購入します。

【事業者の取り組み（例）】

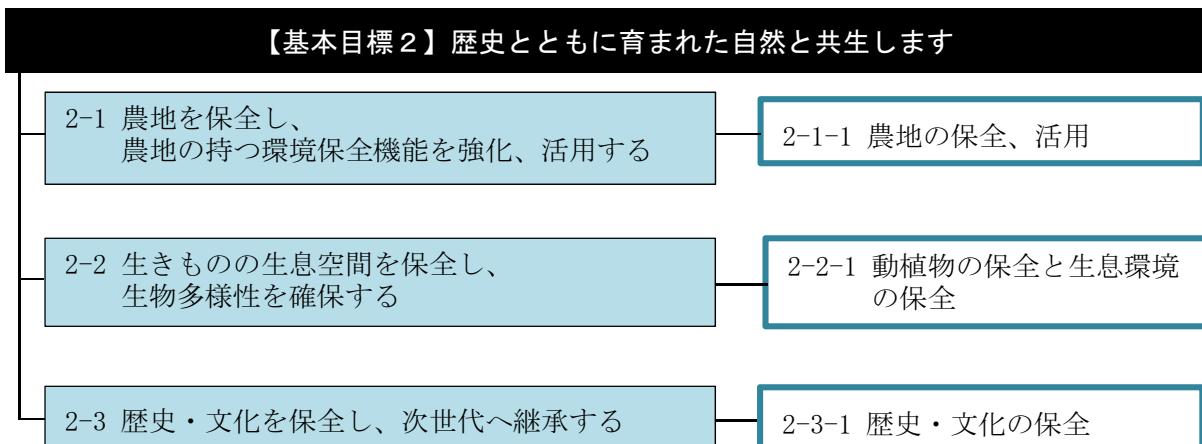
- 危険物や有害化学物質の適正管理を徹底します。
- 万一の事故発生に備えた、緊急連絡体制と被害拡大防止策の周知徹底を図ります。
- 土壤汚染の実態把握、原因究明に協力します。
- 農家は、有機肥料・低農薬栽培に努め、農薬・化学肥料使用量削減を目指します。
- 土壤汚染防止に関する規制を守ります。
- 土壤汚染の監視・測定の結果を見て、防止対策に取り組みます。
- 地下水汲み上げに関する規制を守ります。

【滞在者の取り組み（例）】

- 災害発生時には、正確な情報の把握と冷静な行動に心がけます。

【基本目標2】歴史とともに育まれた自然と共生します

(1) 取り組みの体系



【SDGs（持続可能な開発目標）との関連性】

本取り組みは SDGs のうち、「11. 住み続けられるまちづくりを」、「14. 海の豊かさを守ろう」、「15. 陸の豊かさも守ろう」、「17. パートナーシップで目標を達成しよう」に資する取り組みとなります。



※SDGs の 14. 「海の豊かさを守ろう」について

寒川町には海がありませんが、河川環境を保全することは、海の豊かさを守ることにつながるため、関連する取り組みとして位置づけています。

(2) 取り組みの内容

2-1 農地を保全し、農地の持つ環境保全機能を強化、活用する

【町の取り組み】

2-1-1 農地の保全、活用

施策の方向性	具体的な取り組み
貴重な自然資源である農地を保全します	遊休農地の解消に努めます。
	農地の認定農業者等への集約化を推進します。
	地域の農業育成と地場農産物の品質向上を推進します。
	地産地消を推進します。
	エコファーマー制度の登録・認定に関する普及啓発を推進します。
	家庭菜園の利用を促進します。
農地の持つ環境保全機能を強化し、活用します	農業体験を支援します。
	環境保全型農業を推進します。
	農地の持つ、生物多様性・貯水・気温調整等の役割を活用します。

■農地を保全し、農地の持つ環境保全機能を強化、活用するための環境指標

環境指標の項目	現状及び基準年度実績値 (令和元年度)	達成目標 前期 (R6)	達成目標 中期 (R10)	達成目標 後期 (R14)
遊休農地面積	3.47ha	3.3ha	3.2ha	3.1ha
農産物直売施設数	24箇所	24箇所（現状維持）		
家庭菜園区画数	179区画	179区画（現状維持）		
エコファーマー認定農家数	5戸	5戸（現状維持）		

【町民の取り組み（例）】

- 地元の農産物を積極的に購入します。
- 農産物直売所を積極的に利用します。
- 家庭菜園を積極的に利用します。
- 寒川の農業に関わるイベントに参加します。
- 農業体験等への参加を通じて農業への理解を深めます。
- 遊休農地の有効活用に協力します。

【事業者の取り組み（例）】

- 農業後継者の育成に努めます。
- 安全な食料の生産と流通に努めます。
- 店舗で、地元の安全な農産物を取り扱います。
- 農産物のPRなどにより、農産物の地域内流通を進めます。
- 遊休農地の有効活用に協力します。

- 観光農園などを設置し、新たな農業を展開します。
- 農業の振興のための積極的なPRを図ります。
- 無農薬・低農薬栽培や有機栽培に積極的に取り組みます。

【滞在者の取り組み（例）】

- 寒川産の農産物を積極的に購入します。
- 農産物直売所を積極的に利用します。
- 寒川の農業に関わるイベントに参加します。

2-2 生きものの生息空間を保全し、生物多様性を確保する

【町の取り組み】

2-2-1 動植物の保全と生息環境の保全

施策の方向性	具体的な取り組み
多様な生物が生息・生育する環境を保全・創出します	みどりの基本計画に基づき緑や水辺を保全・創出します。
	緑地・河川・湧水等の自然環境の維持・保全に努めます。
	自然観察ができる場所の整備に努めます。
	保存樹林・樹木指定制度等による樹林・樹木の保全に努めます。
	町民参加による樹林・樹木の維持・管理活動への支援を行います。
	外来種や有害鳥獣に対する取り組みを進めます。
まちの自然を知り、触れ合い、保全する意識の向上を図ります	緑地の保全やまちの中の緑化を推進します。
	定期的に町内の動植物の生息・生育状況を調査します。
	樹林地や樹木の分布に関する実態を把握します。
	自然とふれあう散策路を整備します。
環境教育・環境学習を推進します	自然観察会の開催など、野生動植物に関する情報を提供し知識の普及を進めます。
	環境教育・学習に係る先進的な取り組み事例を研究し、学校や家庭、地域での取り組みに反映します。
	学校への環境学習に係る出前授業、教材提供を行います。

■生きものの生息空間を保全し、生物多様性を確保するための環境指標

環境指標の項目	現状及び基準年度実績値 (令和元年度)	達成目標 前期 (R6)	達成目標 中期 (R10)	達成目標 後期 (R14)
自然環境保全地域面積	11.1ha		11.1ha (現状維持)	
保存樹林面積	15,338 m ²		15,338 m ³ (現状維持)	
保存樹木指定本数	47 本	48 本	49 本	50 本
環境学習講座や自然観察会への参加人数	3,756 人	3,800 人	3,850 人	3,900 人

【町民の取り組み（例）】

- 野生動植物の生育・生息に重要な場所の保護・管理に協力します。
- 自然の豊かな場所は荒らさないようにします。
- 自然観察会などに積極的に参加し、生きものに関する知識を高めます。
- 緑化にあたっては、地域の生態系や気候に適した植物種を選びます。
- ペットや観賞目的の生きものを野生化させたり、魚や昆虫などを他の地域から移入しません。
- 保存樹林・保存樹木の保全に協力します。
- 緑地保護のための基金に協力します。
- 樹林地の重要性を学び、子どもたちとともに環境学習に参加します。
- 野生動植物の分布や生態調査に協力します。
- 「さむかわ生き物かんさつマップ」を活用して、町の生きものを観察します。
- アライグマやハクビシン、スクミリンゴガイなどの外来種の駆除に協力します。

【事業者の取り組み（例）】

- 開発にあたっては、野生動植物への影響調査を行い、適切な保全対策を行います。
- 建設、土木工事は、生態系に配慮した工法や時期を選択します。
- 工事によって改変される自然は可能な限り工事完了後には復元します。
- 緑化にあたっては、地域の生態系や気候に適した植物種を選びます。
- 敷地内の樹林や水辺は、できる限り保全します。
- 保存樹林・保存樹木の保全に協力します。
- 緑地保護のための基金に協力します。

【滞在者の取り組み（例）】

- 野生動植物の生育・生息に重要な場所の保護・管理に協力します。
- 自然の豊かな場所は荒らさないようにします。

2-3 歴史・文化を保全し、次世代へ継承する

【町の取り組み】

2-3-1 歴史・文化環境の保全

施策の方向性	具体的な取り組み
	重要文化財や埋蔵文化財を保全します。
貴重なまちの歴史・文化を保全します	貴重な町の文化遺産を保護・継承していくために、町民が郷土の歴史や伝統に対する理解を深めるとともに、文化財に対する愛護意識の啓発・普及を図ります。
	町の歴史に関する資料を調査、収集、保存し、講座や企画展示の開催、刊行物の発行等の情報発信を行い、その活用を図ります。

【町民の取り組み（例）】

- 文化財への理解を深め、指定・登録文化財の保護に協力するとともに、本町の歴史・文化について知識を深めます。

【事業者の取り組み（例）】

- 文化財への理解を深め、指定・登録文化財の保護に協力します。

【滞在者の取り組み（例）】

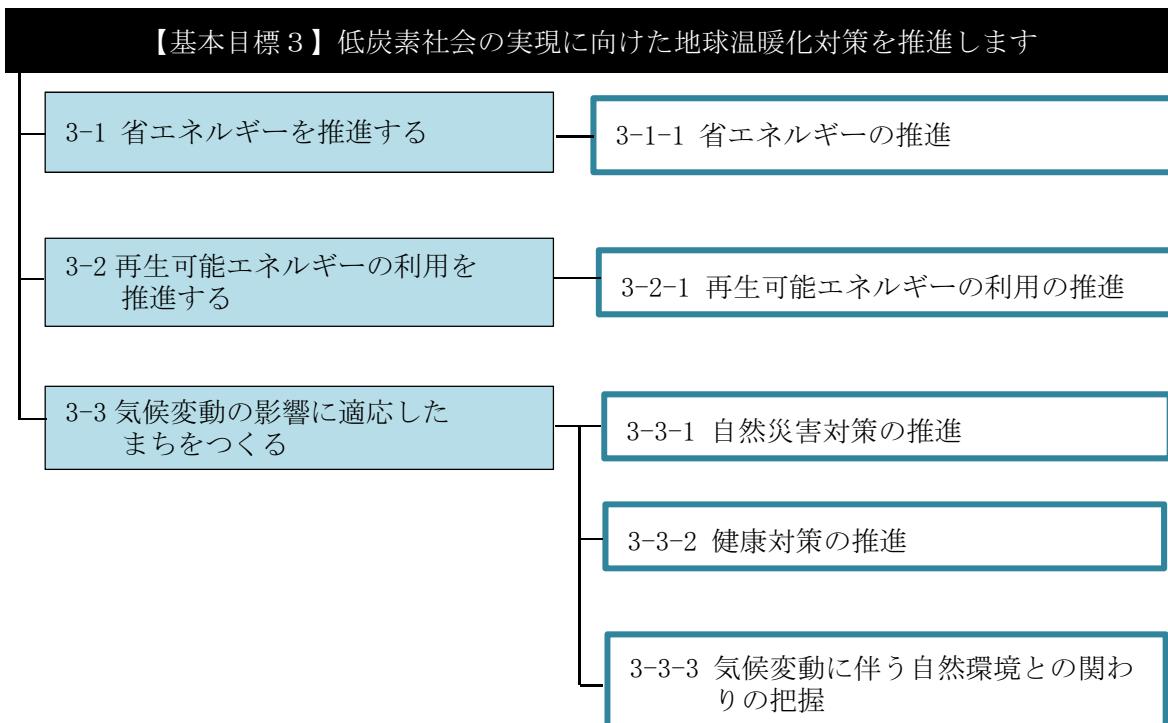
- 文化財への理解を深め、指定・登録文化財の保護に協力するとともに、本町の歴史・文化について知識を深めます。

■歴史・文化を保全し、次世代へ継承するための環境指標

環境指標の項目	現状及び 基準年度実績値 (令和元年度)	達成目標 前期 (R6)	達成目標 中期 (R10)	達成目標 後期 (R14)
町内の指定・登録文化財の件数	22 件	23 件	24 件	25 件
普及啓発活動等の参加者数	200 人	220 人	240 人	260 人

【基本目標3】低炭素社会の実現に向けた地球温暖化対策を推進します

(1) 取り組みの体系



【SDGs（持続可能な開発目標）との関連性】

本取り組みは SDGs のうち、「3. すべての人に健康と福祉を」、「7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに」、「11. 住み続けられるまちづくりを」、「13. 気候変動に具体的な対策を」、「17. パートナーシップで目標を達成しよう」に資する取り組みとなります。



(2) 取り組みの内容

3-1 省エネルギーを推進する

【町の取り組み】

3-1-1 省エネルギーの推進

施策の方向性	具体的な取り組み
町民、事業者に対する省エネルギーに対する意識啓発を推進します	町民や事業者に対して、広報や町ホームページによる省エネルギーの意識啓発を図ります。 エネルギー利用の見える化を促進します。 中小事業所の環境マネジメントシステムの認証取得を支援します。 湘南エコウェーブプロジェクトによる藤沢市・茅ヶ崎市と連携した各種取り組みを推進します。
町の事務事業における省エネルギーを推進します	地球温暖化対策実行計画（行政編）に基づく省エネルギー行動の徹底を図ります。（空調や照明の適正管理、節水等） 公共施設の省エネ診断を実施します。 公共施設におけるエネルギー利用の見える化を推進します。 公用車におけるエコドライブ等を推進するとともに、更新の際にはより低公害な自動車への移行を行います。 町の実態に即した独自の環境マネジメントシステムの導入を検討します。
省エネ機器の導入を推進します	公共施設における省エネ機器（設備、事務機器）の導入を推進します。 家庭や事業所における省エネ機器の導入を進めます。

■省エネルギーを推進するための環境指標

環境指標の項目	現状及び 基準年度実績値 (令和元年度)	達成目標 前期 (R6)	達成目標 中期 (R10)	達成目標 後期 (R14)
町の事務事業に伴う電気使用量 (H25 実績を基準)	5, 426Mwh/年	5, 209Mwh/年	4, 992Mwh/年	4, 775Mwh/年
町の事務事業に伴うCO ₂ 排出量 (H25 実績を基準)	2, 614t-CO ₂	2, 195 t -CO ₂	1, 778 t -CO ₂	1, 464 t -CO ₂
上水使用量	5, 992 千m ³	現状以下の維持		

※「町の事務事業に伴う電気使用量」、「町の事務事業に伴うCO₂排出量」における基準年度は、(仮称) 第2次寒川町地球温暖化対策実行計画(行政編)の基準年度と整合を図っています。

【町民の取り組み（例）】

- 使用していない家電製品のコンセントを抜くなど、生活における省エネルギー行動を心がけます。
- 家電製品を購入する際には、省エネルギー型を選択します。(LED 照明など)
- 日常生活での節水を心がけます。
- 図書館や公民館をクールシェアスポットとして利用します。

【事業者の取り組み（例）】

- 過度の電飾や冷暖房を控えるなど、事業所単位での省エネルギーを促進します。
- 環境マネジメントシステムの構築導入を目指します。
- 省エネルギー型の機械・設備を積極的に導入します。
- クールビズ、ウォームビズに取り組みます。

【滞在者の取り組み（例）】

- 公共交通機関、徒歩、自転車による観光、通勤、通学に努めます。

3-2 再生可能エネルギーの利用を推進する

【町の取り組み】

3-2-1 再生可能エネルギーの利用の推進

施策の方向性	具体的な取り組み
家庭や事業所における再生可能エネルギーの利用促進に努めます	太陽光発電設備の普及促進に係る周知啓発を図ります。 再生可能エネルギーの導入に関する国や県の補助制度等の情報を収集し町民や事業者に広く情報提供するとともに、町独自の補助制度の検討を進めます。
公共施設における再生可能エネルギーの活用を図ります	公共施設における太陽光発電などの再生可能エネルギー設備の設置を検討します。 再生可能エネルギーの導入に関する国や県の補助制度等の情報を収集し、公共施設への導入にあたって、活用が可能か検討します。

■再生可能エネルギーを推進するための環境指標

環境指標の項目	現状及び基準年度実績値 (令和元年度)	達成目標 前期 (R6)	達成目標 中期 (R10)	達成目標 後期 (R14)
町の公共施設における太陽光エネルギー利用施設数	10 箇所		11 箇所	

【町民の取り組み（例）】

- 再生可能エネルギーに関心を持ち、利用するよう心がけます。
- 家に太陽光発電など再生可能エネルギーが利用できるか調べてみるなど、導入を検討します。

【事業者の取り組み（例）】

- 工場廃熱など未利用エネルギーの有効利用を行います。
- 事業活動において、太陽光発電など再生可能エネルギーを積極的に導入し利用します。

3-3 気候変動の影響に適応したまちをつくる

【町の取り組み】

3-3-1 自然災害対策の推進

施策の方向性	具体的な取り組み
水害対策を推進します	河川や水路の改修、排水施設の整備、雨水流水対策等を推進します。
	下水道管や貯留施設等の適切な維持管理を行います。
	雨水幹線等の整備を行います。
	町民、事業者へ洪水ハザードマップの周知徹底を図ります。
水害に関する防災意識の向上を図ります	地域の自主防災組織の育成を促進し、防災訓練などを通じて、町民の水害に関する防災意識の向上を図ります。

3-3-2 健康対策の推進

施策の方向性	具体的な取り組み
熱中症対策を推進します	小中学校、福祉施設等におけるエアコン設置を完備するとともに、適切な温度設定と機器の維持管理に努めます。
	熱中症予防に係る情報提供や学習講座の開催を推進します。
感染症対策を推進します	感染症リスクに関する情報提供を行います。
	学校や保育所等における児童や園児の手洗い励行や給食の衛生管理の徹底を図ります。

3-3-3 気候変動に伴う自然環境との関わりの把握

施策の方向性	具体的な取り組み
生態系の変化を把握します	定期的に町内の動植物の生息・生育状況を調査します。【再掲】
	気候変動と生態系の変化に係る情報収集と提供に努めます。

【町民の取り組み（例）】

- 暑さ指数を確認できる熱中症モニターを携行します。
- 気候の変化に応じた居住環境の選択やライフスタイルの工夫を心がけます。
- 洪水ハザードマップを把握します。
- 防災グッズを準備します。
- 地域の防災活動に参加します。
- 身の回りの除菌やマスク着用等の感染症対策を行います。

【事業者の取り組み（例）】

- 食料や飲料水、生活必需品の備蓄を行います。
- 災害時の物流ルートや燃料供給に関して検討します。
- 事業活動における熱中症対策を徹底します。
- 事業所内における感染症対策を徹底します。

【滞在者の取り組み（例）】

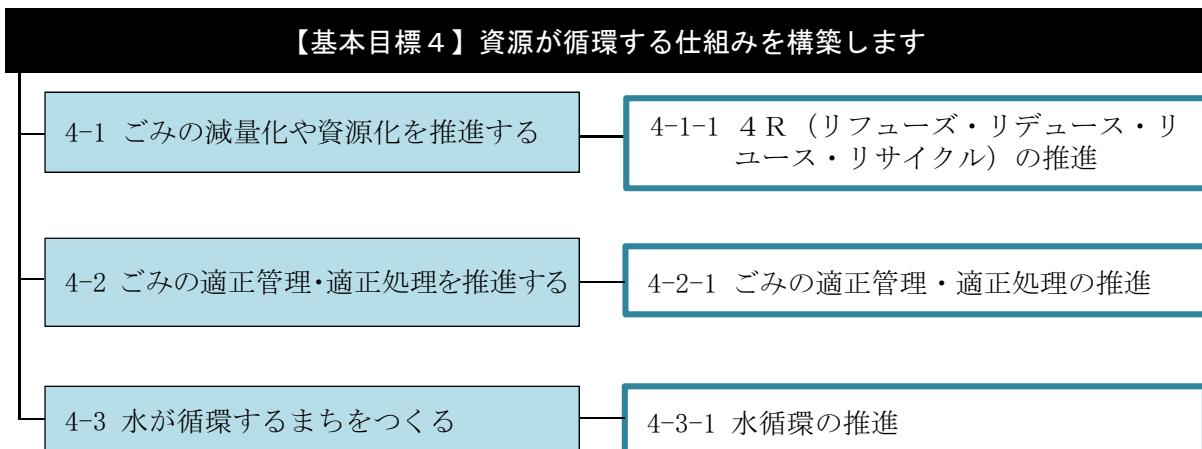
- 暑さ指数を確認できる熱中症モニターを携行します。
- 身の回りの除菌やマスク着用等の感染症対策を行います。

■気候変動の影響に適応したまちをつくるための環境指標

環境指標の項目	現状及び 基準年度実績値 (令和元年度)	達成目標 前期（R6）	達成目標 中期（R10）	達成目標 後期（R14）
自主防災訓練の実施回数	21回		22回	

【基本目標4】資源が循環する仕組みを構築します

(1) 取り組みの体系



【SDGs（持続可能な開発目標）との関連性】

本取り組みは SDGs のうち、「11. 住み続けられるまちづくりを」、「12. つくる責任 つかう責任」、「17. パートナーシップで目標を達成しよう」に資する取り組みとなります。



(2) 取り組みの内容

4-1 ごみの減量化や資源化を推進する

【町の取り組み】

4-1-1 4R（リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル）の推進

施策の方向性	具体的な取り組み
ごみの発生量を抑制します	生ごみ処理器（機）を普及推進するための広報を拡大します。
	生ごみ処理機器の設置補助等によるごみ減量化を推進します。
	学校給食の残りの堆肥化など、学校での率先的なごみ減量化を推進します。
	プラスチックごみ（レジ袋）の削減につながるマイバック運動を推進します。
	可燃ごみ及び廃プラスチック製容器包装の有料袋の継続及び見直しを推進します。
	事業者に対するごみの削減を周知啓発し指導を強化します。
	食品ロスを削減するための取り組みを推進します（3010運動等）。
	ごみの発生抑制に関する児童向け環境学習へ職員を派遣します。
	ごみについての出前講座を実施します。
	食品ロス削減などの協力店を充実させます。
リユース・リサイクルを推進します	フリーマーケットの開催による不用品再利用を促進します。
	不用品登録制度を推進します。
	機関紙などを通じてより分かりやすいごみの出し方を周知啓発するとともに指導を行います。
	廃棄物の回収・再資源化を促進します。
	家畜が排出する排泄物のリサイクルを促進します。

■ごみの減量化や資源化を推進するための環境指標

環境指標の項目	現状及び 基準年度実績値 (令和元年度)	達成目標 前期 (R6)	達成目標 中期 (R10)	達成目標 後期 (R14)
一人1日当たりのごみ排出量	784 g	729 g	725 g	721 g
一人1日当たり家庭系ごみ排出量	612 g	457 g	453 g	449 g
リサイクル率	27.6%	33.3%	35.8%	39.9%
一般廃棄物の年間総排出量	13,888 t	12,598 t	12,528 t	12,459 t
フリーマーケットの出店数	186 店舗	238 店舗／年の維持 (238 店舗は、H27 年度～R 元年度の平均値)		
「不要品登録制度」の年間利用件数(※成立した件数)	31 件	34 件	37 件	40 件

【町民の取り組み（例）】

- 生ごみ3キリ運動（使いキリ、食べキリ、水キリ）を実践します。
- 買い物時にはマイバッグを持参し、レジ袋削減などのリフューズ・リデュースを実践します。
- 生ごみの減量を心がけます。
- 食品ロスをなくします。
- リサイクルショップやフリーマーケットを利用します。
- 資源物は必ず分別して出します。
- リサイクル活動へ参加します。
- 電気製品を廃棄する際、家電リサイクル法に基づく適切な回収ルートを利用します。

【事業者の取り組み（例）】

- 毎月のごみ量を把握し、削減に努めます。
- 食品ロス削減などの協力店に参加します。
- リユース可能なものは、リユースを心がけます。
- レジ袋の削減や、過剰包装を行わないように努めます。
- 廃棄物は可能な限り資源物としてリサイクルします。

【滞在者の取り組み（例）】

- 買い物時にはマイバッグを持参し、レジ袋削減などのリフューズ・リデュースを実践します。
- 食品ロスをなくします。

4-2 ごみの適正管理・適正処理を推進する

【町の取り組み】

4-2-1 ごみの適正管理・適正処理の推進

施策の方向性	具体的な取り組み
ごみの適正管理を推進します	ごみの収集回数の適正化に努めます。
ごみの適正処理を推進します	広域化計画に基づく廃棄物の適正処理を推進します。 農業用廃棄物の適正処理を支援します。

■ごみの適正管理・適正処理を推進するための環境指標

環境指標の項目	現状及び基準年度実績値 (令和元年度)	達成目標 前期 (R6)	達成目標 中期 (R10)	達成目標 後期 (R14)
違反ごみの収集量	5,114kg/年	4,900kg/年	4,700kg/年	4,500kg/年

【町民の取り組み（例）】

- ごみ処理のルールを守ります。

【事業者の取り組み（例）】

- ごみ処理に関する計画を策定します。
- ごみは法令に基づき適正に処理します。

【滞在者の取り組み（例）】

- ごみ処理のルールを守ります。

4-3 水が循環するまちをつくる

【町の取り組み】

4-3-1 水循環の推進

施策の方向性	具体的な取り組み
まちづくりにおける水循環を推進します	農地・樹林地を保全し、地下水の涵養を図ります。
	雨水の敷地内浸透の促進を図ります。
	道路排水の地下浸透を図ります。
	雨水貯留槽の設置や、浄化槽の転用を進め、雨水利用を促進します。
地下水に係る情報収集、情報提供を推進します	地下水の揚水量、地下水位の状況を把握します。【再掲】

■水が循環するまちをつくるための環境指標

環境指標の項目	現状及び基準年度実績値 (令和元年度)	達成目標 前期 (R6)	達成目標 中期 (R10)	達成目標 後期 (R14)
雨水貯留施設設置助成件数 (平成 24 年度以降の累計)	35 件	55 件	71 件	87 件

【町民の取り組み（例）】

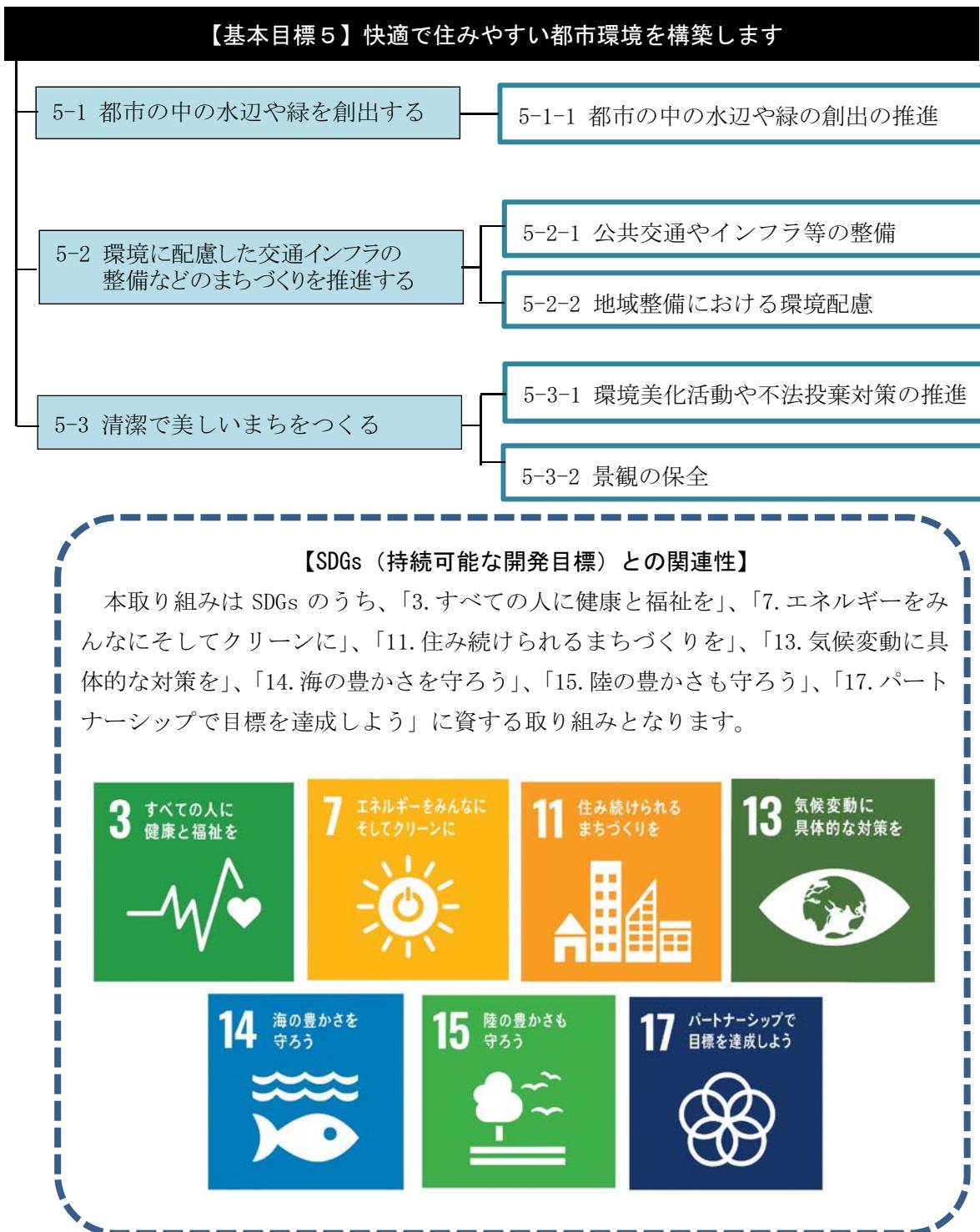
- 屋敷林を保全し、地下水の涵養に努めます。
- 雨水貯留槽などを設置し、雨水を散水などに利用します。
- 雨水浸透枠を設置し、宅地内の雨水浸透に努めます。

【事業者の取り組み（例）】

- 雨水貯留設備の導入などにより雨水を有効に活用します。
- 雨水浸透枠の設置などにより、地下水の涵養に努めます。
- 掘削工事にあたっては地下水保全対策を十分に行います。

【基本目標5】快適で住みやすい都市環境を構築します

(1) 取り組みの体系



※SDGs の 14. 「海の豊かさを守ろう」について

寒川町には海がありませんが、河川環境を保全することは、海の豊かさを守ることにつながるため、関連する取り組みとして位置づけています。

(2) 取り組みの内容

5-1 都市の中の水辺や緑を創出する

【町の取り組み】

5-1-1 都市の中の水辺や緑の創出の推進

施策の方向性	具体的な取り組み
公共施設における緑の創出を推進します	公園整備、維持管理を進めます。
	街路樹など、緑地帯の適切な維持・管理を進めます。
	公共施設の緑化を進めます。
市民、事業者の緑の創出を促進します	市民、事業者による緑化活動を推進します。
	開発時などにおける緑化を指導します。
潤いある水辺の創出を推進します	河川改修工事において、関係機関へ必要に応じ環境配慮を求めます。
	農業用排水路などの整備において、水辺環境に配慮します。
	町内の湧水地を保全し、活用方法を検討します。
	河川沿道の緑道化を推進します。

■都市の中の水辺や緑を創出するための環境指標

環境指標の項目	現状及び 基準年度実績値 (令和元年度)	達成目標 前期 (R6)	達成目標 中期 (R10)	達成目標 後期 (R14)
都市計画区面積に対する緑地の割合	28.2%		28.2% (現状維持)	
1人当たりの公園面積	3.8 m ²	3.9 m ²	4.0 m ²	4.1 m ²
緑化活動ボランティア数	12人	16人	20人	24人
河川を活用した事業実施回数 (他団体との連携を含む)	13回		17回／年の維持 (17回は、H27年度～R元年度の平均値)	
小出川の多自然型河川工法等による整備延長	2,692.9m		現状より増やす	
親水護岸の箇所数	2箇所		2箇所 (現状維持)	

【市民の取り組み（例）】

- 街路樹や公園などの緑を管理するための地域活動に参加します。
- 庭などに草木を植え、ブロック塀を生垣にするなど、敷地内の緑を増やします。
- 水辺環境の維持管理活動へ積極的に参加します。
- 河川沿いの散策などを通じて水辺への理解を深めます。
- 河川を汚さないようにします。
- 河川の清掃活動に協力します。
- 遊歩道など水辺とふれあえる場所を積極的に利用します。

【事業者の取り組み（例）】

- 地域の緑化活動について積極的に参加・支援します。
- 街路樹や公園などの緑を管理するための地域活動に参加します。
- 敷地内の緑化に努めます。
- 水辺環境の維持管理活動へ積極的に参加します。
- 河川の清掃活動に協力します。

【滞在者の取り組み（例）】

- 河川を汚さないようにします。
- 水辺を利用した際には、ごみの持ち帰りを行います。

5-2 環境に配慮した交通インフラの整備などのまちづくりを推進する。

【町の取り組み】

5-2-1 公共交通やインフラ等の整備

施策の方向性	具体的な取り組み
	安全で歩きやすい歩道の整備を進めます。
	自転車が利用しやすい環境づくりを推進します。
	不法占有物や放置自転車に関する取り組みを行います。
	幹線道路網の整備により、生活道路への通過交通量を削減します。
	【再掲】
利便性が高く、環境負荷の低減へ繋がる公共交通、インフラ整備を推進します	道路の維持補修等による道路面の適正な維持・管理に努めます。【再掲】
	日常の通勤・通学や買い物などで利用しやすい交通ネットワークを形成します。
	公共自転車駐車場の利便性を向上し、自転車利用を促進します。
	まちの公共交通機関の充実を図るとともに、公共交通機関の利用を促進します。
	サイクルアンドバスライドの利用を促進します。

5-2-2 地域整備における環境配慮

施策の方向性	具体的な取り組み
新たなまちづくりにあたって環境配慮に努めます。	ツインシティ倉見地区の整備にあたっては既存の農地や自然環境との調和に配慮するとともに、地球環境にやさしい環境共生都市の実現を目指します。

■環境に配慮した交通インフラの整備などのまちづくりを推進するための環境指標

環境指標の項目	現状及び基準年度実績値 (令和元年度)	達成目標 前期 (R6)	達成目標 中期 (R10)	達成目標 後期 (R14)
町道維持工事着手率 (90 路線)	93.3%	96.6%	98.9%	100%

【市民の取り組み（例）】

- 住民参加のまちづくりに参加します。
- サイクルアンドバスライドの設置箇所を把握し活用します。
- 公共交通機関や徒歩、自転車を使った生活を心がけます。
- 路上などに自転車を放置せず、自転車駐車場を利用します。

【事業者の取り組み（例）】

- 新たなまちづくりに関心を持ち、事業者として協力します。
- 通勤にあたっては電車やバスなどの公共交通機関を利用します。

【滞在者の取り組み（例）】

- 電車やバスなどの公共交通機関を利用します。

5-3 清潔で美しいまちをつくる

【町の取り組み】

5-3-1 環境美化活動や不法投棄対策の推進

施策の方向性	具体的な取り組み
散乱ごみ対策を推進します	ごみ集積場での散乱を防止します。
	ポイ捨て防止の啓発を進めます。
不法投棄対策を推進します	不法投棄パトロールを実施します。
	不法投棄箇所における看板設置などによる意識啓発活動を推進します。
環境美化活動を促進します	寒川町住みよい環境を守り育てるまちづくり条例に基づくまちの美化活動を推進します。
	自治会・企業・学校などでの環境美化活動等を支援します。
	まちぐるみ美化運動や河川美化キャンペーンなどの取り組みを推進します。
	ペットの適正な飼養方法について啓発します。(ペットの糞の放置禁止等)

5-3-2 景観の保全

施策の方向性	具体的な取り組み
まちなかにおける美しい景観を創出します	寒川駅周辺における緑の空間の維持を推進します。
	遊休農地等を活用した景観作物の栽培などを進めます。
	土地区画整理事業に併せ地区整備計画を策定し、秩序ある土地利用を図ります。
新たなまちづくりにおける美しい景観を形成します	ツインシティ倉見地区、田端西地区の整備など新たなまちづくりにあたっては、周辺環境と調和する景観を形成します。

■清潔で美しいまちをつくるための環境指標

環境指標の項目	現状及び 基準年度実績値 (令和元年度)	達成目標 前期 (R6)	達成目標 中期 (R10)	達成目標 後期 (R14)
不法投棄パトロールによる不法投棄箇所確認	3 箇所	2 箇所	1 箇所	0 箇所
自主的な環境美化活動の回数	50 回	55 回	60 回	65 回
環境美化活動の参加人数 (美化キャンペーンへの参加も含む)	4,567 人	4600 人	4,650 人	4,700 人
環境美化活動の実施団体等	43 団体	46 団体	49 団体	52 団体
さむかわエコネットの環境活動における参加人数(目久尻川クリーン作戦)	187 人	200 人	215 人	230 人

【町民の取り組み（例）】

- ごみのポイ捨てはしません。
- 土地所有者として不法投棄をされないよう対策に努めます。
- ごみの不法投棄防止のための情報提供に協力します。
- 周りに迷惑をかけない適正なペットの飼養を行います。
- 地域の清掃活動に参加します。
- 自宅周辺の清掃を行い、景観の維持に努めます。

【事業者の取り組み（例）】

- 産業廃棄物の不法投棄はしません。
- ごみの不法投棄防止のための情報提供に協力します。
- 環境美化活動に率先して取り組みます。
- 歩道などの道路上で、歩行の妨げになる看板などは設置しません。

【滞在者の取り組み（例）】

- ごみ捨てマナーを守り、景観の維持に努めます。

第5章 重点プロジェクト

1. 重点プロジェクトの考え方

本計画では、第3章で示した寒川町が目指す望ましい環境像「環境と人が共生し、次世代まで良好な環境が受け継がれ”新化”するまち さむかわ」を第4章で示した取り組みにより実現するものです。

一方で、本計画は令和14年度を目標とした12年間の長期的な計画となります。このため、速いスピードで変化する環境を取り巻く社会情勢を勘案すると、着実な進行管理のもと、その時々の情勢に見合った環境対策をフレキシブルに講じていく必要があります。

そこで、現在の社会情勢や町の環境課題を勘案した課題を踏まえ、本計画の前期期間である令和3年度から令和6年度の4年間で、着実に実施する町の取り組みを位置付けた重点プロジェクトを設定します。

重点プロジェクト設定にあたっての考え方を以下に示します。

- ・重点プロジェクトのテーマは、本計画の期間内のうち、前期、中期、後期の各期間（各4年間）で、その時々の情勢や町の環境に係る課題に対して重点的に実施するべき事項について位置付けるものとする。
- ・本計画書では、前期期間の重点プロジェクトのみを示すが、中期、後期の各重点プロジェクトの変更に伴う計画書の変更は行わず、各期の前年度に作成する環境報告書の中で位置付けるものとする。
- ・重点プロジェクトのテーマ及び取り組みの数は問わないものとする。
- ・重点プロジェクトに基づく取り組みは4年間のうち、毎年の数値管理目標を設定するものとし、毎年の進行管理において進捗状況を確認する。

本計画では、

「水辺を中心としたまちをきれいにしよう！プロジェクト」

「二酸化炭素排出実質ゼロのまちキックオフ！プロジェクト」

の2つのプロジェクトを設定します。

これらのプロジェクトを設定した背景を次頁以降に示します。

2. 前期期間における重点プロジェクト

町民を対象に実施したアンケート調査結果では、身近に感じる公害問題として「川や水路などの汚れや臭い」が多く挙げられ、汚れや臭いの要因として「ごみが捨てられているため」と感じていることがわかりました。

自然環境に対しては「川や水路などの水辺」、「樹林地などの緑」、「野生動植物」などいずれも満足度は高めではあるものの、自然環境を保全する上で不十分と思っていることとして「河川の水質をきれいにする取り組み」が比較的多く挙げられています。

第2次計画では、重点プロジェクトのひとつとして、「きれいな河川の再生」を挙げていましたが、目久尻川が比較的良好な状態となった一方で、小出川では依然として水質改善が必要な状態が続いているです。

小出川の水質改善にあたっては、寒川町のみならず近隣市町村や、国、県との協働による取り組みが必要不可欠ですが、アンケート調査結果にあるように、河川や用水路にごみ捨てないことなど、私たちの日常生活や事業活動の中での足元からの取り組みも重要です。

これらの状況を踏まえ、本計画では重点プロジェクトのテーマのひとつとして、以下に示すテーマを設定し、小出川をはじめとする町内の河川や用水路の水質改善と美化活動の推進を目指します。

水辺を中心としたまちをきれいにしよう！プロジェクト

【SDGs（持続可能な開発目標）との関連性】

本重点プロジェクトはSDGsのうち、特に「11.住み続けられるまちづくりを」に資する取り組みとなります。また、河川が繋がるその先は海であることから、間接的ではありますが、「14.海の豊かさを守ろう」にも資する取り組みにもなります。



※SDGsの14.「海の豊かさを守ろう」について

寒川町には海がありませんが、河川環境を保全することは、海の豊かさを守ることにつながるために、関連する取り組みとして位置づけています。

身近な環境課題としては、前述の川や水路の汚れが挙げられますが、世界に視野を広げると、異常気象や地球温暖化などの気候変動に係る問題が挙げられます。

我が国においても、近年の異常気象に端を発する水災害の発生は、地球温暖化に伴う気候変動の顕在化による影響と危惧されています。

平成 27 年（2015 年）に合意されたパリ協定では、「産業革命前からの世界の平均気温上昇を 2℃ 未満に抑え、可能ならば 1.5℃ 未満に抑える努力をする」との目標が国際的に広く示されました。平成 30 年（2018 年）に公表された IPCC（国連の気候変動に関する政府間パネル）の特別報告書では、この目標を達成するために、「令和 32 年（2050 年）までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロにする必要がある」と示されました。

このような中で、気候変動問題は私たち一人一人はもちろん、地球上に生きる全ての生きものにとっての喫緊の課題であるとし、我が国では、自治体レベルにおいて、2050 年に温室効果ガスの排出量又は二酸化炭素を実質ゼロ※にする「ゼロカーボンシティ」の実現を目指す取り組みを推奨しています。これには令和 2 年 6 月現在、全国で 100 自治体が表明しています。

寒川町では、これまでにも公共施設を中心とした省エネ対策等や、寒川広域リサイクルセンター、健康管理センター、小中学校での太陽光発電システム及び蓄電池の設置、町役場の全庁舎で LED 照明の導入を行うなど、低炭素社会の実現に向けて様々な地球温暖化対策を実施してきました。

これらの取り組みにより、町の事務事業に伴う温室効果ガス排出量は削減されてきたものの、今後の更なる排出量の削減に向けた取り組みを行う必要があります。

また、寒川町全体におけるライフスタイルや事業活動を含めた、ハード、ソフトの両面からの大きな変革が必要になると考えられます。

これらの状況を踏まえ、前述の「水辺を中心としたまちをきれいにしよう！プロジェクト」に加えて、以下に示すテーマを設定し、前期期間を長期的な視点で実現する二酸化炭素排出実質ゼロのまちのためのキックオフ期間とした取り組みを推進します。

二酸化炭素排出実質ゼロのまちキックオフ！プロジェクト

【SDGs（持続可能な開発目標）との関連性】

本重点プロジェクトは SDGs のうち、特に「7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに」、「13. 気候変動に具体的な対策を」に資する取り組みとなります。



※排出実質ゼロ：CO₂などの温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と、森林等の吸収源による除去量との間の均衡を達成すること。

【参考】第2次計画（旧計画）における重点プロジェクトと本計画との関係

第2次計画での重点プロジェクトでは「きれいな河川の再生」、「ごみ減量とリサイクルの推進」、「省エネルギーと地球温暖化への取り組み」の3つを設定していました。

これらの重点プロジェクトについては、これまでの取り組みにより改善されてきた面もありますが、未だに課題が解決されていないものや、改善されていても、今後もより良い環境を目指すべく継続した取り組みが必要なものもあります。

これらのこと踏まえ、第2次計画での重点プロジェクトで示したテーマについて、第3次計画でどのように引き継いでいくかを以下に示します。

■第2次計画における重点プロジェクトと本計画との関係

第2次計画（旧計画）での 重点プロジェクト	第3次計画（本計画）での引き継ぎ
きれいな河川の再生	重点プロジェクト「水辺を中心としたまちをきれいにしよう！プロジェクト」の取り組みの一環として引き継ぎます。
ごみ減量とリサイクルの推進	「基本目標4 資源が循環する仕組みを構築します」の取り組みで引き継ぎます。
省エネルギーと 地球温暖化への取り組み	重点プロジェクト「二酸化炭素排出実質ゼロのまちキックオフ！プロジェクト」の取り組みの一環として引き継ぎます。

3. 水辺を中心としたまちをきれいにしよう！プロジェクト

前期期間である令和3年度～令和6年度までの4年間において、水辺を中心としたまちをつくるために、以下に示す取り組みを重点的に進めていくものとします。

また、あわせて示す数値管理目標により、毎年度の進捗状況を確認し、必要に応じた取り組みの強化を行っていくものとします。

なお、本プロジェクトに関連する第4章で示した関連する環境指標は以下に示すとおりです。本取り組みを重点的に進めることにより、同環境指標の目標達成へ寄与していくものとします。

■第4章で示した関連する環境指標【再掲】

環境指標の項目	現状及び基準年度実績値 (令和元年度)	達成目標 前期 (R6)	達成目標 中期 (R10)	達成目標 後期 (R14)
工場・事業所からの排水基準の適合率	県測定 100% 下水道課測 77.8%	100% 100%	100% 100%	100%/年 100%/年
公共下水道人口普及率	93.19%	94.60%	95.72%	96.85%
公共下水道水洗化率 (下水道供用済人口比)	97.59%	98.09%	98.49%	98.89%
BODの環境基準適合率 ・目久尻川 ・小出川 ・一之宮幹線 (一之宮第二排水路)	100%/年 20.8%/年 83.3%/年	100%/年 29.2%/年 91.7%/年	100%/年 37.5%/年 100%/年	100%/年 41.7%/年 100%/年
さむかわエコネットの環境活動における参加人数(目久尻川クリーン作戦)	187人	200人	215人	230人

（1）小出川を中心とした河川水質の改善・監視強化

更なる水質改善が必要な小出川を中心とした、河川等の水質改善に向けた取り組みを推進します。

■具体的な取り組みと数値管理目標

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
取り組み1	目久尻川、小出川の水質調査（定期検査）の実施			
数値管理目標	年12回実施	年12回実施	年12回実施	年12回実施
取り組み2	小出川における流域自治体との水質調査情報交換による汚染源の特定と対策の検討			
数値管理目標	年1回以上の実施	年1回以上の実施	年1回以上の実施	年1回以上の実施

（2）下水道整備の推進と接続の推進

未整備区域の下水道整備を推進するとともに、下水道整備区域における未接続家庭への下水道への接続を推進します。なお、本取り組みは、寒川町公共下水道事業計画との連携により推進します。

■具体的な取り組みと数値管理目標

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
取り組み1	未整備区域の下水道整備の推進			
数値管理目標	761.38ha	761.66ha	762.17ha	762.17ha
取り組み2	未接続家庭等への公共下水道への接続の推進			
数値管理目標	18件	18件	18件	18件

（3）水辺を中心とした環境美化の推進

町や団体等が実施する美化活動の実施を推進するとともに、町民や事業者が自ら実施する美化活動に対する支援、美化活動により収集されるごみの量の削減などを推進します。

■具体的な取り組みと数値管理目標

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
取り組み1	河川美化キャンペーンの実施			
数値管理目標	年1回実施	年1回実施	年1回実施	年1回実施
取り組み2	目久尻川クリーン作戦及び小出川クリーン作戦の実施（さむかわエコネット主催）			
数値管理目標	年9回実施	年9回実施	年9回実施	年9回実施
取り組み3	まちぐるみ美化運動の実施			
数値管理目標	年2回実施	年2回実施	年2回実施	年2回実施
取り組み4	河川美化キャンペーン、目久尻川・小出川クリーン作戦、まちぐるみ美化運動、その他環境美化活動でのごみの収集量			
数値管理目標	54,000kg	53,500kg	53,000kg	52,500kg

(4) 水辺の自然とのふれあいの推進

水辺における自然とふれあう場の創出と、自然観察会など町民が自然とふれあう機会の充実を図ります。なお、本取り組みにあたっては、さむかわエコネットをはじめとする団体との協働により取り組んでいきます。

■具体的な取り組みと数値管理目標

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
取り組み1	目久尻川ふるさと緑道等における動植物への配慮や観察に資する整備			
数値管理目標	年1箇所以上実施	年1箇所以上実施	年1箇所以上実施	年1箇所以上実施
取り組み2	自然観察の森における自然観察会の実施			
数値管理目標	年1回以上実施	年1回以上実施	年1回以上実施	年1回以上実施
取り組み3	川の生き物調査隊、野鳥観察会の実施			
数値管理目標	年2回実施	年2回実施	年2回実施	年2回実施
取り組み4	自然環境に係るイベントへの参加人数の増進（川の生き物調査隊、野鳥観察会、目久尻川ふれあいウォーク）			
数値管理目標	250人	255人	260人	265人
取り組み5	町に生息・生育する動植物調査の実施			
数値管理目標	年4回以上実施	年4回以上実施	年4回以上実施	年4回以上実施

4. 二酸化炭素排出実質ゼロのまちキックオフ！プロジェクト

前期期間である令和3年度～令和6年度までの4年間において、二酸化炭素排出実質ゼロのまちをつくるための準備期間として、以下に示す取り組みを重点的に進めていくものとします。

また、あわせて示す数値管理目標により、毎年度の進捗状況を確認し、必要に応じた取り組みの強化を行っていくものとします。

なお、本プロジェクトに関連する第4章で示した関連する環境指標は以下に示すとおりです。本取り組みを重点的に進めることにより、同環境指標の目標達成へ寄与していくものとします。

■第4章で示した関連する環境指標【再掲】

環境指標の項目	現状及び基準年度実績値 (令和元年度)	達成目標 前期 (R6)	達成目標 中期 (R10)	達成目標 後期 (R14)
町の事務事業に伴う電気使用量 (H25実績を基準)	5,426Mwh/年	5,209Mwh/年	4,992Mwh/年	4,775Mwh/年
町の事務事業に伴うCO ₂ 排出量 (H25実績を基準)	2,614t-CO ₂	2,195 t -CO ₂	1,778 t -CO ₂	1,464 t -CO ₂
上水使用量	5,992千m ³	現状以下の維持		
町の公共施設における太陽光 エネルギー利用施設数	10箇所	11箇所		

（1）公共施設における施設設備等の運用改善

公共施設の設備等の運用方法を見直し、省エネルギー化を推進します。なお、本取り組みは、第2次寒川町地球温暖化対策実行計画（行政編）との連携により推進します。

■具体的な取り組みと数値管理目標

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
取り組み1	中央熱源型空調機における高効率な運転方法への調整			
数値管理目標	年1回実施	年1回実施	年1回実施	年1回実施
取り組み2	庁舎等の照明の間引き、必要限度の照度への調整			
数値管理目標	年1回実施	年1回実施	年1回実施	年1回実施
取り組み3	空調機器のフィルター類の清掃頻度を上げた送風効率の向上			
数値管理目標	年1回実施	年1回実施	年1回実施	年1回実施

(2) 公共施設における施設設備等の更新

公共施設において、新たに設備を導入する際や、現在保有している設備を更新する際には、エネルギー効率の高い設備等を導入します。なお、本取り組みは、第2次寒川町地球温暖化対策実行計画（行政編）との連携により推進します。

■具体的な取り組みと数値管理目標

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
取り組み1	高効率ヒートポンプなど省エネルギー型の空調設備への更新			
数値管理目標	1台以上			
取り組み2	街路灯をはじめとする町有施設の照明のLED化			
数値管理目標	1施設以上			
取り組み3	国・県の補助事業等を積極的に活用した省エネ設備の導入			
数値管理目標	1施設以上			

(3) 公共施設における再生可能エネルギーの導入

太陽光発電設備やバイオマスエネルギー等の再生可能エネルギーを積極的に導入します。なお、本取り組みは、第2次寒川町地球温暖化対策実行計画（行政編）との連携により推進します。

■具体的な取り組みと数値管理目標

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
取り組み1	広域避難所となる各小中学校や体育館における、災害時の機能維持を図るための太陽光発電設備や蓄電池、非常用電源の導入の検討			
数値管理目標	—			

(4) 湘南エコウェーブプロジェクトの推進

藤沢市・茅ヶ崎市との2市1町で連携し、様々な環境学習事業を通して、広域的に地球温暖化の防止及び気候変動適応への取り組みを推進します。

■具体的な取り組みと数値管理目標

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
取り組み1	みどりの保全セミナー、親子環境バスツアなどの各種環境学習事業を実施			
数値管理目標	年3回実施	年3回実施	年3回実施	年3回実施

(5) 再生可能エネルギー由来の電力調達による電力使用の低炭素化

現在、国をはじめ世界的に取り入れられている「RE100※」導入の取り組みを参考に、再生可能エネルギー由来の電力を積極的に調達し、町の事務事業に伴う電力使用の低炭素化を推進します。

■具体的な取り組みと数値管理目標

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
取り組み1	町の公共施設に再生可能エネルギー由来の電力を導入する			
数値管理目標	1施設	1施設	1施設	1施設

※RE100：国際環境NGOのThe Climate Group（クライメイト・グループ）が2014年に開始した国際的な企業の連合体のこと。REはRenewable Energyの略で、日本語では再生可能エネルギーを意味している。企業活動で必要なエネルギーの100%を水力や太陽光などの再生可能エネルギーで調達することを目指す企業が加盟している。

(6) 町民・事業者に対する省エネ行動や再生可能エネルギー導入の促進

家庭や事業所における省エネ行動を促進するとともに、再生可能エネルギーの導入に関する国や県の補助制度等の情報を収集し町民や事業者に広く情報提供を行います。

また、民間における省エネ行動や再生可能エネルギー導入に向けた町独自の制度の検討をすすめます。

■具体的な取り組みと数値管理目標

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
取り組み1	広報における省エネ行動促進特集記事の掲載			
数値管理目標	年2回(夏季1回、冬季1回)掲載	年2回(夏季1回、冬季1回)掲載	年2回(夏季1回、冬季1回)掲載	年2回(夏季1回、冬季1回)掲載
取り組み2	町内事業所に対する神奈川県の省エネ診断事業等の積極的な紹介と受診促進			
数値管理目標	受診事業者1社以上	受診事業者2社以上	受診事業者3社以上	受診事業者4社以上
取り組み3	町独自の再生可能エネルギー導入に向けた補助制度の検討と実施			
数値管理目標	制度の検討	制度開始(制度利用事業者2社以上)	制度開始(制度利用事業者2社以上)	制度開始(制度利用事業者2社以上)

(7) 二酸化炭素の吸収源となる樹林地の保全

森林吸収源対策として、寒川町森林整備計画に基づく適切な森林整備を行うとともに、現存する貴重な樹林地については地域制緑地の活用により樹林地保全の担保性の向上に努めます。

また、社寺林や屋敷林などの小さな樹林地についても保全します。

■具体的な取り組みと数値管理目標

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
取り組み1	地域森林計画対象民有林面積の維持			
数値管理目標	17.78ha	17.78ha	17.78ha	17.78ha
取り組み2	自然環境保全地域の指定の継続			
数値管理目標	2地区の指定維持	2地区の指定維持	2地区の指定維持	2地区の指定維持

(8) 都市緑化等による二酸化炭素の吸収源の創出

都市における二酸化炭素吸収源の創出のため、寒川町みどりの基本計画に基づき、都市公園（基幹公園、都市緑地、緑道）、公共施設緑地、民間施設緑地の維持、整備を推進します。

■具体的な取り組みと数値管理目標

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
取り組み1	街区公園などの身近な公園や、地区公園や運動公園などの大規模な公園、都市緑地、緑道などの整備の推進			
数値管理目標	18.81ha	19.38ha	19.38ha	19.38ha
取り組み2	公共施設における緑地の維持の推進			
数値管理目標	37.85ha	37.85ha	37.85ha	37.85ha
取り組み3	民間施設による緑地の維持の促進			
数値管理目標	10.29ha	10.29ha	10.29ha	10.29ha

第6章 計画の進行体制と進行管理

1. 計画の推進体制

(1) 推進体制の考え方

望ましい環境像の実現に向けて、本計画を総合的かつ計画的に推進するためには、各主体の自主的・積極的な取り組みと、参加と協働による地域ぐるみのパートナーシップの形成は欠かせません。そこで、各主体の取り組みの実効性を確保していく上で、計画の進行管理が最も重要となります。

環境基本計画を推進し、点検・評価していくための組織体制は次のとおりとし、それらを円滑に運営していきます。

■庁内組織

寒川町 環境調整委員会 (以下、調整委員会)	<p>【役割】 環境行政全般に関わる全庁的な調整や、本計画の進行管理にあたって総合的な調整を行います。</p> <p>【委員構成の概要】 副町長を長とし、環境施策に関する部局の部長職によって構成します。</p>
寒川町 環境調整委員会 専門部会 (以下、専門部会)	<p>【役割】 環境施策に関する検討及び総合的な調整を行います。</p> <p>【委員構成の概要】 環境経済部長を長とし、第4章、第5章で示す取り組みを所管する担当課の長を含む、環境施策に関する部局の課長職によって構成します。</p>
各担当課	<p>【役割】 本計画で位置付けられた環境施策を実施します。</p>
事務局 (環境課)	<p>【役割】 「各担当課」からの報告、「寒川町環境審議会」からの答申を受け、「寒川町環境報告書(以下環境報告書)」の取りまとめ及び公表などを行います。</p>

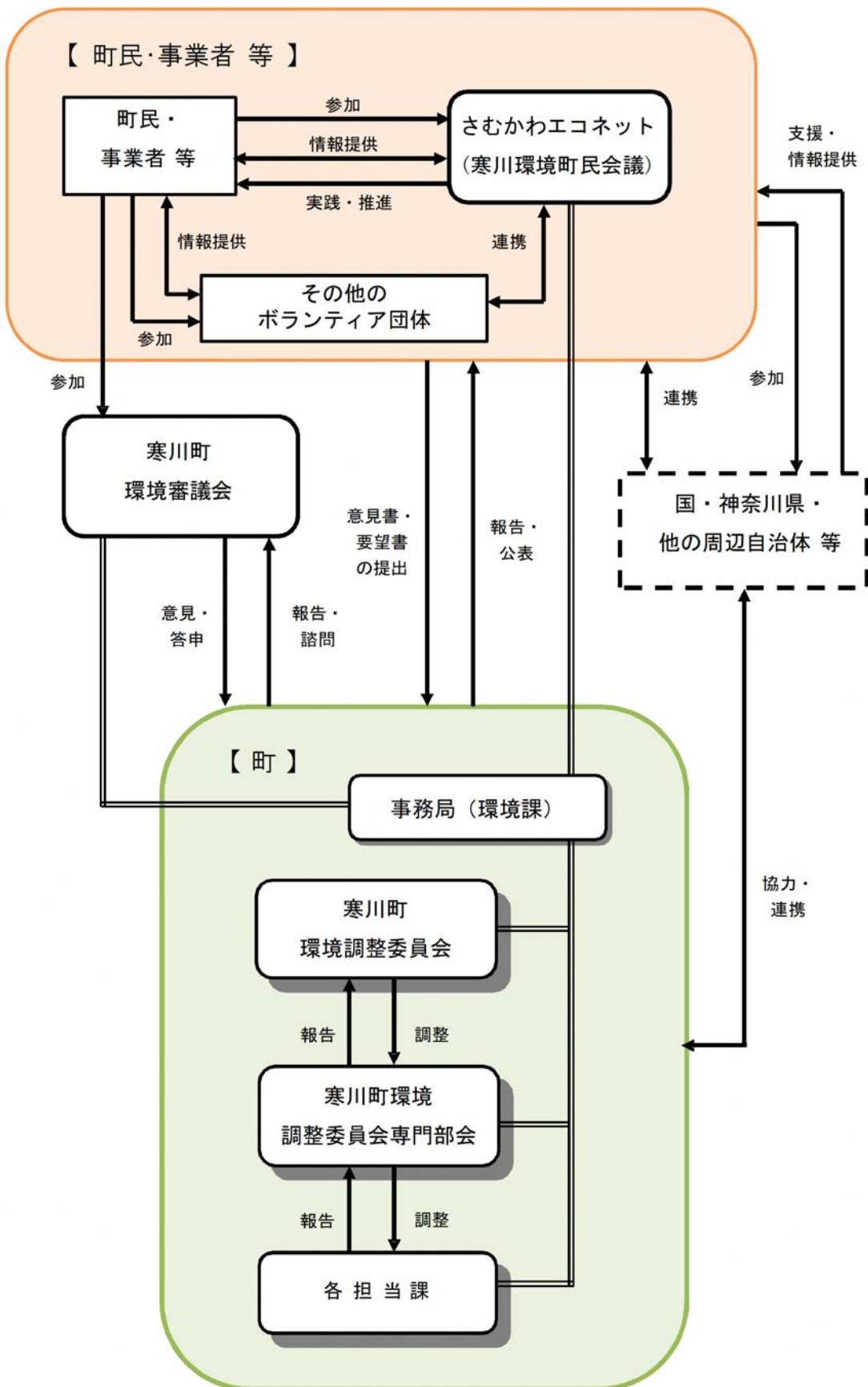
■府外組織

寒川町環境審議会	<p>【役割】 環境基本条例第20条に基づき町長が設置する組織。町長の諮問に応じ、本計画の策定及び変更や、環境の保全と創造に関する基本的事項・重要事項などについて調査審議し、答申します。</p> <p>【委員構成】 町民・関係団体の代表者及び学識経験者のうちから町長が委嘱します。</p>
さむかわエコネット (寒川環境町民会議)	<p>【役割】 本計画を推進するにあたっての町民、事業者の参加を牽引する組織であり、環境に関する情報を発信し、市民・事業者の環境活動を促進します。あわせて、本計画の推進にあたって取り組みに対する意見やアイデアを各主体に提案したり、町が行うイベントや調査などに協力します。</p> <p>【メンバー構成】 町（環境課）が事務局となり、町民・事業者によって構成します。</p>

（2）国、神奈川県、周辺自治体などの連携

今日の環境問題は、一自治体だけで対応することが困難な広がりをみせています。

このため、広域的な視点を要する取り組み、あるいは技術的・財政的な理由などで町が単独で対応することが難しい取り組みについては、国や神奈川県、周辺自治体などの緊密な連携を図りながら対応していきます。



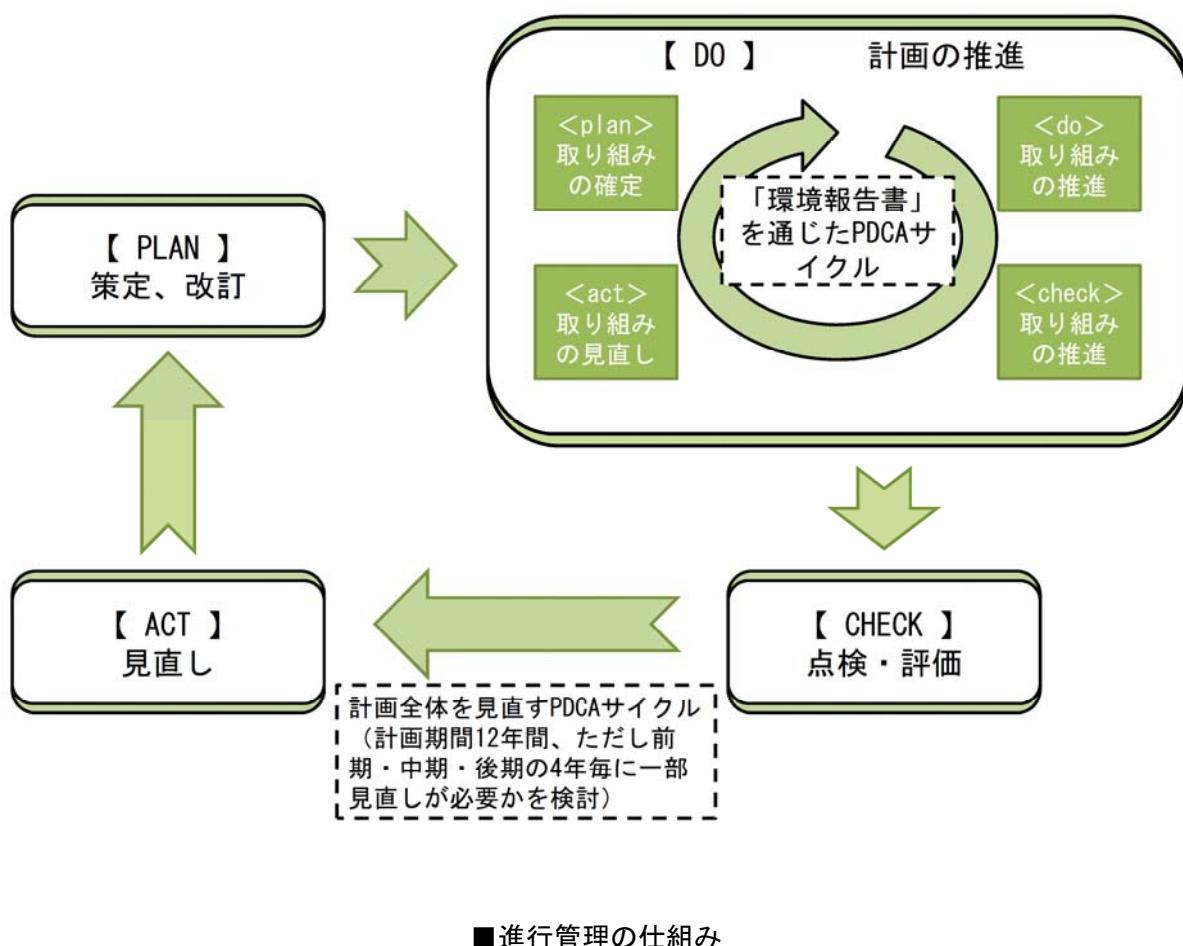
■計画の推進体制

2. 進行管理の仕組みと手順

(1) 進行管理の考え方

本計画で定めたさまざまな取り組みを着実に実践するとともに、本計画の継続的な改善を図っていくために、PDCA サイクル（P（Plan：計画立案）→D（Do：実践）→C（Check：点検・評価）→A（Act：見直し））の考え方により、進行管理を行っていきます。

具体的には、毎年度作成する「環境報告書」のとりまとめを通じた「毎年度の進行管理を行うための PDCA サイクル」と、「計画を見直すための PDCA サイクル」により管理を行っていきます。



(2) 毎年度のPDCAサイクル

毎年度のPDCAサイクルは、以下に示す事項により進めることとします。なお、点検、評価した結果については、環境報告書として取りまとめを行い、町民・事業者等に公表するものとします。

■毎年度のPDCAサイクル（進行管理）

P（計画立案）	予算を確定し、取り組みの変更、追加を行います。
D（実践）	本計画に基づき、取り組みを推進します。
C（点検・評価）	環境の現況及び環境指標の点検、施策の進捗状況の点検などを行います。
A（見直し）	翌年度の取り組みや予算への反映方針を検討します。

(3) 計画を見直すためのPDCAサイクル

計画を見直すためのPDCAサイクルは、以下に示す事項により進めることとします。

なお、本計画は令和14年度（2032年度）までを計画期間としますが、今後の社会情勢の変化や環境に関する知見の向上、町民の環境に対する価値観の変化などに適切に対応するため、必要に応じて柔軟に計画を見直します。

特に前期・中期・後期の点検・評価時（4年毎）においては、寒川町総合計画2040の実施計画の策定と併せて、本計画の中間見直しが必要かを検討し、必要があると判断された場合は、計画の一部見直しを行います。

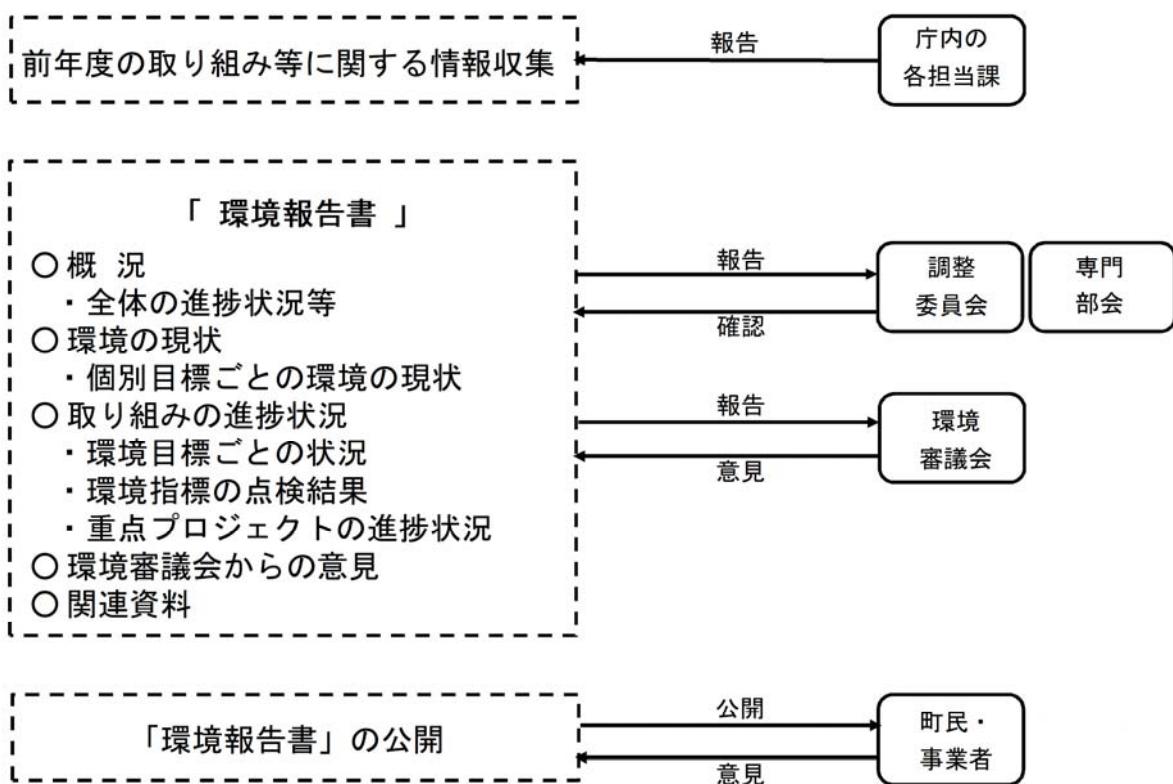
なお、重点プロジェクトについては、4年間ごとにテーマを設定し取り組み内容を位置付けますが、重点プロジェクトのみの変更については、計画書自体の変更は行わず環境報告書での位置付けに代えるものとします。

■計画全体を見直すPDCAサイクル

P（計画立案）	環境基本計画の策定、又は改定を行います。
D（実践）	各主体により、本計画で位置付けられた取り組みを実行します。
C（点検・評価）	計画の点検・評価を行います。
A（見直し）	点検・評価の結果に基づき、計画を見直します。

■ 「環境報告書」の作成の手順

- ① 「環境指標」、「各種環境データ」、「環境施策の取り組み状況」を報告する
【 進行管理担当課・関係各課 ⇒ 事務局 】
- ② 環境報告書（案）を取りまとめる
【 基本目標管理担当課・事務局 】
- ③ 環境報告書（案）を「環境調整委員会・同専門部会」へ報告する
【 事務局 ⇒ 環境調整委員会・同専門部会 】
- ④ 環境報告書（案）を「環境審議会」へ報告し、意見をもらう【 町長 ⇒ 環境審議会 】
- ⑤ 環境審議会での意見を含め、環境報告書を取りまとめ、町民へ公表する
【 町長 ⇒ 町民・事業者 】
- ⑥ 環境報告書の内容を翌年度予算に反映させる
【 関係各課 】



3. 環境指標の点検方法

環境目標の達成に向けて、以下の点検手法を用いて環境指標を定期的に点検し、施策の取り組み方針や環境指標の見直しに反映させます。

【基本目標 1】健康で、安心して暮らせるまちを形成します

1-1 空気と水をきれいにする

環境指標	進行管理 担当課	点検手法	参照頁
NO ₂ の各測定箇所での環境基準達成率	環境課	町が実施する NO ₂ 測定において、測定時間内で環境基準を達成した時間の割合	54
SPM の各測定箇所での環境基準達成率	環境課	町が実施する SPM 測定において、測定時間内で環境基準を達成した時間の割合	54
町内における電気自動車導入累積台数	環境課	町内の電気自動車登録台数（累積）	54
工場、事業所からの排水基準の適合率	環境課 下水道課	町が実施する工場・事業所の排水調査において、排水基準に適合した回数の割合	54
公共下水道人口普及率	下水道課	下水道処理区域人口 ÷ 行政区域人口	54
公共下水道水洗化率 (下水道供用済人口比)	下水道課	水洗化人口 ÷ 処理区域人口	54
BOD の環境基準適合率 ・目久尻川 ・小出川 ・一之宮幹線（一之宮第 2 排水路）	環境課	町が各河川、水路において 1 年間を通じて BOD を測定し、環境基準に適合した回数の割合	54
地下水の環境基準適合率 (4 年毎の県メッシュ調査井戸における適合率)	環境課	4 年毎に県が実施する地下水調査において、環境基準に適合した地点数の割合	54
公害苦情件数 ・大気汚染に係る苦情 ・水質汚濁に係る苦情	環境課	1 年間に町に寄せられる大気汚染・水質汚濁の苦情件数	54
水質事故件数 ・水質事故に係る対応件数	環境課	1 年間で町が対応した水質事故の件数	54

※「進行管理担当課」については、令和 2 年度に実施を予定している組織改正によって変更となる場合があります。

1-2 生活に不快感を与える騒音や悪臭等を防止する

環境指標	進行管理 担当課	点検手法	参照頁
道路交通騒音の環境基準達成率	環境課	町が実施する道路交通騒音調査において、環境基準を達成した割合	57
道路交通振動の環境基準達成率	環境課	町が実施する道路交通振動調査において、振動規制法に基づく要請限度を達成した割合	57
臭気の規制基準値の達成状況	環境課	町が実施する臭気調査において、悪臭防止法に基づく規制基準値に適合した割合	57
公害苦情件数 ・騒音に係る苦情 ・振動に係る苦情 ・悪臭に係る苦情	環境課	1年間に町に寄せられる騒音・振動・悪臭の苦情件数	57

1-3 災害時の対応等の生活環境対策を推進する

環境指標	進行管理 担当課	点検手法	参照頁
ダイオキシン類の大気調査における最大値	環境課	町が測定したダイオキシン類の大気環境濃度の最大値	59
ダイオキシン類の水質調査における最大値	環境課	町が測定したダイオキシン類の水質環境濃度の最大値	59
ダイオキシン類の土壌調査における最大値	環境課	町が測定したダイオキシン類の土壌環境濃度の最大値	59
ダイオキシン類の底質調査における最大値	環境課	町が測定したダイオキシン類の底質環境濃度の最大値	59
地盤沈下の状況	環境課	一級水準点測量調査において年間2cm以上沈下した水準点の数	59

※「進行管理担当課」については、令和2年度に実施を予定している組織改正によって変更となる場合があります。

【基本目標2】歴史とともに育まれた自然と共生します

2-1 農地を保全し、農地の持つ環境保全機能を強化、活用する

環境指標	進行管理 担当課	点検手法	参照頁
遊休農地面積	農政課	町内の遊休農地面積	61
農産物直売施設数	農政課	町内の農産物直売施設数	61
家庭菜園区画数	農政課	家庭菜園の募集区画数	61
エコファーマー認定農家数	農政課	エコファーマー制度に認定された農家数	61

2-2 生きものの生息空間を保全し、生物多様性を確保する

環境指標	進行管理 担当課	点検手法	参照頁
自然環境保全地域面積	都市計画課	県指定自然環境保全地域の指定面積	63
保存樹林面積	都市計画課	町指定保存樹林の指定面積	63
保存樹木指定本数	都市計画課	町指定保存樹木の指定本数	63
環境学習講座や自然観察会 への参加人数	環境課	環境学習講座や自然観察会等(環境課事 業)の年間延べ参加人数	63

2-3 歴史・文化を保全し、次世代へ継承する

環境指標	進行管理 担当課	点検手法	参照頁
町内の指定・登録文化財の件数	教育総務課	町内における町、国、県の指定・登録文 化財の件数	65
普及啓発活動等の参加者数	教育総務課	文化財に係る講座・イベントなどの普及 啓発活動等の参加者数	65

※「進行管理担当課」については、令和2年度に実施を予定している組織改正によって変更となる場合があります。

【基本目標3】低炭素社会の実現に向けた地球温暖化対策を推進します

3-1 省エネルギーを推進する

環境指標	進行管理 担当課	点検手法	参照頁
町の事務事業に伴う電気使用量（H25実績を基準）	環境課 施設再編課 施設所管課	町公共施設全体の年間電気使用量	68
町の事務事業に伴うCO ₂ 排出量（H25実績を基準）	環境課	町公共施設全体及び事業の実施に伴う年間総CO ₂ 排出量	68
上水使用量	環境課	町全体の年間上水道給水量（家事用、営業用、公共用の計）	68

3-2 再生可能エネルギーの利用を推進する

環境指標	進行管理 担当課	点検手法	参照頁
町の公共施設における太陽光エネルギー利用施設数	環境課	町の公共施設における太陽光エネルギー利用施設数	69

3-3 気候変動の影響に適応したまちをつくる

環境指標	進行管理 担当課	点検手法	参照頁
自主防災訓練の実施回数	市民安全課	地域の自主防災組織における自主防災訓練の実施回数	71

※「進行管理担当課」については、令和2年度に実施を予定している組織改正によって変更となる場合があります。

【基本目標4】資源が循環する仕組みを構築します

4-1 ごみの減量化や資源化を推進する

環境指標	進行管理 担当課	点検手法	参照頁
一人1日当たりのごみ排出量	環境課	一人1日当たりのごみ排出量（事業系一般廃棄物も含む）	74
一人1日当たり家庭系ごみ排出量	環境課	一人1日当たりのごみ排出量（家庭系のみ）	74
リサイクル率	環境課	ごみの資源化量÷ごみの総排出量	74
一般廃棄物の年間総排出量	環境課	町全体の年間総排出量	74
フリーマーケットの出店数	環境課	ニコニコリサイクルフリーマーケットの出店数	74
「不要品登録制度」の年間利用件数（※成立した件数）	市民窓口課	不用品登録制度を利用し、品物のやりとりが成立した件数	74

4-2 ごみの適正管理・適正処理を推進する

環境指標	進行管理 担当課	点検手法	参照頁
違反ごみの収集量	環境課	町で回収した違反ごみの収集量	75

4-3 水が循環するまちをつくる

環境指標	進行管理 担当課	点検手法	参照頁
雨水貯留施設設置助成件数 (平成24年度以降の累計)	下水道課	雨水貯留施設設置助成件数（平成24年度以降の累計）	76

※「進行管理担当課」については、令和2年度に実施を予定している組織改正によって変更となる場合があります。

【基本目標5】快適で住みやすい都市環境を構築します

5-1 都市の中の水辺や緑を創出する

環境指標	進行管理 担当課	点検手法	参照頁
都市計画区面積に対する緑地の割合	都市計画課	航空写真判読等による公園、農地、草地等の面積割合	78
1人当たりの公園面積	都市計画課	都市公園面積÷行政区域人口	78
緑化活動ボランティア数	都市計画課	緑化活動の取り組むボランティアの人数	78
河川を活用した事業実施回数（他団体との連携を含む）	環境課	河川を活用した事業の実施回数(他団体との連携を含む)	78
小出川の多自然型河川工法等による整備延長	都市計画課	小出川における多自然型河川工法等による整備延長	78
親水護岸の箇所数	都市計画課	水とふれあえる護岸の箇所数	78

5-2 環境に配慮した交通インフラの整備などのまちづくりを推進する。

環境指標	進行管理 担当課	点検手法	参照頁
町道維持工事着手率（90路線）	道路課	町道90路線を対象とした維持工事に着手した路線数の割合	80

5-3 清潔で美しいまちをつくる

環境指標	進行管理 担当課	点検手法	参照頁
不法投棄パトロールによる不法投棄箇所確認	環境課	不法投棄パトロールによる不法投棄確認箇所数	82
自主的な環境美化活動の回数	環境課	環境美化活動の実施回数	82
環境美化活動の参加人数（美化キャンペーンへの参加も含む）	環境課	環境美化活動及び美化キャンペーンの参加人数	82
環境美化活動の実施団体等	環境課	環境美化活動の実施団体（個人を含む）数	82
さむかわエコネットの環境活動における参加人数（目久尻川クリーン作戦）	環境課	さむかわエコネットが主催する目久尻川クリーン作戦の参加人数	82

※「進行管理単担当課」については、令和2年度に実施を予定している組織改正によって変更となる場合があります。